高齢者保健福祉計画・認知症施策推進計画・介護保険事業計画

矢板市　あんしん・ささえあいプラン
【第10期計画】
（案）

令和9（2027）年度～令和11（2029）年度

令和9（2027）年●月

矢板市

ごあいさつ

令和9(2027)年●月　　矢板市長

目　次

第１部 総論 3

第1章 計画の策定にあたって 5
第1節 計画策定の背景と趣旨 5
第2節 計画の位置づけと期間 6
第3節 計画の策定体制 8
第4節 第10期計画策定における主な視点 9
第2章 矢板市の高齢者を取り巻く状況 11
第1節 矢板市の人口と世帯の状況 11
第2節 矢板市の介護保険事業の状況 13
第3節 アンケート調査結果 19
第4節 矢板市の高齢者を取り巻く主な課題 34
第3章 計画の基本的な考え方 36
第1節 第 10 期プランの基本理念 36
第2節 基本目標 37
第3節 保健・福祉エリア、日常生活圏域と介護サービス基盤 38
第4節 矢板市の高齢者数等の将来推計 41
第5節 計画の全体像 44
第6節 SDGsの目標の達成に向けた取組 45

第２部 地域包括ケアシステムの推進 47

第1章 孤立防止と質の高い生活づくり 50
第1節 孤立防止事業の充実 51
第2節 交流の促進 54
第3節 社会活動への参加促進 56
第4節 生涯学習・スポーツの推進 64
第2章 健康づくりと介護予防の充実・推進 67
第1節 保健事業の充実 68
第2節 介護予防の普及と啓発 76
第3節 介護予防サービスの充実 79
第3章 日常生活支援の充実 82
第1節 日常生活の支援 83
第2節 安全確保事業の充実 85
第3節 相談事業と権利擁護の推進 88
第4章 高齢者等の暮らしを支える地域づくり 92
第1節 地域包括ケアシステムの基盤強化 93
第2節 在宅における医療と介護の支援 99
第3節 高齢者が暮らしやすい環境づくり 105

第5章 認知症とともに安心して暮らせるまちの実現 （矢板市認知症施策推進計画） 110
はじめに 計画の策定にあたって 110
第1節 認知症への正しい知識の普及と理解を深めるための取組 116
第2節 認知症の人と家族を支える取組の推進 118
第3節 認知症の人の社会参加及び本人参画の推進 120
第4節 認知症予防の推進と早期発見・対応に向けた取組 121
第6章 介護サービスの充実 124
第1節 介護サービス基盤の整備 125
第2節 介護サービスの量の見込み 128

第1部
総論

第1章　計画の策定にあたって

第1節　計画策定の背景と趣旨

(1)高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進

国においては、平成 12(2000)年度に介護保険制度を創設し、高齢化の進展や社会情勢の変化に対応しながら制度の見直しを重ねてきました。介護保険制度は、高齢者の生活を支える重要な社会保障制度として定着しており、今後も安定的かつ持続可能な制度運営が求められています。

一方、令和 22(2040)年には、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口の増加や介護ニーズの多様化・複雑化が見込まれる中で、生産年齢人口の減少に伴う介護人材の確保が大きな課題となっています。このような中、介護サービスの質を確保しながら、介護現場の生産性向上や介護テクノロジーの活用を進め、限りある社会資源を効果的・効率的に活用していくことが求められています。

また、高齢者が住み慣れた地域で、自らの能力に応じてできる限り自立した生活を続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保・提供される「地域包括ケアシステム」を、地域の実情に応じてさらに深化・推進していくことが重要となっています。

(2)地域共生社会を目指した体制づくり

地域包括ケアシステムは、高齢者を対象とした仕組みとして発展してきましたが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支えるという考え方は、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等、さまざまな分野にも共通するものです。

その考え方に基づき、地域住民一人一人が役割を持ち、互いに支え合いながら、自分らしく暮らし続けることができる社会を「地域共生社会」と言います。「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の充実が求められています。

本市においても、地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政等が協働し、公的な福祉サービスと地域の支え合いを組み合わせながら、地域や個人が抱える多様な生活課題に対応できる包括的な支援体制の充実を図る必要があります。

(3)本市における第10期計画の策定

このような背景を踏まえ、本計画は、令和 22(2040)年を見据えた中長期的な視点に立ち、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な方向性を示すものです。

本計画に基づき、介護給付等対象サービスの計画的な提供体制の確保を図るとともに、地域支援事業の充実や介護予防の推進、多様な主体との連携による地域づくりを進め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。また、介護人材の確保・定着や介護現場の生産性向上等、持続可能な介護サービス提供体制の構築に向けた取組を推進します。

第2節　計画の位置づけと期間

(1)根拠法令等

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第 20 条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく介護保険事業計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第13条に基づく認知症施策推進計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

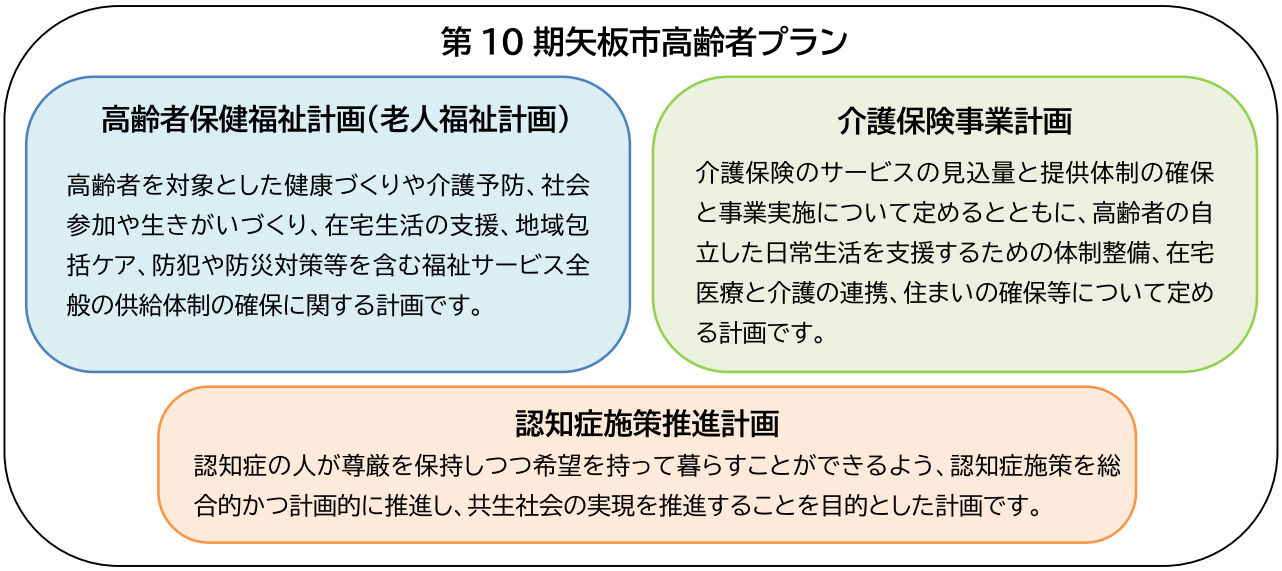

(2)他の計画等との関係

本計画は、上位計画である「矢板市総合戦略」及び福祉分野の総合的な計画である「矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画」や、「すこやか矢板 21(矢板市健康増進計画)」「矢板市障がい者福祉計画」等、本市の高齢者の保健福祉に関わりのある諸計画と連携を図りながら策定するものです。

また、「はつらつプラン 21(栃木県高齢者支援計画)」、栃木県保健医療計画、栃木県ケアラー支援推進計画との整合性を意識したものとします。

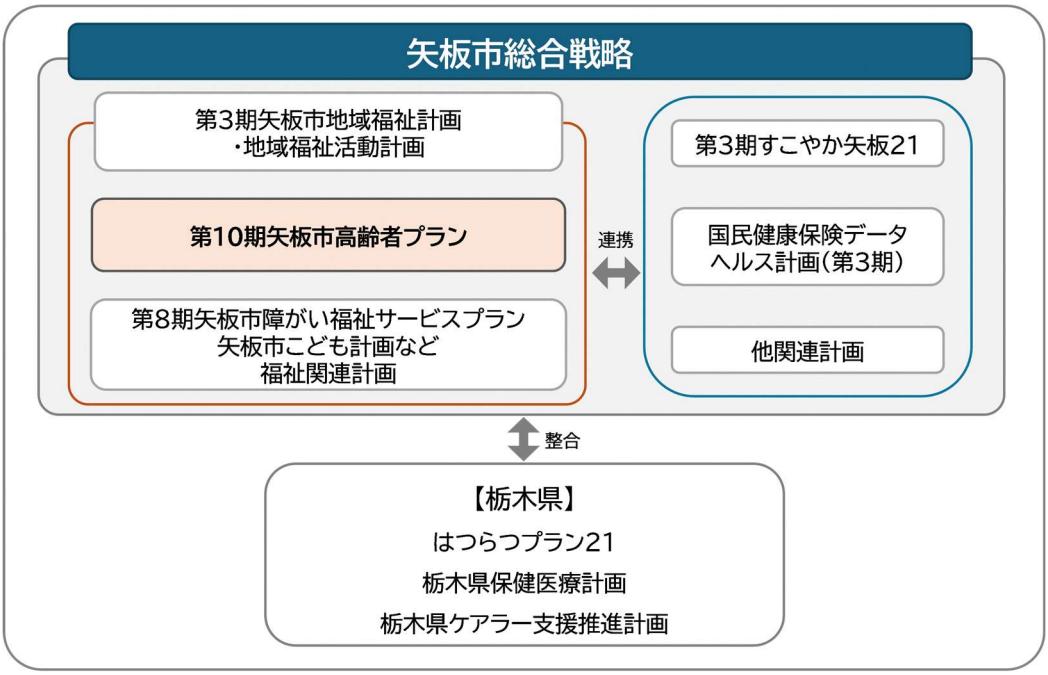

(3)計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年までを見据えた中長期的な視点で計画を推進するとともに、今後も3年ごとに見直し・改善を図る予定です。

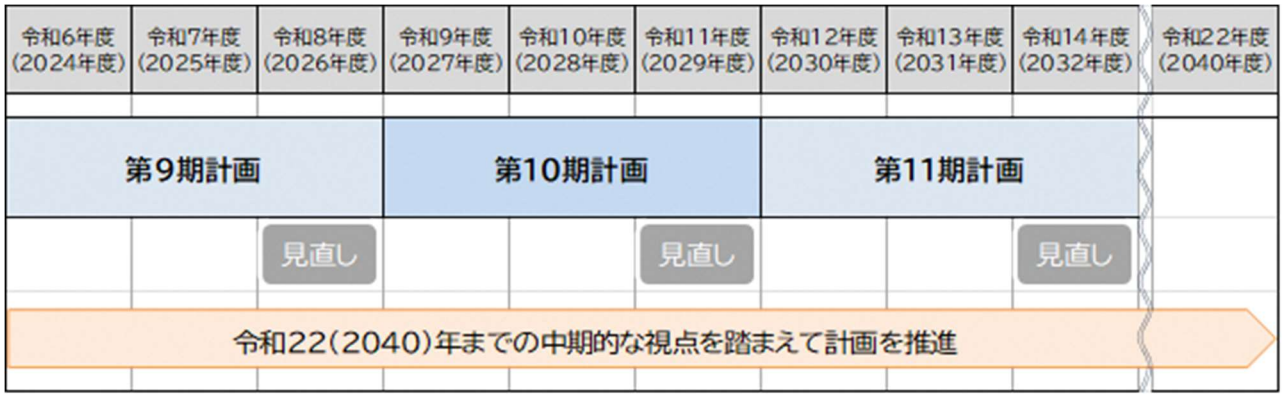

第3節　計画の策定体制

(1)矢板市高齢者プラン策定委員会

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者、被保険者の代表、公募による市民代表等の参画により設置した「矢板市高齢者プラン策定委員会」において計画内容を総合的に審議いただきました。

(2)矢板市高齢者プラン策定委員会幹事会

庁内においては、「矢板市高齢者プラン策定委員会幹事会」を組織し、関係各課との連携を図り、具体的な施策・事業についての検討・調整を行いました。

(3)アンケート調査

本市の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見等をうかがい、計画づくりの参考資料として活用するため、高齢者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(4)パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和8(2026)年11月27日から12月28日まで、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第4節　第10期計画策定における主な視点

(1)介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

第10期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)の改正が行われました。第10期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

①介護サービス基盤の計画的な整備

■介護保険事業(支援)計画の策定

・令和22(2040)年を見据え、地域の人口動態や介護ニーズの中長期的な見込みを踏まえた推計を行い、都道府県と市町村、地域の関係者が共通の課題認識を持ちながら、今後のサービス提供体制について検討します。

・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化を図るとともに、地域の現状把握・分析に必要な指標等を示し、計画策定を支援します。

■地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

・中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等、地域の特性を踏まえて計画を策定し、それぞれの実情に応じたサービス提供体制の構築を進めます。特に、介護人材の確保や生産性向上、特例介護サービスの活用等、地域の課題に応じた対応を検討します。

・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居状況も踏まえ、必要な介護サービスの確保を図ります。

②地域包括ケアシステムの深化

■総合事業の充実

・介護予防・日常生活支援総合事業について、多様な主体とのつながりをさらに広げるとともに、サービスや活動の充実と質の向上を図ります。

・取組の分析・評価を行い、地域の実情に応じた効果的な事業の推進につなげます。

■身寄りのない高齢者等への支援

・頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える生活上の課題について、地域全体の課題として捉え、関係者が連携して対応を検討します。必要な支援が途切れることなく提供される地域づくりを進めます。

■認知症施策の推進

・共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症への理解促進や相談支援、地域での支え合い等の取組を推進します。

③介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

■介護人材の確保と関係者の連携強化

・都道府県を中心として、介護人材の確保に向けた関係者の連携体制を構築し、地域の介護事業者や関係機関が協働して課題解決に取り組める環境を整備します。

■介護現場の生産性向上と経営基盤の強化

・介護現場におけるテクノロジーの活用等を進め、業務の効率化や職員の負担軽減を図ります。

・事業者間の協働化・大規模化等を促進し、介護サービスを安定的に提供できる経営基盤の強化を進めます。

（2）関連法の改正

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）が令和8（2026）年6月25日に公布され、一部を除き令和9（2027）年4月1日に施行される予定です。

これは、質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化するものであり、主な改正事項は以下のとおりとなります。

■主な改正事項

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

（1）小規模市町村における包括的な支援体制の整備

▶小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設

（2）特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

▶中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設

▶地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設

（3）頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

▶頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付け

（4）成年後見制度等の適切な利用の支援

▶市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能に

（5）有料老人ホーム制度の見直し

▶中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入

（6）介護保険事業（支援）計画の見直し

▶介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直し

▶電子資格確認の導入等、介護被保険者証について見直し

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援

（1）福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

▶福祉人材確保のための協議会の設置が都道府県の努力義務に

（2）ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

3. 支援基盤の強化等

（1）社会福祉連携推進法人制度の活用推進

（2）災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

▶災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備

第2章　矢板市の高齢者を取り巻く状況

第1節　矢板市の人口と世帯の状況

(1)人口動態

本市の総人口は減少傾向にあり、令和8(2026)年には29,381人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口はいずれも減少傾向にあります。

高齢者人口(65歳以上)は、令和3(2021)年の10,445人から令和6(2024)年には10,641人まで増加した後、一時減少しましたが、令和8(2026)年には10,643人となっています。

一方、総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は、令和3(2021)年の33.2%から令和8(2026)年には36.2%へと3.0ポイント上昇しており、人口減少と少子高齢化が進行しています。

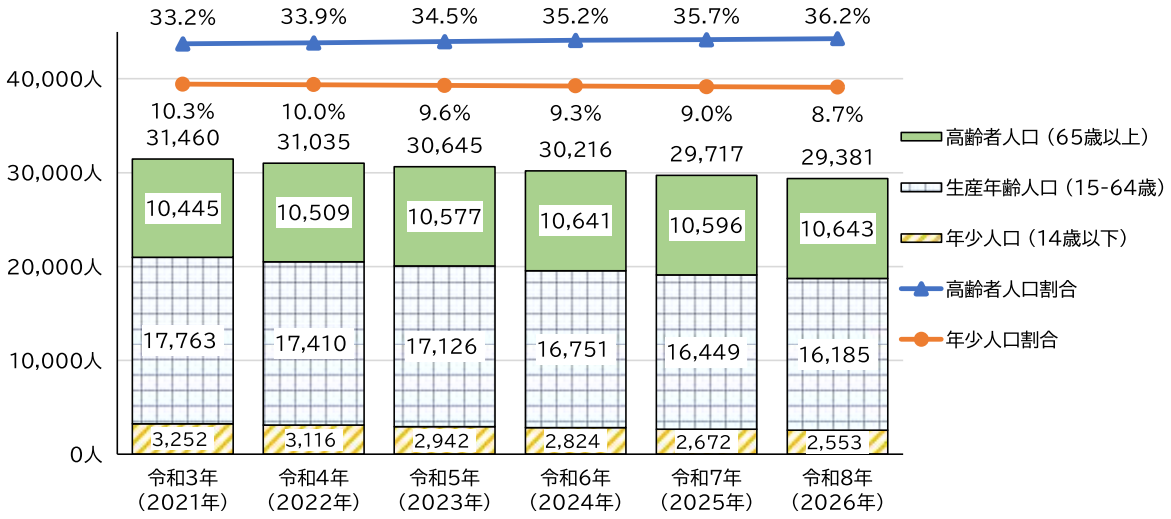

資料:住民基本台帳(各年10月1日)

また、高齢者人口の年齢構成をみると、65～74歳は減少傾向にある一方、75～84歳は増加傾向にあります。高齢者人口に占める75歳以上の割合は、令和3(2021)年の47.1%から令和8(2026)年には57.0%へと9.9ポイント上昇しています。さらに、85歳以上の人口も令和8(2026)年には1,867人となり、高齢者人口に占める割合は17.5%となっています。このように、高齢者人口の中でも75歳以上の割合が高まっており、高齢者の高齢化が進行しています。

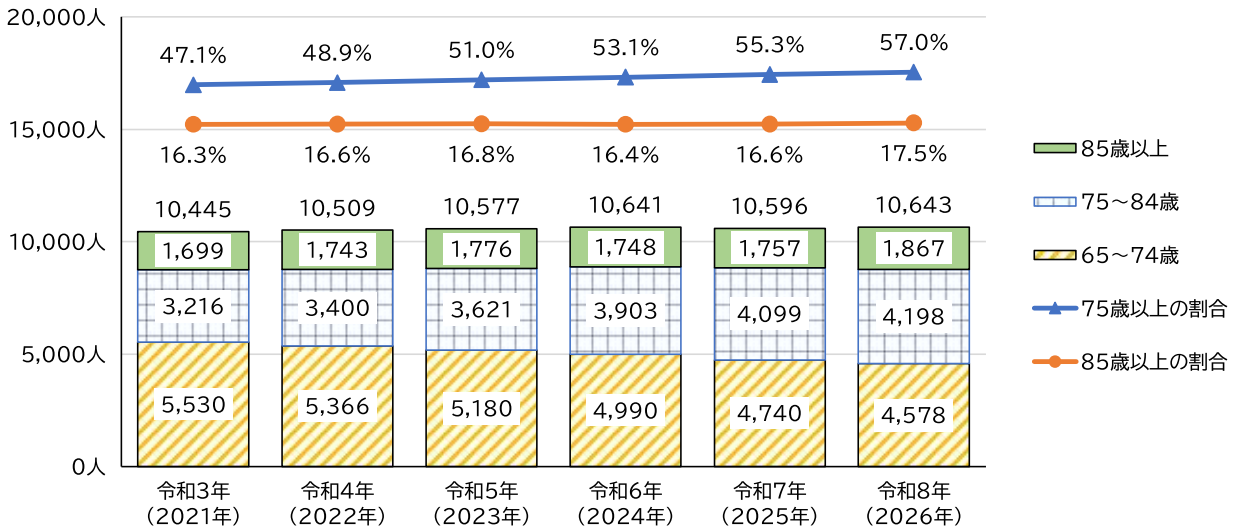

資料:住民基本台帳(各年10月1日)

(2)高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯数は、平成17(2005)年の4,816世帯から令和2(2020)年には6,521世帯まで増加した後、令和7(2025)年には6,488世帯となっています。世帯総数に占める割合は54.2%となっており、半数以上の世帯に高齢者がいる状況です。また、高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯は増加を続けており、令和7(2025)年には、それぞれ1,687世帯、1,790世帯となっています。高齢者のいる世帯に占める割合も、それぞれ26.0%、27.6%まで上昇しており、高齢者のみで生活する世帯の増加が進んでいます。

●矢板市の世帯数の推移

		平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）	令和7年（2025年）
総世帯数(一般世帯総数)	世帯	11,977	12,414	12,311	11,978	11,974
高齢者のいる世帯数（総世帯数に占める割合）	世帯	4,816	5,368	6,015	6,521	6,488
	%	40.2	43.2	48.9	54.4	54.2
高齢者単身世帯（高齢者のいる世帯数に占める割合）	世帯	712	899	1,196	1,493	1,687
	%	14.8	16.7	19.9	22.9	26.0
高齢夫婦世帯（高齢者のいる世帯数に占める割合）	世帯	714	874	1,168	1,451	1,790
	%	14.8	16.3	19.4	22.3	27.6

資料:国勢調査

国及び栃木県と比較すると、本市の高齢者のいる世帯の割合は、国及び栃木県の水準を上回っています。

一方、高齢者のいる世帯の構成をみると、高齢者単身世帯の割合は本市が26.0%で、国の33.0%、栃木県の27.9%を下回っています。また、高齢夫婦世帯の割合も本市が27.6%で、国の29.9%、栃木県の28.4%を下回っています。このように、本市は高齢者のいる世帯が比較的多い一方で、高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯の構成割合は、国及び栃木県よりも低い状況にあります。

●矢板市と国・栃木県の高齢者のいる世帯数・構成比(令和7(2025)年)

		国	栃木県	**矢板市**
総世帯数(一般世帯総数)	世帯	57,181,619	817,873	**11,974**
高齢者のいる世帯数（総世帯数に占める割合）	世帯	22,815,092	362,042	**6,488**
	%	39.9	44.3	**54.2**

●高齢者のいる世帯の内訳の構成比(令和 7(2025)年)

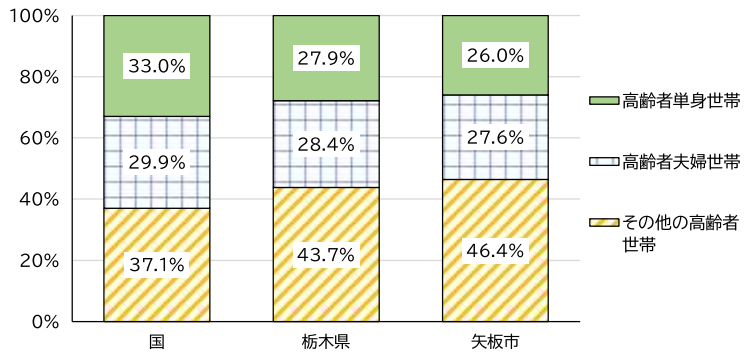

資料:国勢調査

第2節　矢板市の介護保険事業の状況

(1)被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数は減少傾向にあり、令和3(2021)年の21,017人から令和8(2026)年には20,561人となっています。

被保険者の種類別にみると、第1号被保険者(65歳以上)は増減しながら推移し、令和8(2026)年には10,643人となっています。一方、第2号被保険者(40～64歳)は減少が続き、同年には9,918人となっています。令和4(2022)年以降は、第1号被保険者数が第2号被保険者数を上回っています。

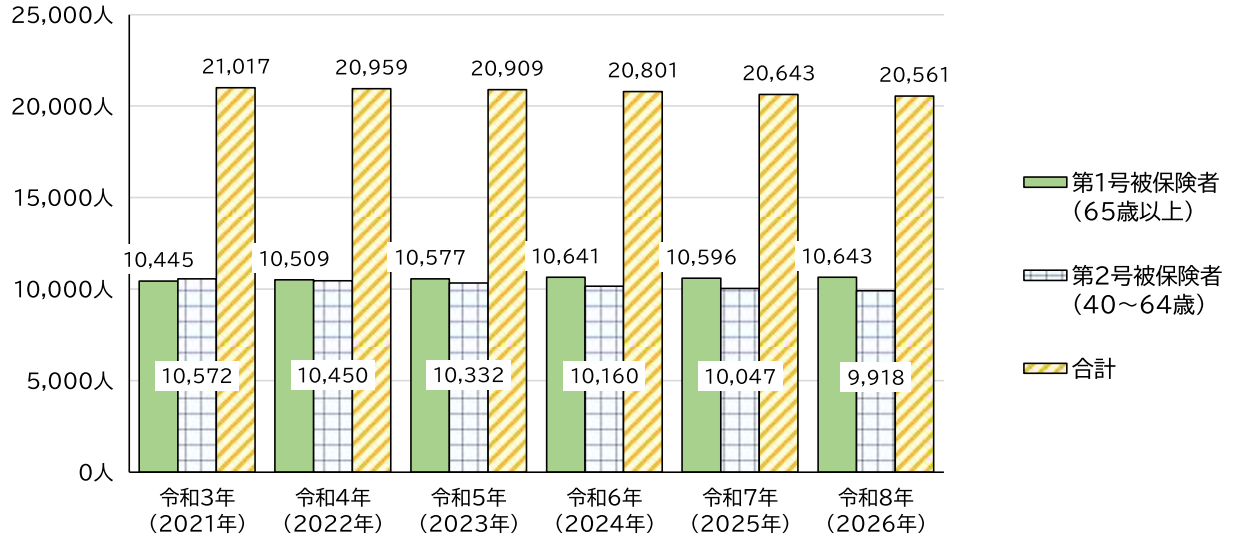

資料:住民基本台帳(各年10月1日)

(2)要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、令和3(2021)年の1,698人から令和5(2023)年には1,624人まで減少した後、増減しながら推移し、令和8(2026)年には1,667人となっています。

令和8(2026)年の認定者の内訳は、第1号被保険者が1,640人、第2号被保険者が27人となっています。また、第1号被保険者の認定率は、令和3(2021)年の15.9%から令和8(2026)年には15.4%となっており、近年は15%台で推移しています。

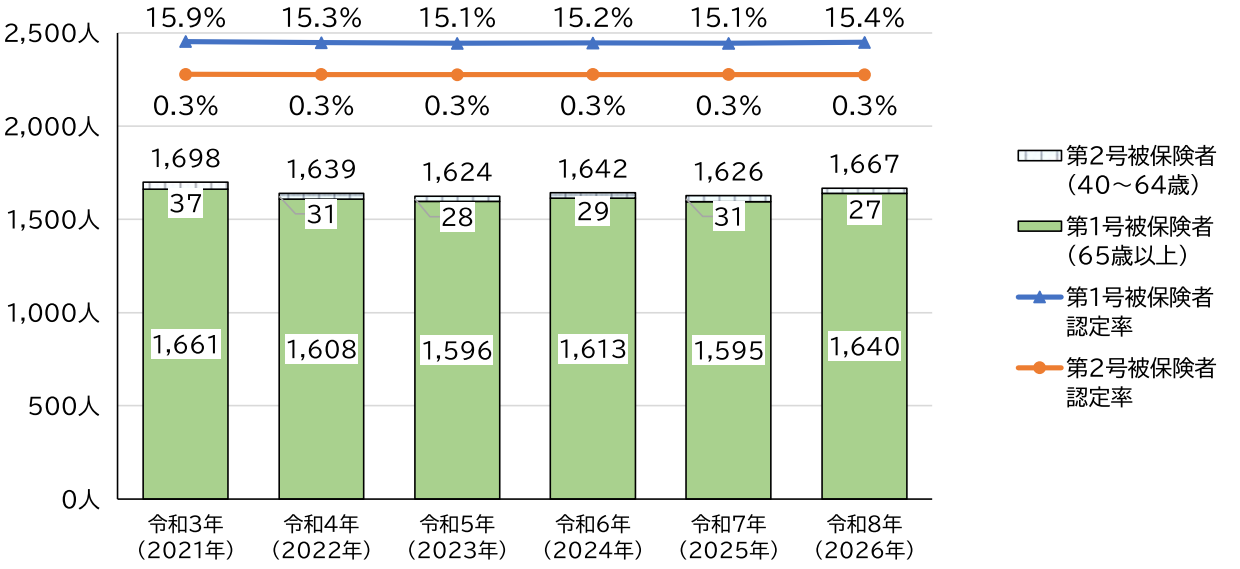

※令和8年の数値については令和８年７月末　　資料:介護保険事業状況報告(各年9月)

要介護度別にみると、令和8(2026)年の認定者数は、要介護2が360人で最も多く、次いで要介護1が316人、要介護3が293人となっています。

また、要介護3以上の認定者が占める割合は、令和3(2021)年の37.2%から令和8(2026)年には40.9%へと3.7ポイント上昇しています。認定者数全体が増減を繰り返す中、要介護3以上の割合は近年4割前後で推移しています。

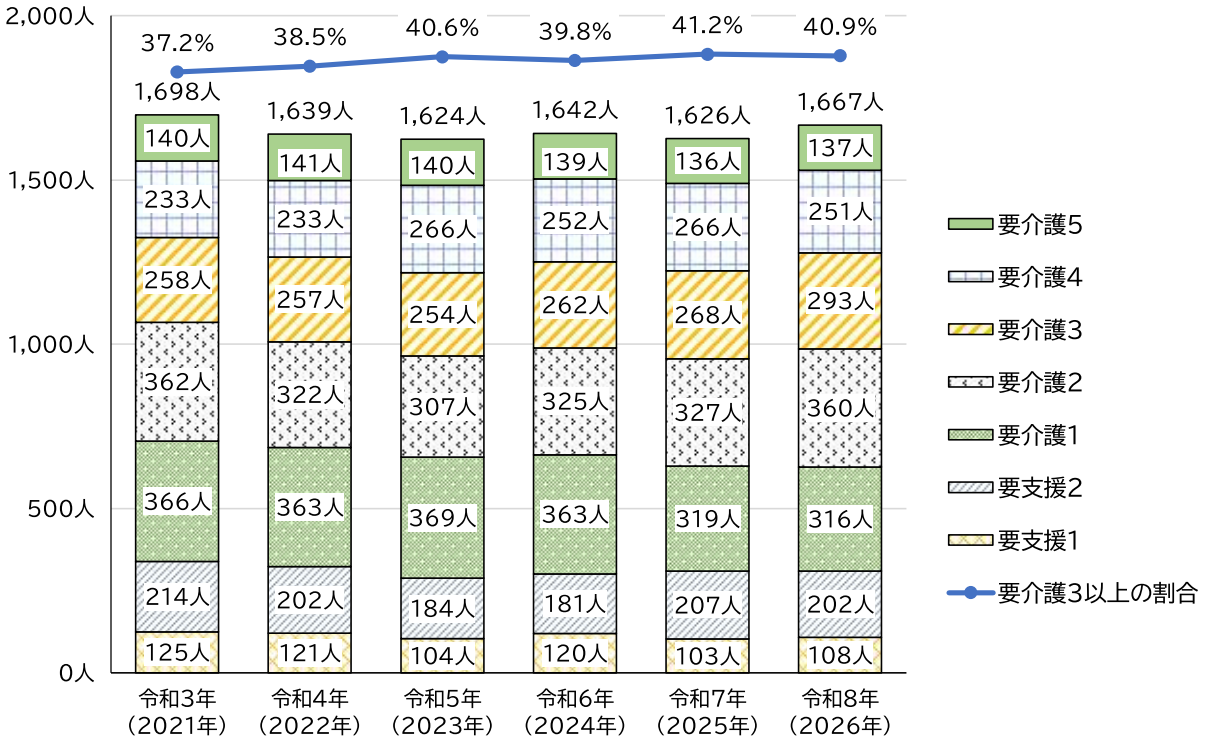

※令和8年の数値については令和８年７月末　　資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

(3)介護給付費の推移

本市の介護保険サービス給付費は、令和3(2021)年度の2,483,364千円から令和4(2022)年度には2,431,133千円に減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和7(2025)年度には2,592,986千円となり、前年度から1.5%増加しています。

給付費の内訳をみると、令和7(2025)年度の介護給付費(要介護1～5)は2,531,271千円と総給付費の大部分を占め、予防給付費(要支援1・2)は61,715千円となっています。

今後も高齢化や介護ニーズの動向を踏まえ、必要な介護サービスの確保と適正な給付に取り組むことが重要です。

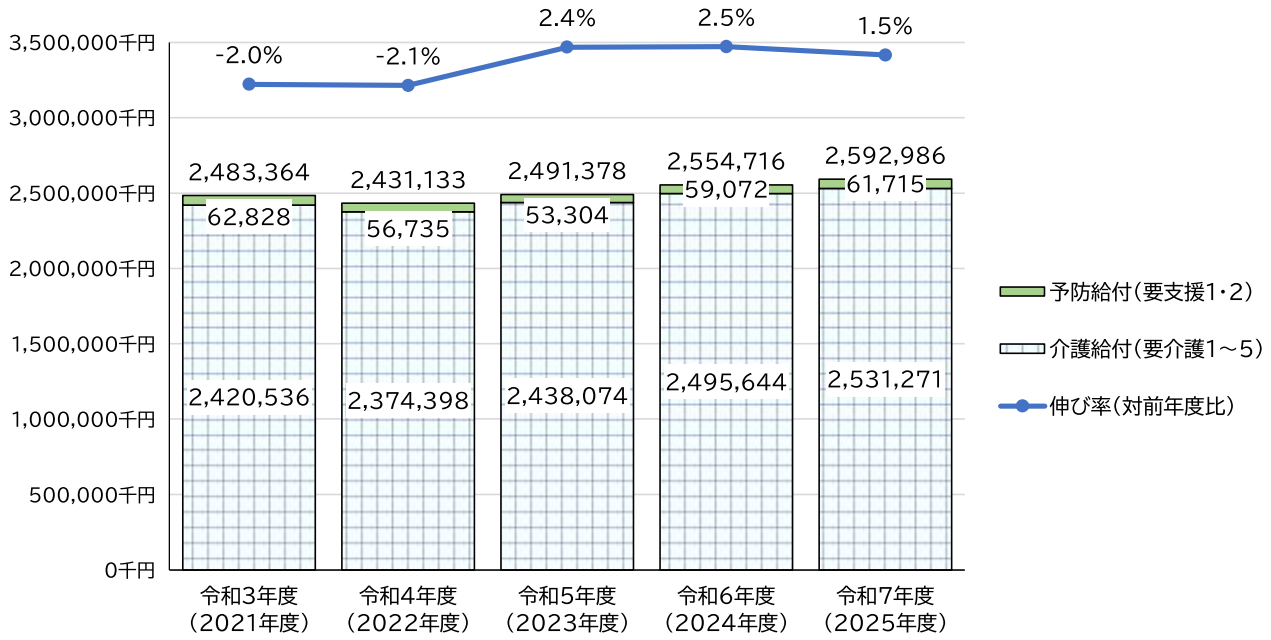

資料:介護保険事業状況報告

サービス区分別の介護給付費は、年度によって増減がみられるものの、令和7(2025)年度は在宅サービスが1,359,452千円、居住系サービスが257,083千円、施設サービスが976,451千円となっており、いずれも令和3(2021)年度と比較して増加しています。

施設・居住系サービスが給付費全体に占める割合は、令和3(2021)年度の47.2%から令和5(2023)年度には48.7%まで上昇した後、令和7(2025)年度には47.6%となっています。

令和7(2025)年度の構成比は、施設・居住系サービスが47.6%、在宅サービスが52.4%となっており、近年はおおむね同様の構成で推移しています。

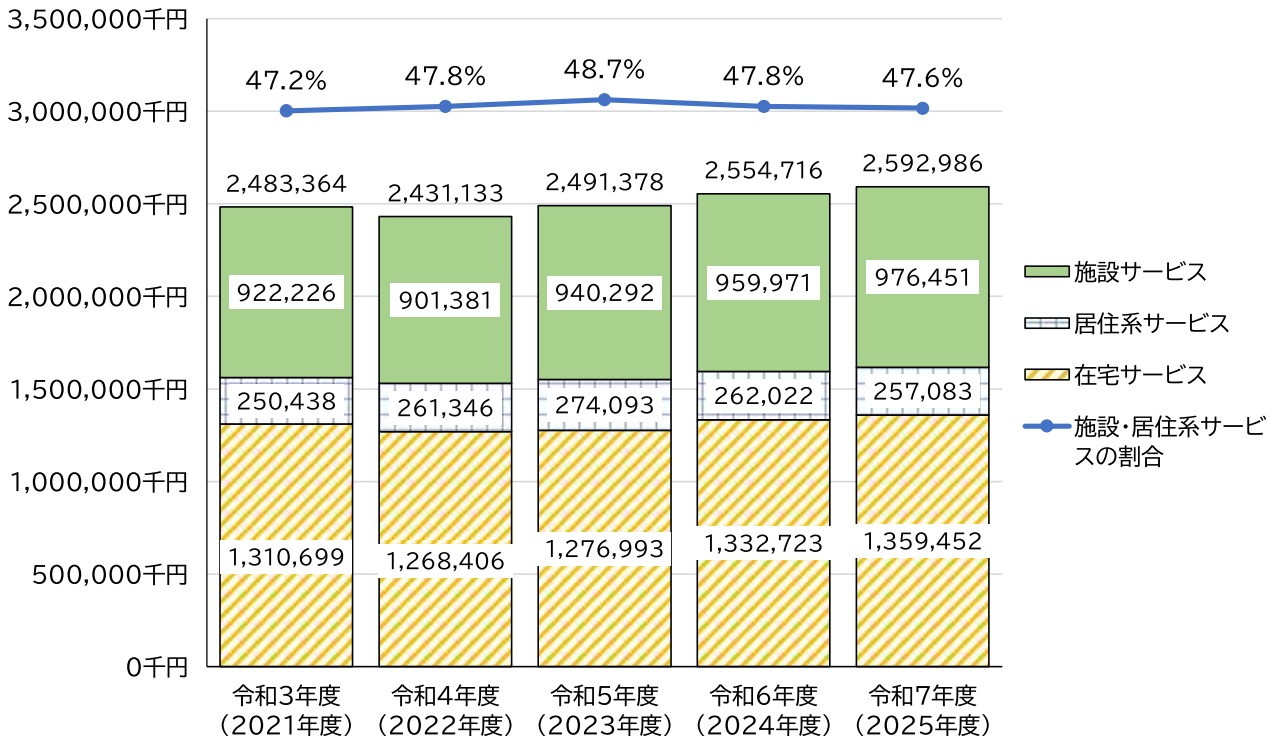

資料：介護保険事業状況報告

(4)介護給付費の実績値と計画値

①総給付費(②介護予防サービス給付費+③介護サービス給付費)

サービス総給付費の実績は、令和6(2024)年度が2,554,716千円、令和7(2025)年度が2,592,986千円となっており、増加傾向にあります。

計画値に対する実績値の割合は、令和6(2024)年度が98.5%、令和7(2025)年度が99.8%となっています。いずれの年度も計画値を下回っているものの、令和7(2025)年度は計画値とほぼ同水準の実績となっています。

(単位:千円)	第9期					
	実績値		計画値		対計画比(実績値/計画値)	
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
サービス総給付費	2,554,716	2,592,986	2,594,762	2,598,643	98.5%	99.8%

②介護予防サービス給付費

介護予防サービス給付費の実績は、令和6(2024)年度が59,072千円、令和7(2025)年度が61,715千円となっています。計画値に対する割合は、それぞれ99.1%、103.8%であり、令和7(2025)年度は計画値を上回っています。

サービス区分別にみると、介護予防サービスは令和6(2024)年度が99.1%、令和7(2025)年度が102.7%と、おおむね計画値に近い実績となっています。一方、地域密着型介護予防サービスは、それぞれ120.0%、129.9%となっており、両年度とも計画値を上回っています。

(単位:千円)	第9期					
	実績値		計画値		対計画比(実績値/計画値)	
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
(1)介護予防サービス	**48,795**	**50,533**	**49,228**	**49,189**	**99.1%**	**102.7%**
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	−	−
介護予防訪問看護	2,869	5,432	2,375	2,378	120.8%	228.4%
介護予防訪問リハビリテーション	2,088	1,855	2,123	2,126	98.4%	87.3%
介護予防居宅療養管理指導	739	577	501	501	147.5%	115.2%
介護予防通所リハビリテーション	26,508	27,593	25,956	25,989	102.1%	106.2%
介護予防短期入所生活介護	1,288	956	518	519	248.6%	184.2%
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	−	−
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	−	−
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	−	−
介護予防福祉用具貸与	8,413	8,240	8,231	8,147	102.2%	101.1%
特定介護予防福祉用具購入費	598	649	423	423	141.4%	153.4%
介護予防住宅改修費	3,167	1,955	5,273	5,273	60.1%	37.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	3,125	3,276	3,828	3,833	81.6%	85.5%
(2)地域密着型介護予防サービス	**2,809**	**3,045**	**2,341**	**2,344**	**120.0%**	**129.9%**
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	−	−
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,809	3,045	2,341	2,344	120.0%	129.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	−	−
(3)介護予防支援	**7,468**	**8,137**	**8,048**	**7,949**	**92.8%**	**102.4%**
給付費合計	**59,072**	**61,715**	**59,617**	**59,482**	**99.1%**	**103.8%**

③介護サービス給付費

介護サービス給付費の実績は、令和6（2024）年度が2,495,644千円、令和7（2025）年度が2,531,271千円となっています。計画値に対する割合は、それぞれ98.4%、99.7%であり、いずれも計画値をわずかに下回っています。

サービス区分別にみると、令和7（2025）年度の対計画比は、居宅サービスが99.2%、地域密着型サービスが100.6%、施設サービスが99.2%となっており、各サービスともおおむね計画値に沿った実績となっています。

（単位：千円）	第9期					
	実績値		計画値		対計画比（実績値/計画値）	
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
（1）居宅サービス	**950,777**	**956,915**	**962,582**	**964,609**	**98.8%**	**99.2%**
訪問介護	137,054	151,563	121,078	121,232	113.2%	125.0%
訪問入浴介護	5,283	3,608	6,828	6,837	77.4%	52.8%
訪問看護	30,013	36,421	29,950	29,988	100.2%	121.5%
訪問リハビリテーション	15,412	14,332	15,154	15,173	101.7%	94.5%
居宅療養管理指導	9,437	9,818	12,754	12,770	74.0%	76.9%
通所介護	327,119	318,298	350,009	350,452	93.5%	90.8%
通所リハビリテーション	96,204	103,545	77,931	79,037	123.4%	131.0%
短期入所生活介護	172,184	170,171	181,717	181,947	94.8%	93.5%
短期入所療養介護（老健）	3,155	2,110	4,132	4,138	76.4%	51.0%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	－	－
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	－	－
福祉用具貸与	83,035	85,693	76,792	76,705	108.1%	111.7%
特定福祉用具購入費	2,589	3,693	3,757	3,757	68.9%	98.3%
住宅改修費	5,664	5,926	8,545	8,545	66.3%	69.4%
特定施設入居者生活介護	63,628	51,737	73,935	74,028	86.1%	69.9%
（2）地域密着型サービス	**629,430**	**643,611**	**638,729**	**639,537**	**98.5%**	**100.6%**
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,611	5,249	6,252	6,260	73.8%	83.8%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	－	－
地域密着型通所介護	72,580	67,304	69,896	69,985	103.8%	96.2%
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	－	－
小規模多機能型居宅介護	175,996	187,379	168,800	169,013	104.3%	110.9%
認知症対応型共同生活介護	195,269	202,070	207,985	208,248	93.9%	97.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	－	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	180,974	181,609	185,796	186,031	97.4%	97.6%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	－	－
（3）施設サービス	**778,997**	**794,842**	**800,078**	**801,090**	**97.4%**	**99.2%**
介護老人福祉施設	467,449	490,044	465,834	466,423	100.3%	105.1%
介護老人保健施設	274,696	274,388	260,732	261,062	105.4%	105.1%
介護医療院	36,852	30,410	73,512	73,605	50.1%	41.3%
（4）居宅介護支援	**136,440**	**135,903**	**133,756**	**133,925**	**102.0%**	**101.5%**
給付費合計	**2,495,644**	**2,531,271**	**2,535,145**	**2,539,161**	**98.4%**	**99.7%**

第3節　アンケート調査結果

(1)実施概要

①調査の目的

令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「第10期矢板市高齢者プラン」の策定に向けて、高齢者の方の生活状況や支援サービスの必要性等を把握するための基礎調査として実施いたしました。

②調査対象

調査種別	対象者数	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,500	令和7(2025)年11月1日現在、65歳以上の在宅高齢者(要介護1～5を除く。)から無作為抽出
在宅介護実態調査	1,000	令和7(2025)年11月1日現在、65歳以上の在宅高齢者のうち、要支援又は要介護認定を受けている方から無作為抽出

③実施方法

■調査地域:矢板市全域
■調査形式:アンケート調査
■調査方法:郵送配布・郵送回収
■調査期間:令和7(2025)年12月26日～令和8(2026)年1月23日

④回収結果

調査種別	配付数	回収数	回収率(%)
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,500	933	62.2
在宅介護実態調査	1,000	458	45.8

⑤アンケート結果の見方

○比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないことがあります。
○複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
○グラフ中の(n=○○)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

（2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①健康状態・生活機能

Q.現在のあなたの健康状態はいかがですか。（○は1つ）

現在の健康状態を尋ねたところ、「まあよい」が70.7％で最も多く、次いで「あまりよくない」（14.5％）、「とてもよい」（8.7％）、「よくない」（2.1％）となっています。

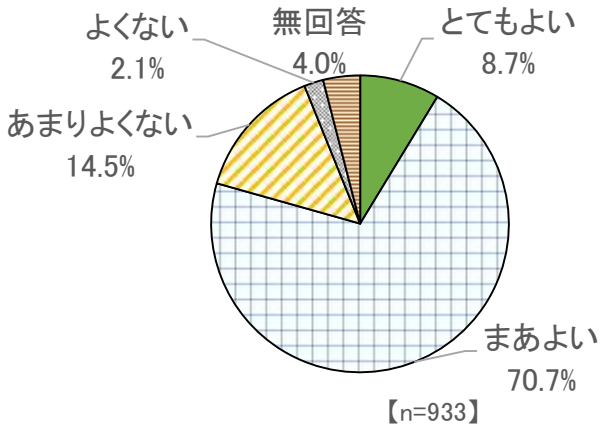

Q.あなたは、現在どの程度幸せですか。

現在、どの程度幸せかを点数で尋ねたところ、「8 点」が 21.7％で最も多く、次いで「5 点」（19.2％）、「7 点」（17.9％）、「10 点」（11.5％）となっており、平均値は 6.9 点、中央値は 7.0 点となっています。

幸福度と生活機能には関連性がうかがえ、幸福度が高いほど生活機能低下のリスクは全般的に低い傾向にあります。一方で、リスク該当割合のポイント差から、本市においてはとりわけ「閉じこもり」、「口腔機能」、買い物や調理、金銭管理等、社会生活を営むうえで必要な動作である「IADL（手段的自立度）」及び「うつ傾向」で幸福度に大きな影響がみられます。

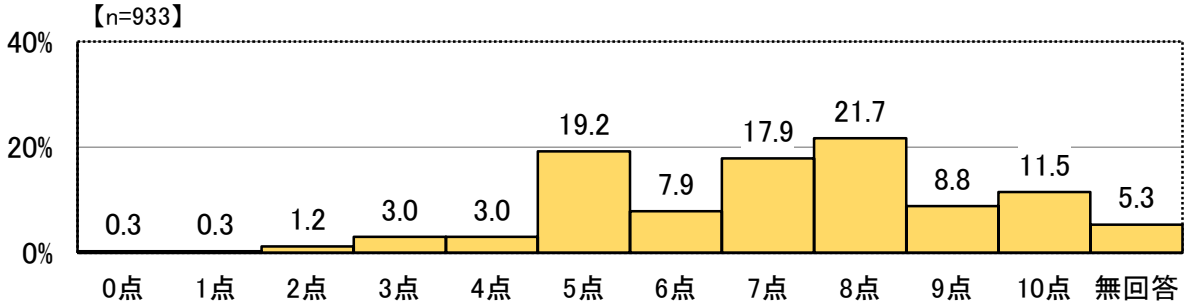

■幸福度（10 段階評価）と生活機能低下リスクの関係

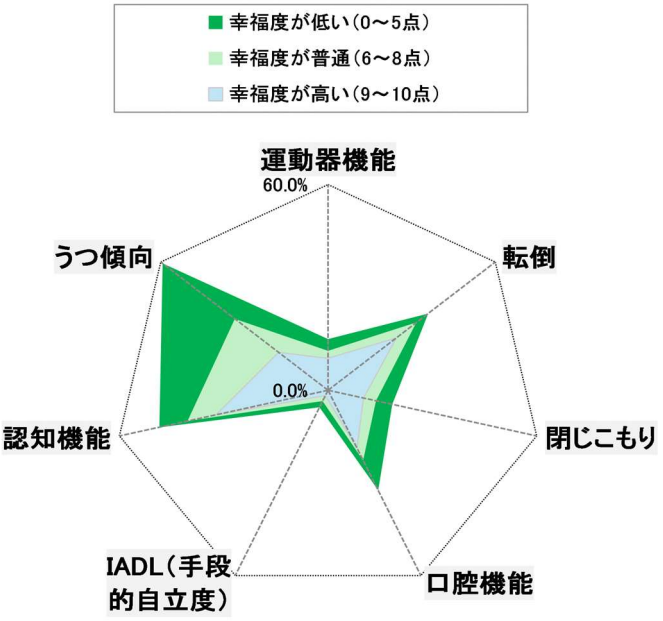

リスク 該当割合	幸福度低い【①】	幸福度普通	幸福度高い【②】	差【①-②】（①/②）
運動器機能	14.9%	11.5%	9.3%	5.6pt（1.6倍）
転倒	35.9%	31.7%	24.5%	11.4pt（1.5倍）
閉じこもり	18.5%	13.8%	10.2%	8.3pt（**1.8倍**）
口腔機能	32.4%	22.7%	18.7%	13.7pt（**1.7倍**）
認知機能	48.5%	40.4%	32.2%	16.3pt（1.5倍）
IADL（手段的自立度）	5.5%	3.5%	1.7%	3.8pt（**3.2倍**）
うつ傾向	59.3%	33.4%	17.7%	41.6pt（**3.4倍**）

※幸福度について、低い（0～5 点）、普通（6～8 点）、高い（9～10 点）としています。

Q.過去1年間に転んだ経験がありますか。（○は1つ）

この1年間に転んだことがあるかについて、運動器機能低下及び転倒リスクのチェック該当となる『ある割合』（「何度もある」と「1度ある」の合計）は 30.5%となっています。

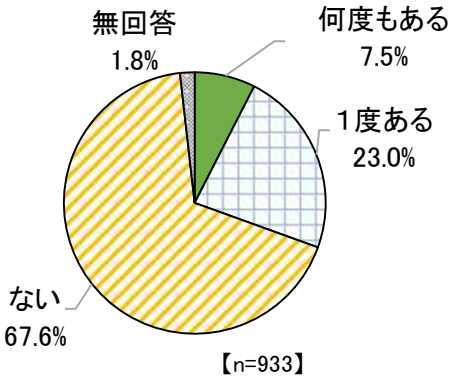

Q.転倒に対する不安は大きいですか。（○は1つ）

転倒に対する不安について、運動器機能低下及び転倒リスクのチェック該当となる『不安である割合』（「とても不安である」と「やや不安である」の合計）は47.7%となっています。

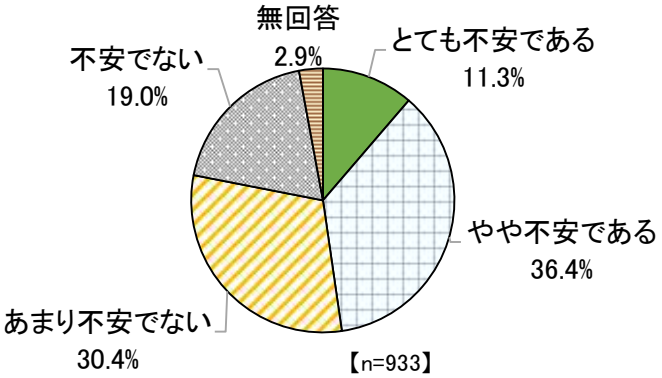

Q.外出を控えていますか。(○は1つ)

外出を控えているか尋ねたところ、16.5%が「はい」と回答しています。

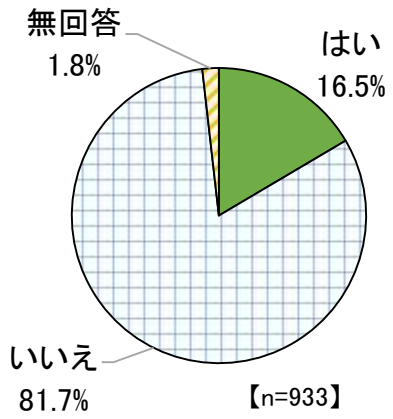

【前問で「はい」(外出を控えている)の方のみ】
Q.外出を控えている理由は、次のどれですか。(○はいくつでも)

外出を控えている人に、その理由について尋ねたところ、「足腰等の痛み」が40.9%で最も多く、次いで「外での楽しみがない」(23.4%)、「トイレの心配(失禁等)」(20.8%)、「交通手段がない」(20.1%)となっています。

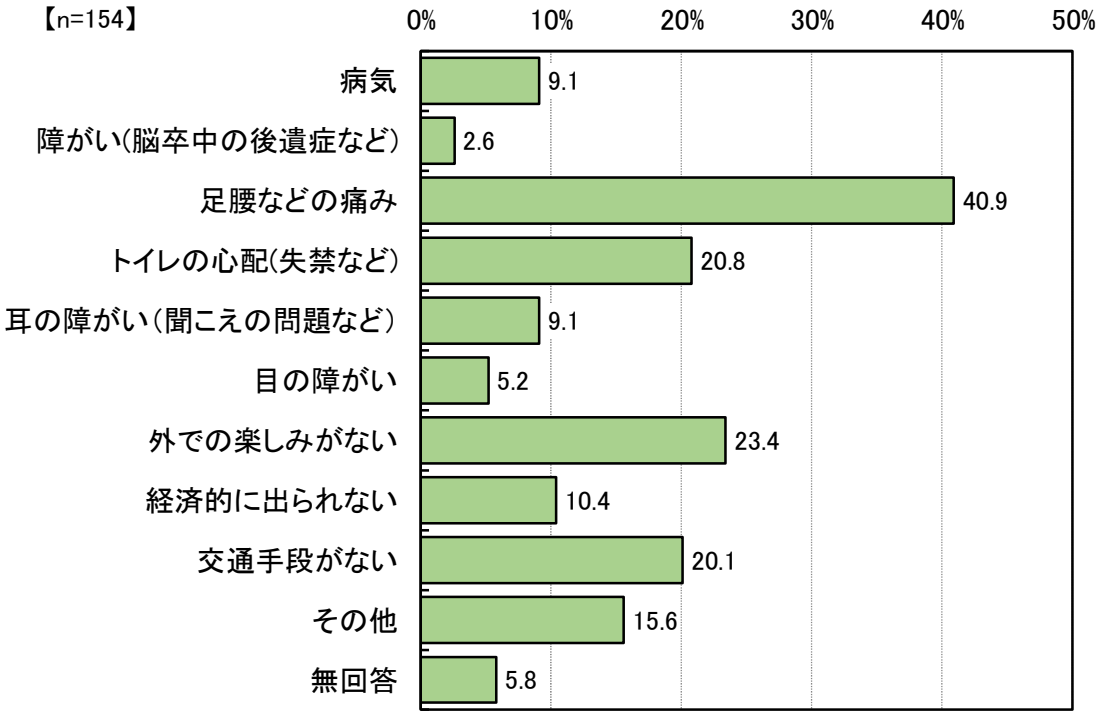

Q.友人の家を訪ねていますか。（○は1つ）

友人宅を訪ねているかについて、社会的役割の低下のチェック該当となる「いいえ」の割合は42.4%となっています。

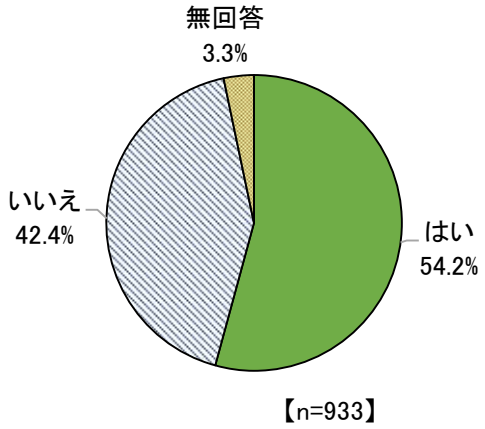

②生きがい・社会参加

Q.生きがいはありますか。（○は1つ）

生きがいの有無について、「生きがいあり」が55.4%、「思いつかない」が37.8%となっています。

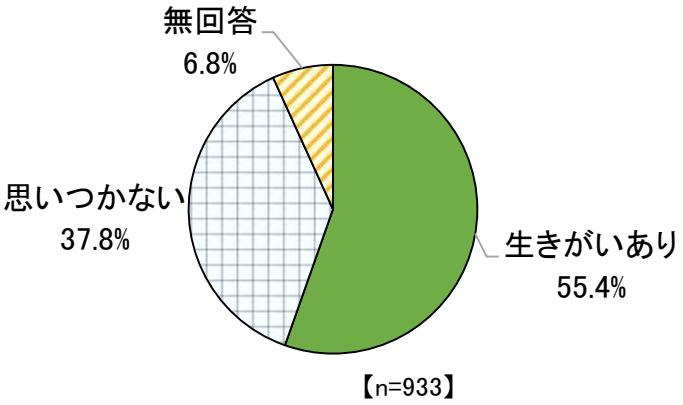

Q.趣味はありますか。（○は1つ）

趣味の有無について、「趣味あり」が68.9%、「思いつかない」が25.7%となっています。

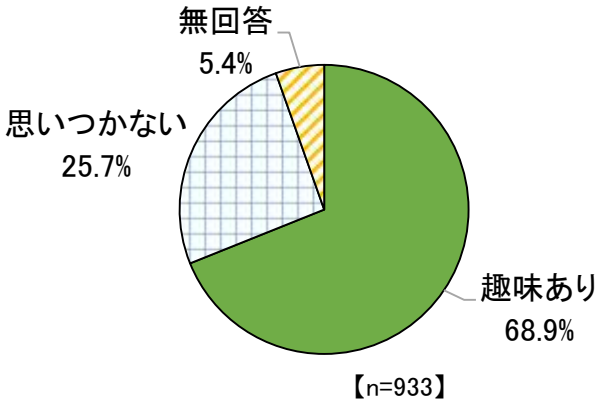

Q.以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。
（それぞれについて、1つずつ○）

会・グループ等への参加状況（参加している）は、「⑧収入のある仕事」への参加が25.6%で最も多くなっています。

次いで「⑦行政区」が25.5%、「③趣味関係のグループ」が25.3%となっています。

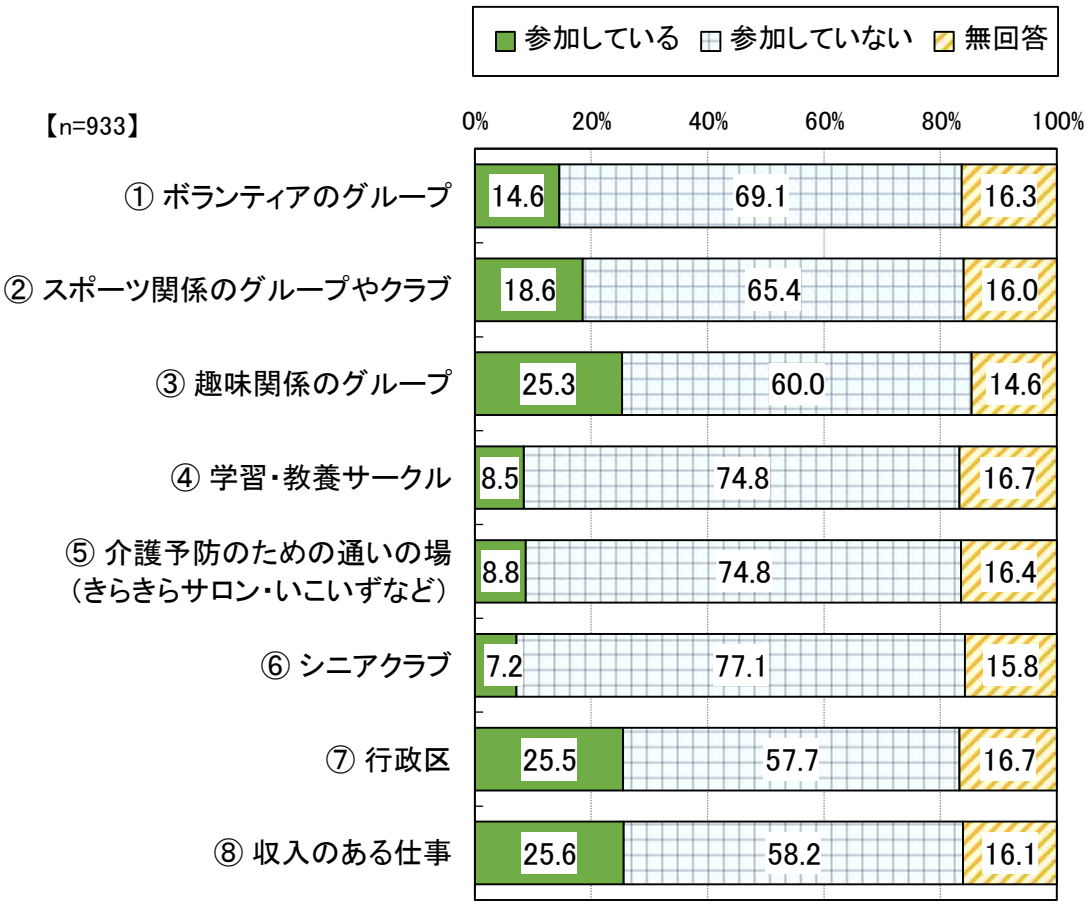

Q.地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加してみたいと思いますか。
（○は1つ）

地域住民による活動に参加者として参加してみたいかを尋ねたところ、「参加してもよい」が43.3%で最も多く、次いで「参加したくない」(35.7%)、「既に参加している」(8.1%)となっています。

地域住民による活動に企画・運営者として参加してみたいかを尋ねたところ、「参加したくない」が59.2%で最も多く、次いで「参加してもよい」(25.5%)、「既に参加している」(4.7%)となっています。

【参加者としての参加】

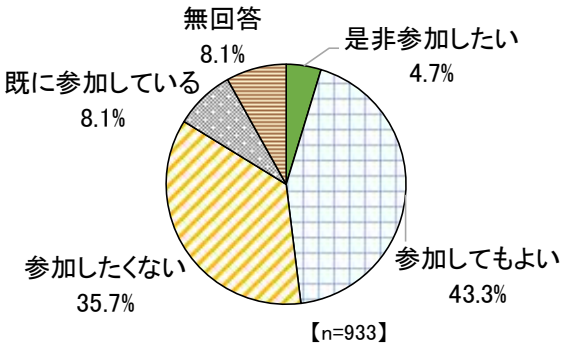

【企画・運営（お世話役）として参加】

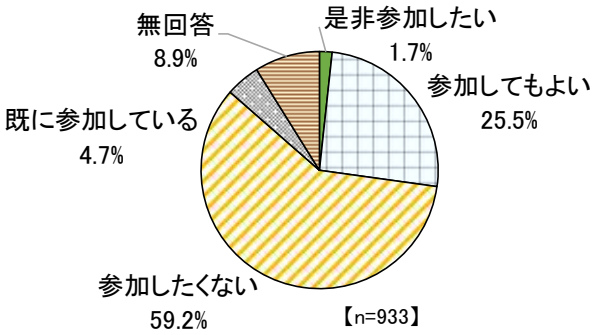

【前問（参加者としての参加）において「既に参加している」以外の方のみ】
Q.現在、活動に参加していない理由は、次のどれですか。（○はいくつでも）

活動に参加していない人に、その理由を尋ねたところ、「活動に興味がない」が20.5%で最も多く、次いで「参加する時間がない」(20.0%)、「参加する意欲がわかない」(18.8%)、「活動に関する情報がない」(17.4%)となっています。

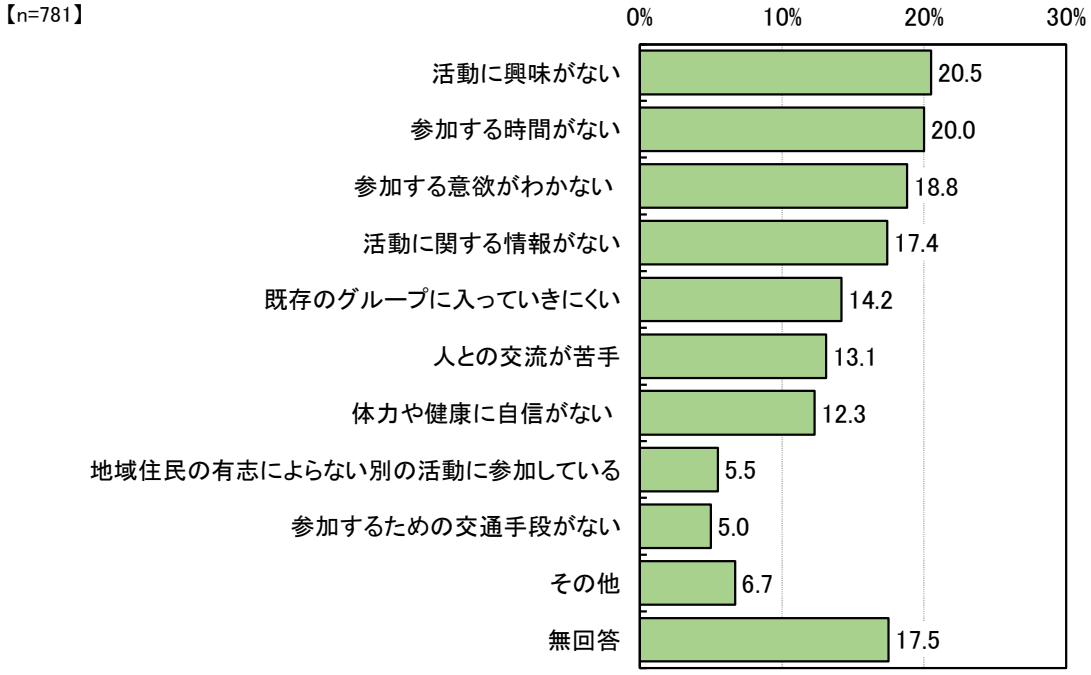

③認知症への支援について

Q.物忘れが多いと感じますか。(○は1つ)

物忘れが多いと感じるかについて、認知機能低下のチェック該当となる「はい」の割合は38.7%となっています。

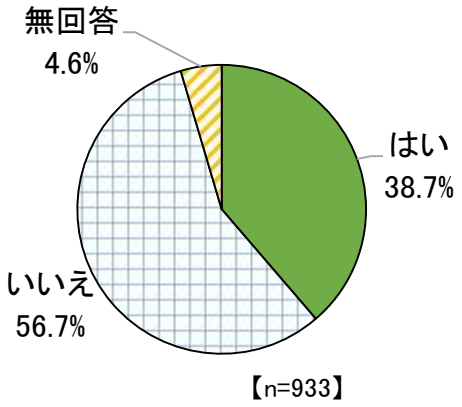

認知機能の低下リスクについて

前問において「はい」と回答された方は、認知機能の低下リスクがある方と判定されます。

性別・年齢別に該当割合をみると、男女ともに年齢が上がるにつれて数値が高くなる傾向がみられ、「85歳以上」においては、男性では65.4%、女性では54.7%がリスクありとなっています。

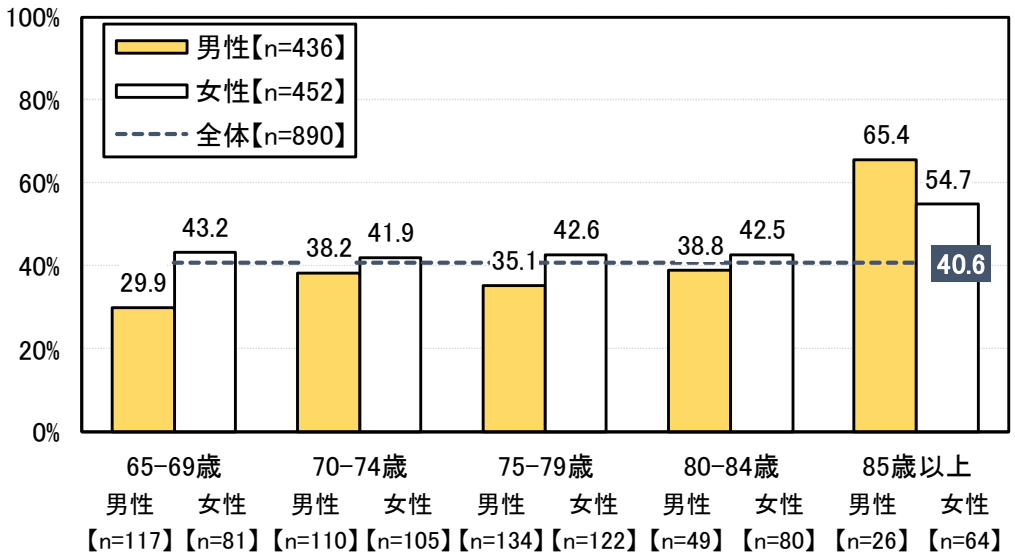

無回答による判定不能は全体で43サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

Q.認知症に関する相談窓口を知っていますか。（○は1つ）

認知症に関する相談窓口を知っているかどうかについて、「はい」が28.7%、「いいえ」が64.5%となっています。

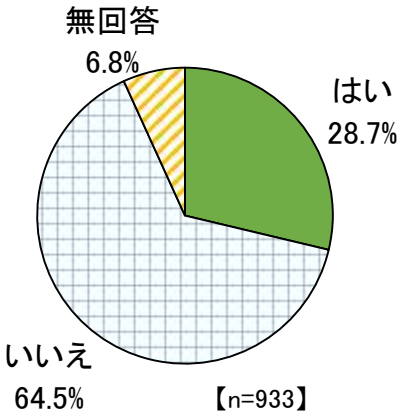

Q.認知症の人の介護を続けていくために必要だと思う支援は何ですか。（○はいくつでも）

認知症の人の介護を続けていくために必要だと思う支援については、「認知症の人が安心して入所できる施設や住まい」が60.0%で最も多く、次いで「介護に疲れた時に、介護を代わってくれる人や施設」（57.0%）、「認知症の人やその家族が喜んで通うことができる居場所」（49.2%）となっています。

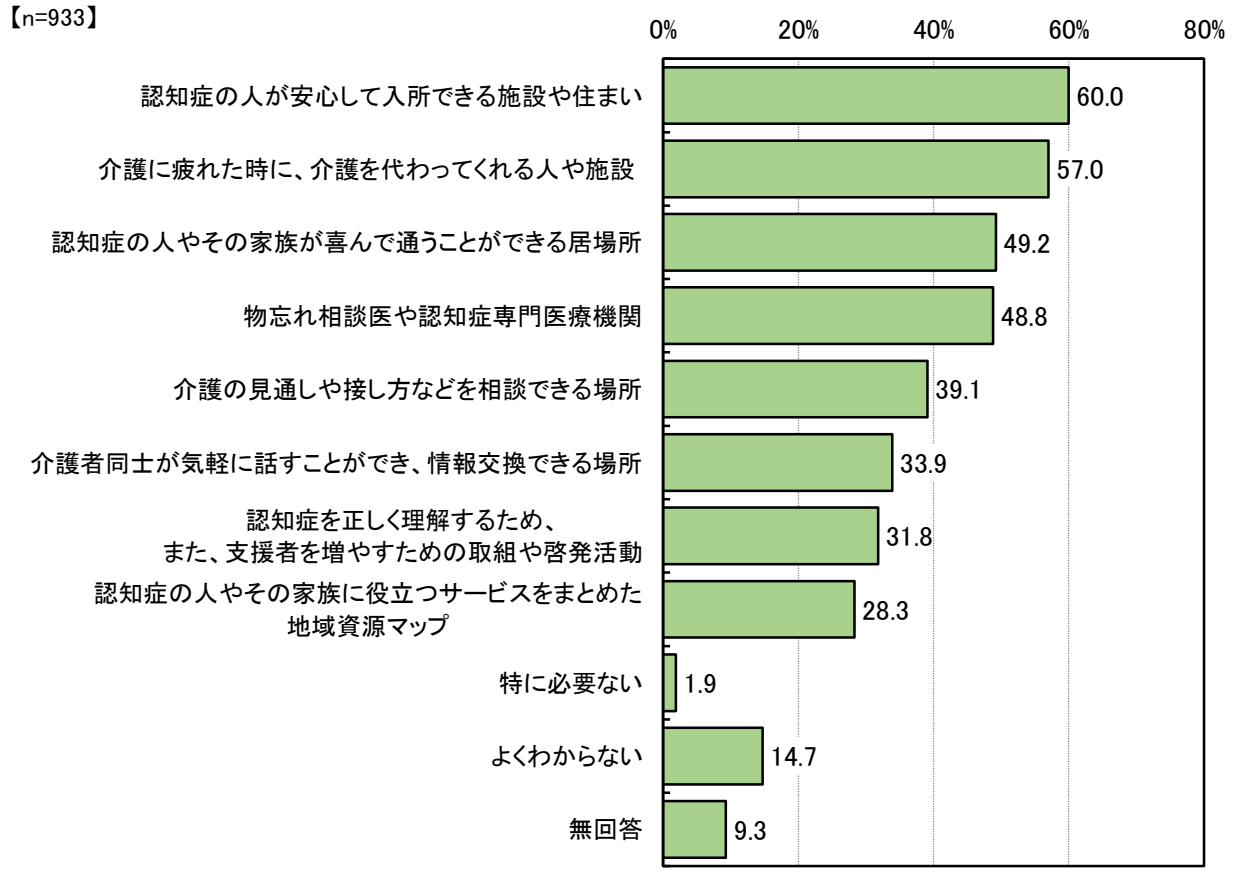

④地域での支え合いについて

Q.家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。(○はいくつでも)

家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手について、「医師・歯科医師・看護師」が26.2%で最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所」(14.3%)となっています。

また、「そのような人はいない」と回答した人は40.0%となっています。

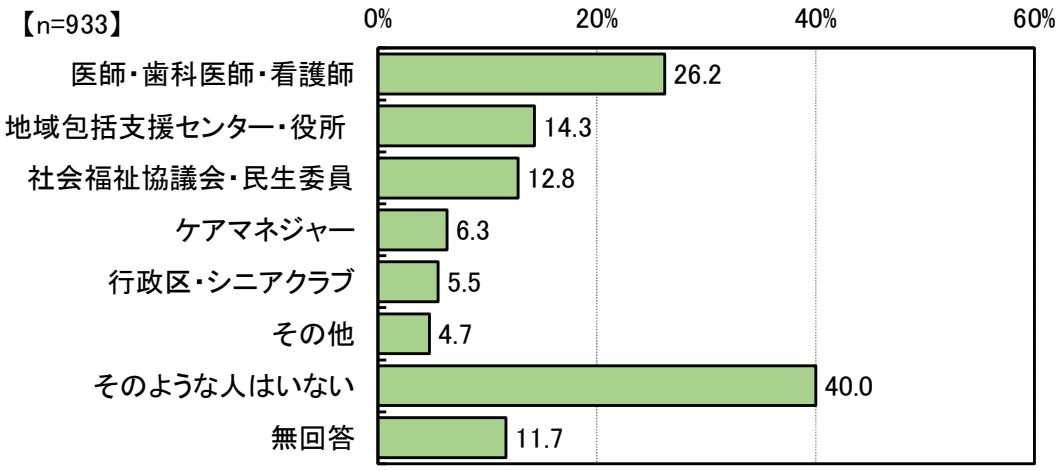

Q.どのような買い物支援が必要だと思いますか。(○はいくつでも)

必要な買い物支援については、「配達サービス(自宅まで届けてもらう)」が30.5%で最も多く、次いで「近所での移動販売」(17.1%)、「定期的な送迎サービス(買い物のための移動支援)」(16.4%)となっています。

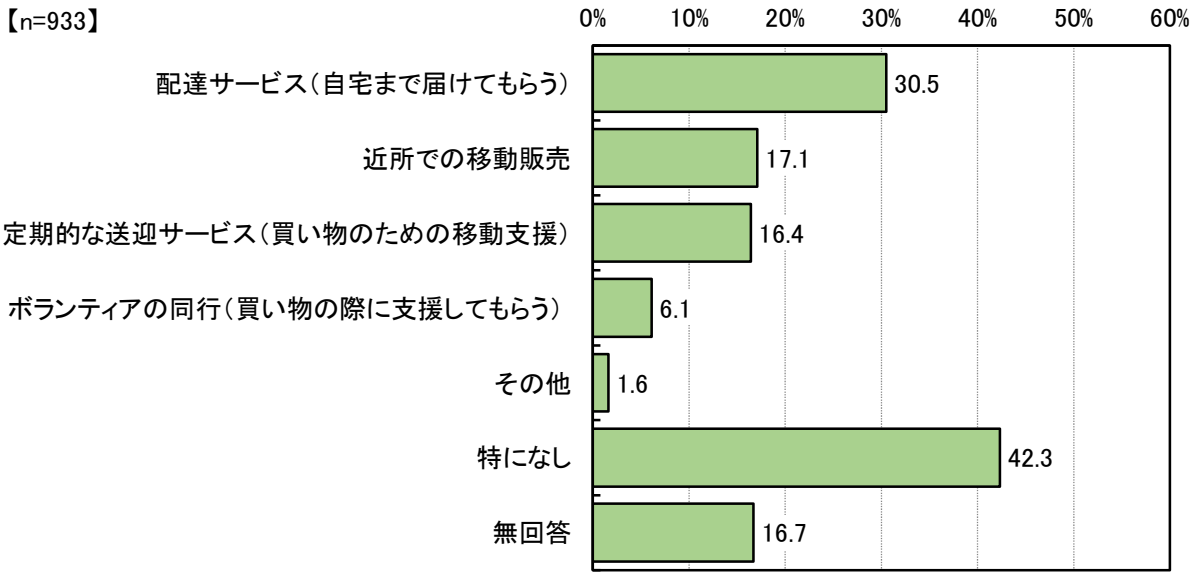

⑤情報通信機器・デジタル活用について

Q.あなたはどのような情報通信機器をお持ちですか。（○はいくつでも）

お持ちの情報通信機器については、「スマートフォン」が70.5％で最も多く、次いで「固定電話」（70.2％）、「パソコン」（30.7％）、「インターネットに接続できる家電（テレビ）等」（20.4％）となっています。

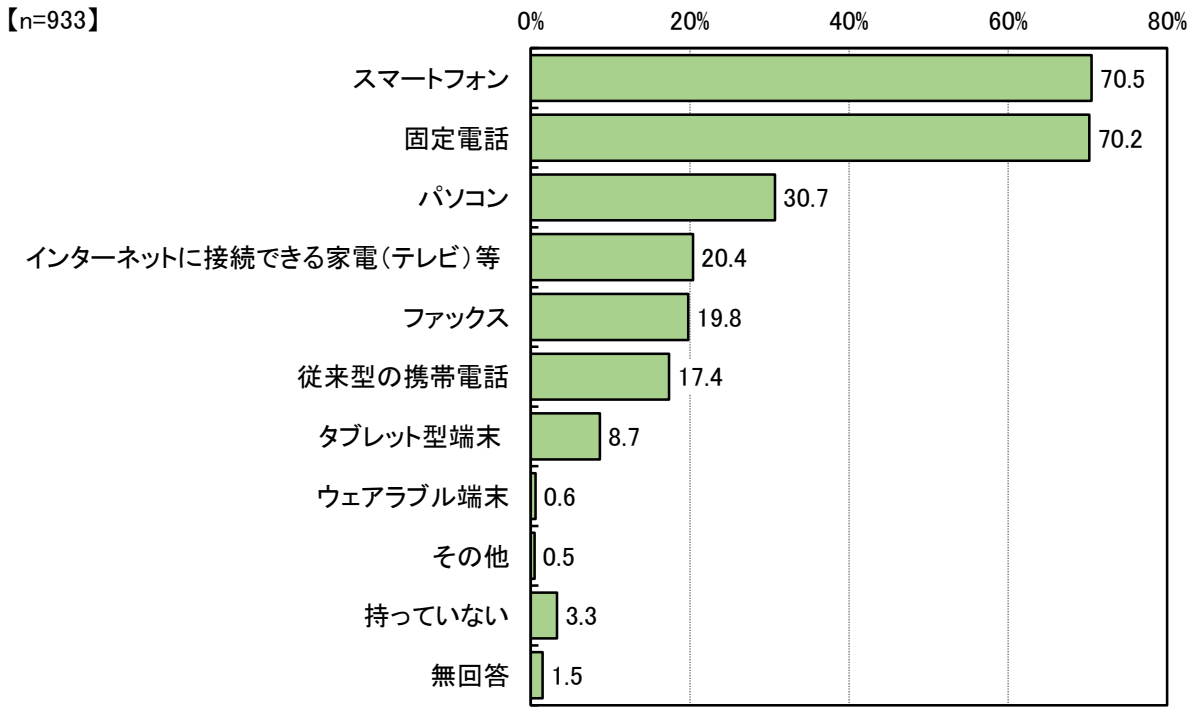

Q.あなたはスマートフォンやパソコン等についてどのように考えますか。
必要性について　（○は1つ）

スマートフォンやパソコン等の必要性については、「必要性を感じる」が68.0％で最も多く、次いで「必要性は感じない」（13.1％）、「よくわからない」（9.1％）となっています。

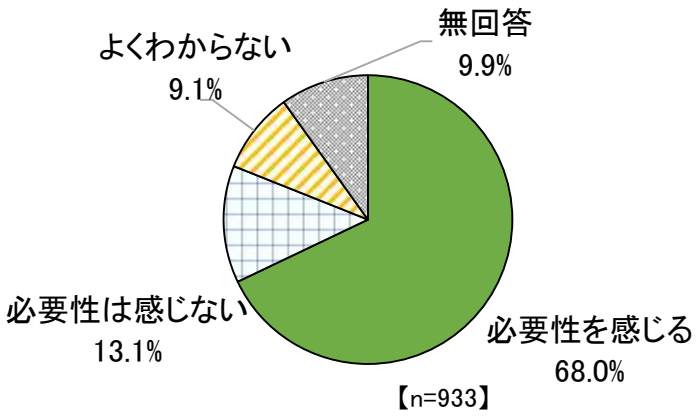

（3）在宅介護実態調査

①在宅生活を支えるサービス・支援

Q.今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。（○はいくつでも）

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が28.2％で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物等）」（21.8％）、「配食」（13.3％）、「掃除・洗濯」（13.3％）となっています。一方、「特になし」と答えた人は39.7％となっています。

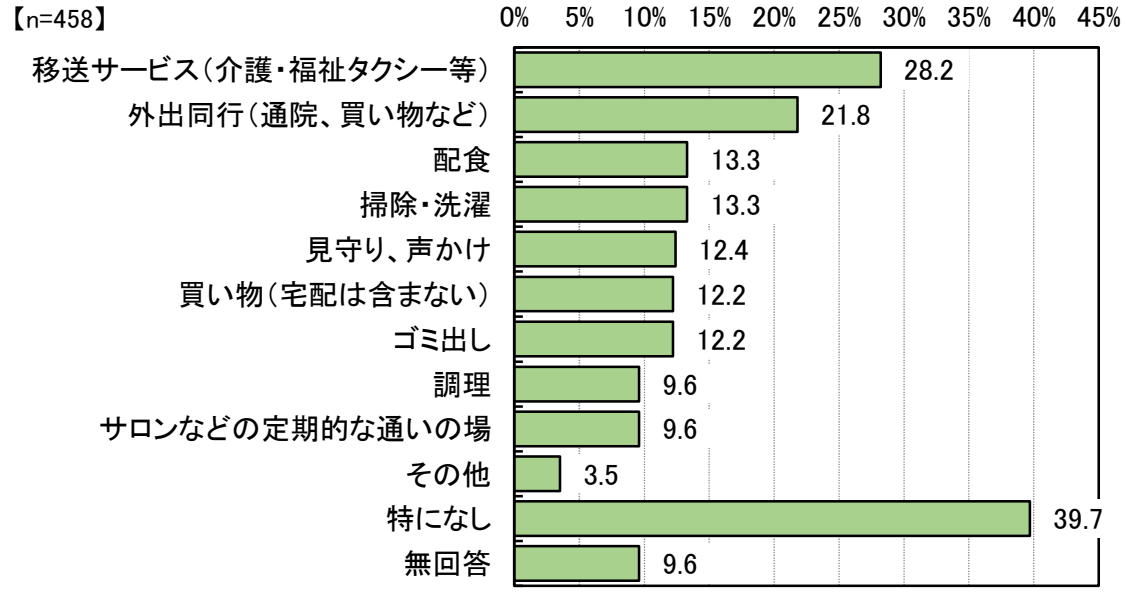

Q.現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください。（○はいくつでも）

介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況については、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が12.2％で最も多く、次いで「掃除・洗濯」（8.3％）、「外出同行（通院、買い物等）」（5.9％）となっています。一方、「利用していない」と回答した人は50.4％と約半数となっています。

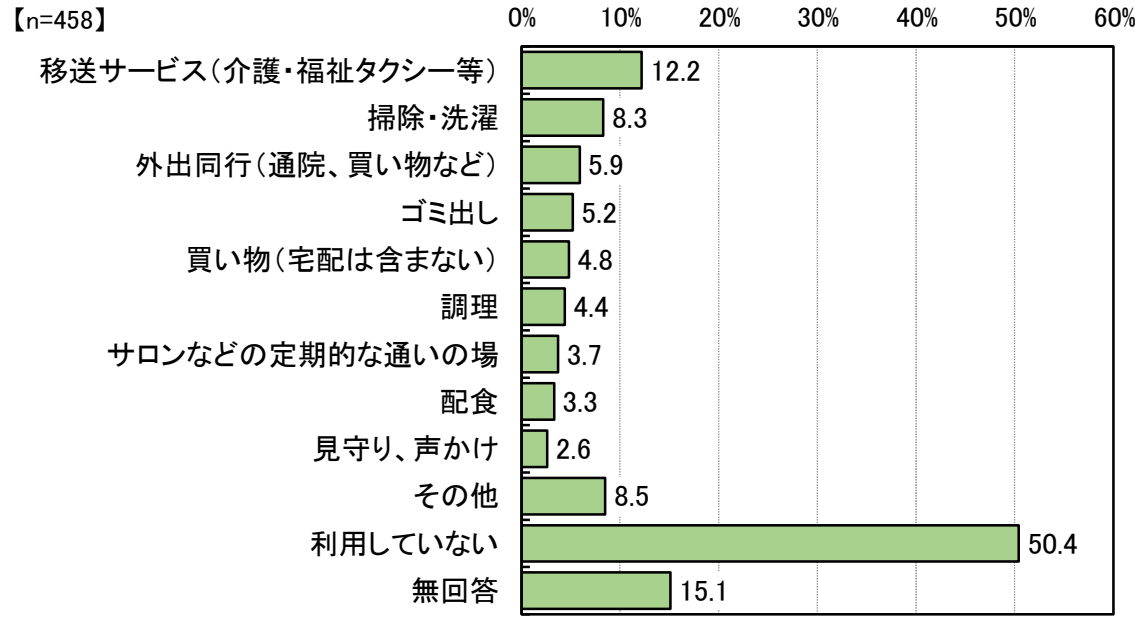

②家族介護の実態

Q.主な介護者の方は、どなたですか。(○は1つ)

主な介護者については、「子」が53.0%で最も多く、次いで「配偶者」(26.7%)、「子の配偶者」(6.4%)となっています。

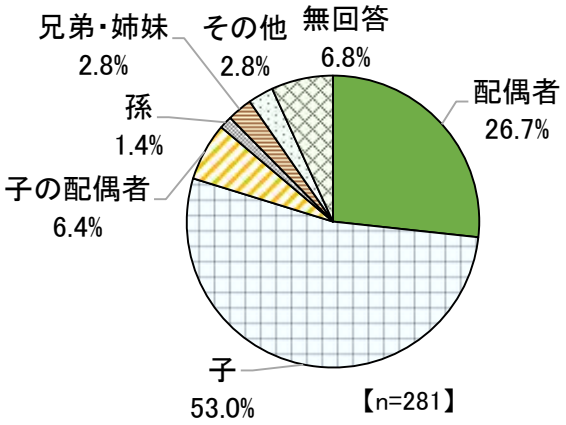

Q.　主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。(○は1つ)

主な介護者の年齢について、「60代」が33.1%で最も多く、次いで「50代」(22.4%)、「80歳以上」(16.7%)、「70代」(16.4%)となっています。

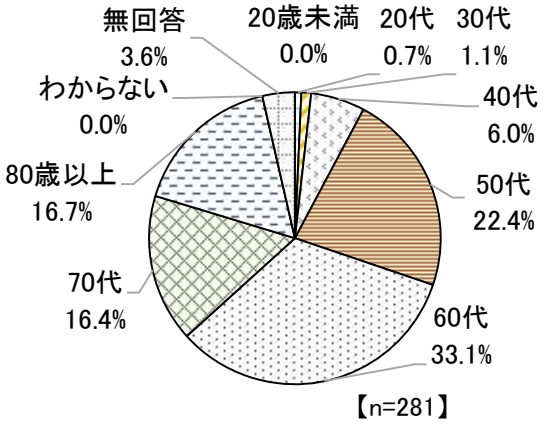

③介護者が感じる負担や不安

Q.現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください。(現状で行っているか否かは問いません)(3つまで選択可)

主な介護者が不安に感じる介護等について、「外出の付き添い、送迎等」が33.8%で最も多く、次いで「入浴・洗身」(32.0%)、「夜間の排せつ」(31.7%)、「認知症状への対応」(29.9%)、「食事の準備(調理等)」(23.1%)となっています。

【n=281】

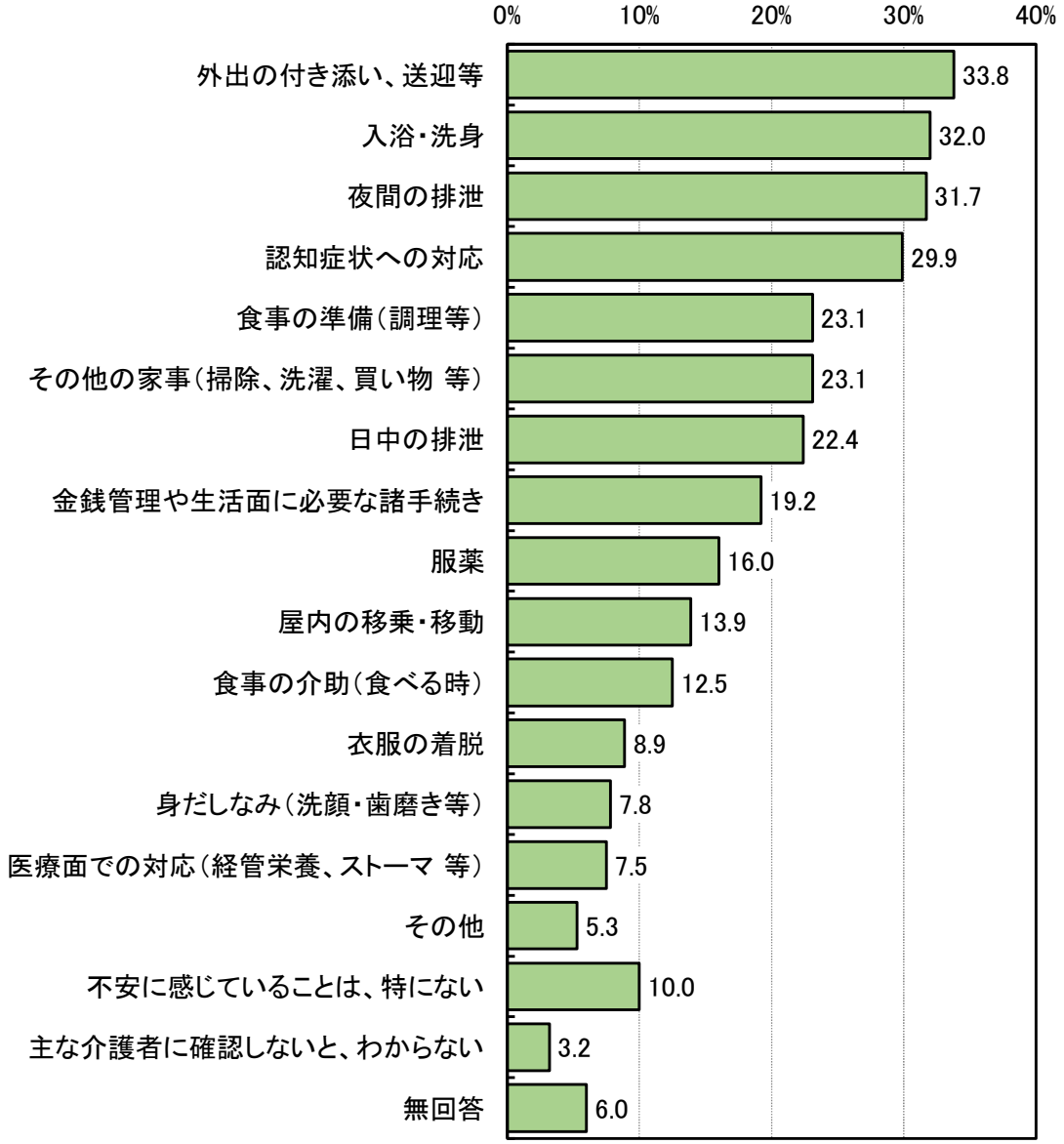

④仕事と介護の両立

Q.主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。（○は1つ）

主な介護者の勤務形態について、「働いていない」が46.6%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」（28.8%）、「パートタイムで働いている」（17.4%）となっています。

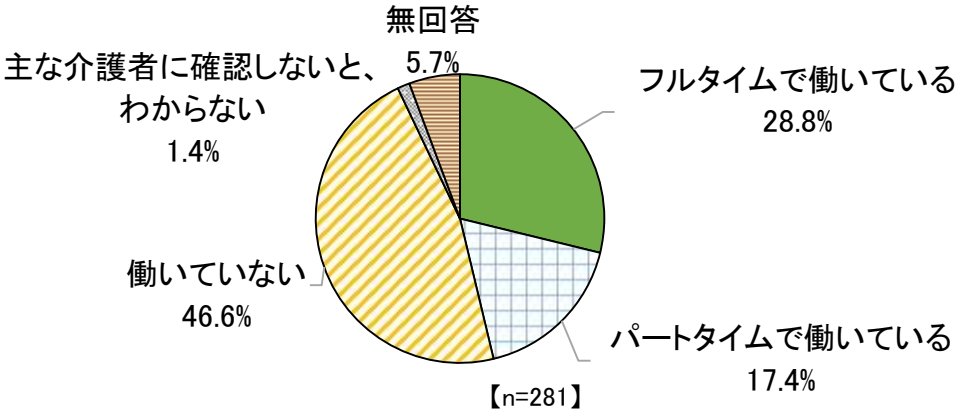

Q.主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。（○は1つ）

フルタイム又はパートタイムで働いている介護者に、今後の仕事と介護の両立について尋ねたところ、「問題はあるが、何とか続けていける」が53.1%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」（16.9%）、「続けていくのは、やや難しい」（9.2%）となっています。

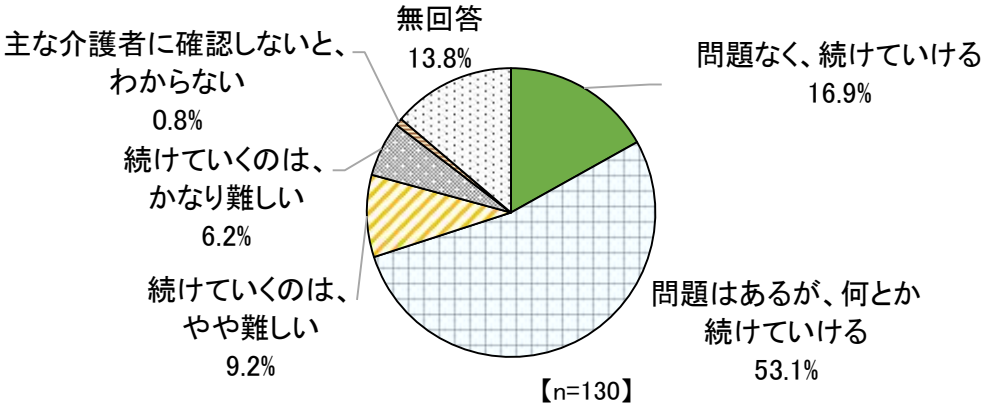

第4節　矢板市の高齢者を取り巻く主な課題

▼生活支援体制の整備と高齢者の社会参加の推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、多様な主体による支え合い活動や地域とのつながりを維持していくことが重要です。アンケート調査では、地域活動への参加意向は一定程度ある一方で、地域における会・グループへの参加率は全ての会・グループ種別で3割以下にとどまっており、参加意欲がないことや情報不足等が課題となっています。また、生きがいについて「思いつかない」と感じた人が 37.8%、友人宅を訪問していない人は 42.4%と少なくありません。地域活動への参加促進や生きがいづくり、住民主体による支え合い活動の充実を図ることが重要です。

▼介護予防の推進

本市では、多くの高齢者が自立した生活を送っている一方で、この1年間での転倒経験のある人が30.5%、転倒への不安を抱える人が47.7%と少なくない状況です。また、「閉じこもり」、「口腔機能」、「IADL(手段的自立度)」及び「うつ傾向」の高リスク者ほど幸福度の低下がみられます。

外出を控える理由として足腰の痛み等身体機能の低下が挙げられており、フレイルの進行防止が重要な課題となっています。高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けられるよう、介護予防の取組を一層推進するとともに、一人一人の状態に応じた効果的な介護予防事業を展開していくことが必要です。

▼包括的な相談支援体制の充実

高齢者が安心して暮らし続けるためには、必要なときに適切な相談や支援につながる体制づくりが重要です。アンケート調査では、家族や友人以外に相談相手がいない人が 40.0%と多くみられました。高齢者やその家族が抱える多様な課題に早期に対応できるよう、地域包括支援センターをはじめとする相談窓口の周知を進めるとともに、医療・介護・福祉等関係機関が連携した包括的な相談支援体制の充実を図ることが必要です。

▼在宅サービスの充実

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活を続けるためには、在宅生活を支えるサービスの充実が重要です。アンケート調査では、移送サービス(28.2%)や外出同行(21.8%)、配食サービス(13.3%)等へのニーズが高く、買い物支援や移動手段の確保を求める声も多くみられました。

また、外出を控える理由として交通手段がないことを挙げる人も一定数います。地域の実情や多様な介護ニーズに対応した生活支援サービスや在宅サービスの充実を図ることが必要です。

▼DX の推進

アンケート調査では、スマートフォンの保有率が 70.5%、スマートフォンやパソコン等の「必要性を感じる」と回答した人が 68.0%となっており、デジタル機器の活用ニーズが一定程度みられます。

今後は、情報発信や相談、各種手続等へのデジタル技術の活用を進めるとともに、デジタル機器の利用に不慣れな高齢者への支援を行うことが重要です。

▼家族等介護者（ケアラー）の支援の充実

在宅介護を支える家族等介護者（ケアラー）は、外出支援や送迎、食事の準備、認知症への対応等、多様な介護を担っています。アンケート調査では、「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」と回答した人の合計が46.2%となっており、介護と仕事を両立している人も多い状況です。そのような中、「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」「夜間の排せつ」等の介護を行うことへの不安を抱える人も少なくありません。家族等介護者（ケアラー）の身体的・精神的負担を軽減し、安心して介護を継続できるよう、相談支援やレスパイト支援、介護サービスの充実等、総合的な支援を推進していくことが重要です。

▼認知症施策の推進

認知機能の低下リスクは年齢とともに高まる傾向がみられる一方、認知症に関する相談窓口を知っている人は3割未満にとどまり、必要な支援につながる体制のさらなる周知が求められます。

また、アンケート調査において、認知症の人の介護を続けていくために必要だと思う支援については、「認知症の人が安心して入所できる施設や住まい」（60.0%）、「介護に疲れた時に、介護を代わってくれる人や施設」（57.0%）等本人や家族の居場所を求める声も多いことから、認知症への理解を促進するとともに、早期相談・早期支援や地域全体で支える体制の充実を図ることが必要です。

▼介護人材の養成・確保

今後、後期高齢者の増加に伴い、介護ニーズのさらなる増加や多様化が見込まれます。特に、在宅生活を支える介護サービスや認知症ケアの重要性は一層高まることが予想されます。必要な介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の確保と定着を図るとともに、専門性の向上や働きやすい職場環境づくりを進め、地域包括ケアシステムを支える人材を育成していくことが必要です。

第3章　計画の基本的な考え方

第1節　第10期プランの基本理念

第10期プランは、令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点に立ち、人口減少や高齢化の更なる進行、生産年齢人口の減少など、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえて策定します。

本市では、第1期から第9期プランまで一貫して掲げてきた「相互理解と協働による支え合い」、「安心と豊かさを実現する保健・福祉」の2つの基本理念を継承します。全ての高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと暮らし、介護や医療が必要になっても、一人一人の尊厳が守られ、自分らしい生活を続けられる地域づくりを進めます。

今後は、高齢者数の増加に加え、現役世代の減少や介護人材の不足、認知症の人の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、地域を取り巻く課題の複雑化・多様化が見込まれます。また、第9期プランの評価を踏まえ、健康づくりや介護予防、社会参加の促進、地域での見守りや支え合い、担い手の確保などを引き続き推進していく必要があります。

第10期プランでは、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図り、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を充実させます。また、認知症の人本人の意思と尊厳を尊重し、本人や家族を地域全体で支える取組を推進します。

こうした取組を通じて、多様な主体が連携・協働して支え合う地域共生社会の実現と介護保険制度の持続可能性の確保を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることのできるまちを目指します。



第2節　基本目標

基本理念の実現に向けて、６つの基本目標を掲げます。

基本目標1　孤立防止と質の高い生活づくり

人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、高齢者の孤立や閉じこもりを防ぎ、心身の健康を維持する上で重要です。高齢者一人一人が地域の中で役割や生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けられるよう、交流や社会参加の機会を充実するとともに、住民主体の活動を促進し、地域とのつながりを支える取組を進めます。

基本目標2　健康づくりと介護予防の充実・推進

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるため、健康づくりと介護予防を一体的に推進します。高齢者自身の主体的な健康づくりを支援するとともに、保健事業と介護予防事業の一体的な実施や地域における介護予防活動の充実を図り、健康寿命の延伸と要介護状態の予防・重度化防止に取り組みます。

基本目標3　日常生活支援の充実

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、一人一人の状況や生活課題に応じた支援を進めます。地域包括支援センターを中核とした相談支援体制の充実を図るとともに、多様な生活支援サービスや地域資源の活用、権利擁護等を通じて、必要な支援を適切に受けられる環境づくりを進めます。

基本目標4　高齢者等の暮らしを支える地域づくり

医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。医療・介護・福祉等の関係機関や地域住民など、多様な主体の連携・協働を進め、高齢者とその家族を地域全体で支える体制を充実します。また、家族等介護者（ケアラー）への支援や介護と仕事の両立支援など、家族等介護者（ケアラー）を支える取組を推進します。

基本目標5　認知症とともに安心して暮らせるまちの実現

認知症になっても、一人一人の意思や希望が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちを目指します。認知症への正しい理解の促進、本人の声や意向を尊重した支援、早期からの相談支援体制の充実、認知症バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保などに取り組み、本人や家族、地域、関係機関がともに支え合う地域づくりを推進します。

基本目標6　介護サービスの充実

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護ニーズを踏まえたサービス提供体制の確保・充実を図ります。また、介護人材の確保・育成・定着や介護現場の生産性向上、サービスの質の確保に取り組み、必要な介護サービスを安定的に提供できる体制づくりと介護保険制度の持続可能性の確保を進めます。

第3節　保健・福祉エリア、日常生活圏域と介護サービス基盤

(1)保健・福祉エリア

高齢者が地域で安心して自立した豊かな生活を送るためには、身近な地域の中で、必要なサービスを受けられることが大切です。

本市では、従来と同様、きめ細かな地域密着型の地域保健・福祉の推進を図るため、「全体保健・福祉エリア」「基本保健・福祉エリア」「小域保健・福祉エリア」の3つの階層を持つ重層的なエリア設定を行い、それぞれの階層で保健・福祉の環境整備に努めます。

○全体保健・福祉エリア

総合性や専門性の高い事業の推進や、矢板市全域に及ぶ調整等を想定し、矢板市を1つのエリアとします。

○基本保健・福祉エリア

総合性・専門性と利便性・日常性の両方が要求される相談等の事業を想定して区域を分け、基本エリアを設定します。各エリアは、矢板地区・泉地区・片岡地区を基本単位とし、地域の人口配分等を考慮して設定します。

○小域保健・福祉エリア

小域保健・福祉活動等、総合性や専門性よりも利便性・日常性が重視される活動を想定して、基本エリアより細かなエリアを設定します。ただし、エリアごとに細かく分断されることはなく、関係者等と連携を保ちながら活動できるよう、確定的な境界は設けず、あくまで概念的なエリアとします。

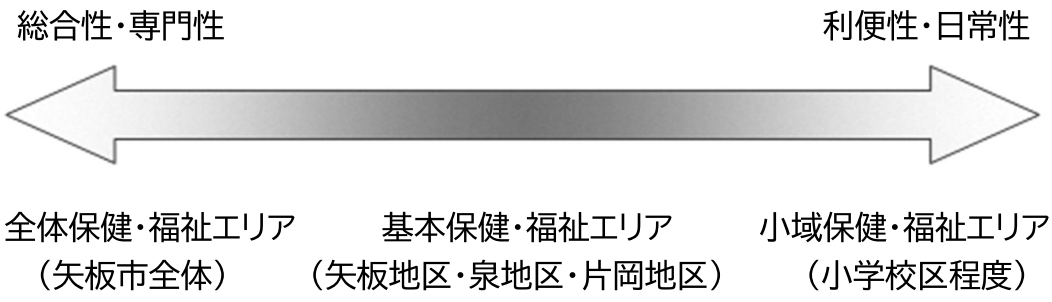

(2)日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を送ることができるようにするため、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域です。

本市では、従来の基本保健・福祉エリア(矢板地区・泉地区・片岡地区)を「日常生活圏域」として3圏域を設定し、前述の保健・福祉エリアのような重層的なエリア設定の中で、更なる取り組みを進めます。

日常生活圏域においては、日常的な健康づくりや介護予防から要介護者への介護・リハビリテーションまで、市民、民間事業者、行政がそれぞれの役割により協働して、個々の高齢者の状態に合った支援を行っていけるよう体制の整備に努めます。

【矢板市の日常生活圏域】

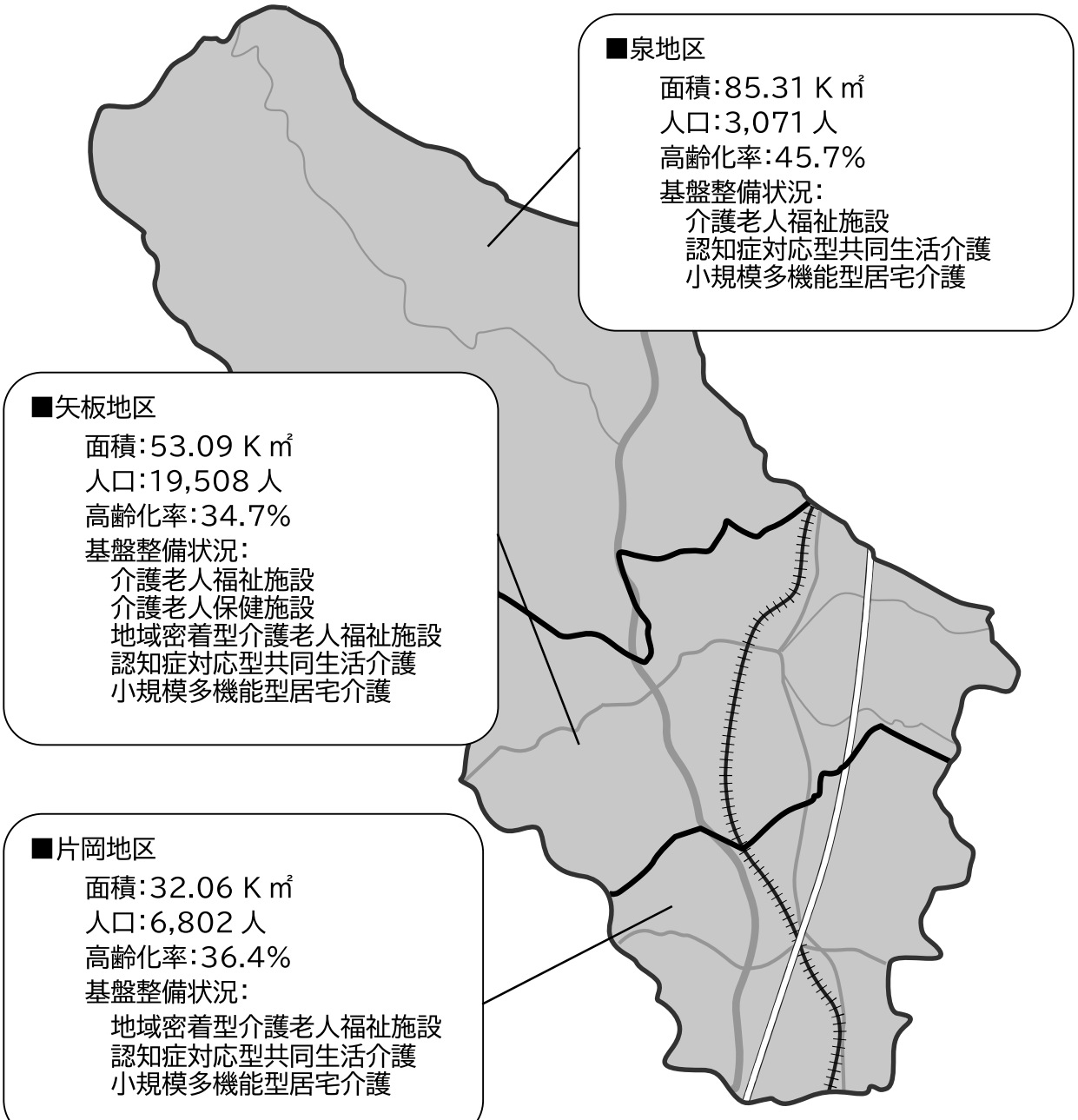

※人口は令和8(2026)年10月1日現在

【各階層の保健・福祉機能】

階層	エリア	主な内容	拠点	主な調整機関
全体保健・福祉エリア	矢板市全体	・施設サービス ・民間事業者が主体となって行う居宅サービス ・保健事業等専門性の高い事業 ・様々な仕組みづくりや調整機能 ・教育・情報提供・就労促進等の支援事業	・地域包括支援センター ・保健福祉センター ・特別養護老人ホーム ・訪問看護ステーション	矢板市
基本保健・福祉エリア（日常生活圏域）	矢板地区 泉地区 片岡地区	・通所サービス ・地域活動、生きがい支援、交流活動支援 ・総合相談・支援	・通所施設	矢板市
小域保健・福祉エリア	小学校区程度	・市民による見守りや日常的な生活支援等 ・小地域での様々な福祉活動 ・地域活動、生きがい活動、近隣交流	・公民館等の社会教育施設 ・民間施設等	社会福祉協議会

【保健・福祉エリアと日常生活圏域】

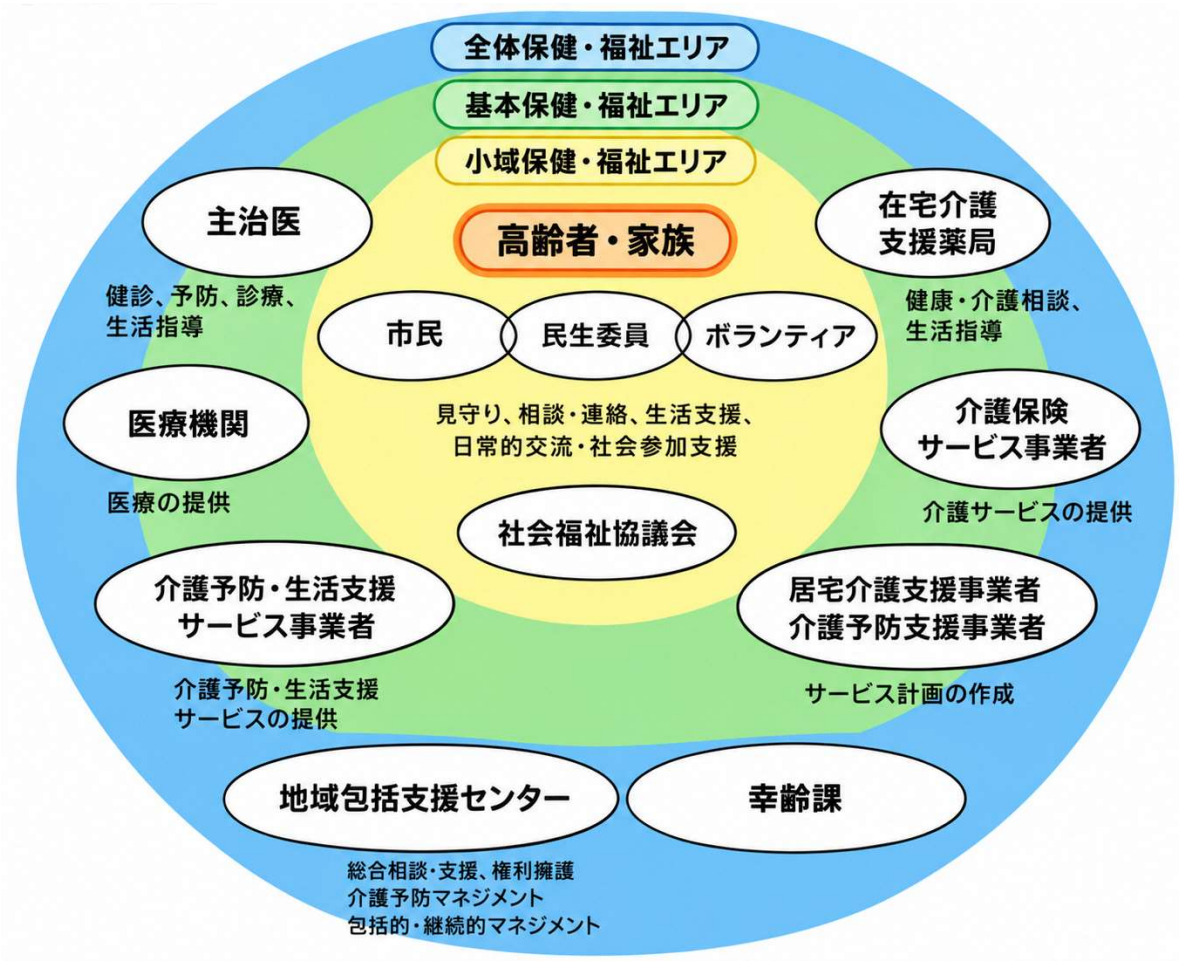

第4節　矢板市の高齢者数等の将来推計

(1)人口と高齢者数の推計

本市の将来人口は減少傾向にあり、令和9(2027)年度の29,067人から、第10期計画の最終年度となる令和11(2029)年度には28,397人、令和22(2040)年度には23,904人まで減少する見込みです。高齢者人口(65歳以上)も緩やかに減少する一方、年少人口及び生産年齢人口の減少が進むことから、高齢化率は令和9(2027)年度の36.8%から令和11(2029)年度には37.5%、令和22(2040)年度には42.5%まで上昇する見込みです。

今後は、人口減少と高齢化の進行を踏まえた高齢者福祉施策や介護サービス提供体制の確保が重要となります。

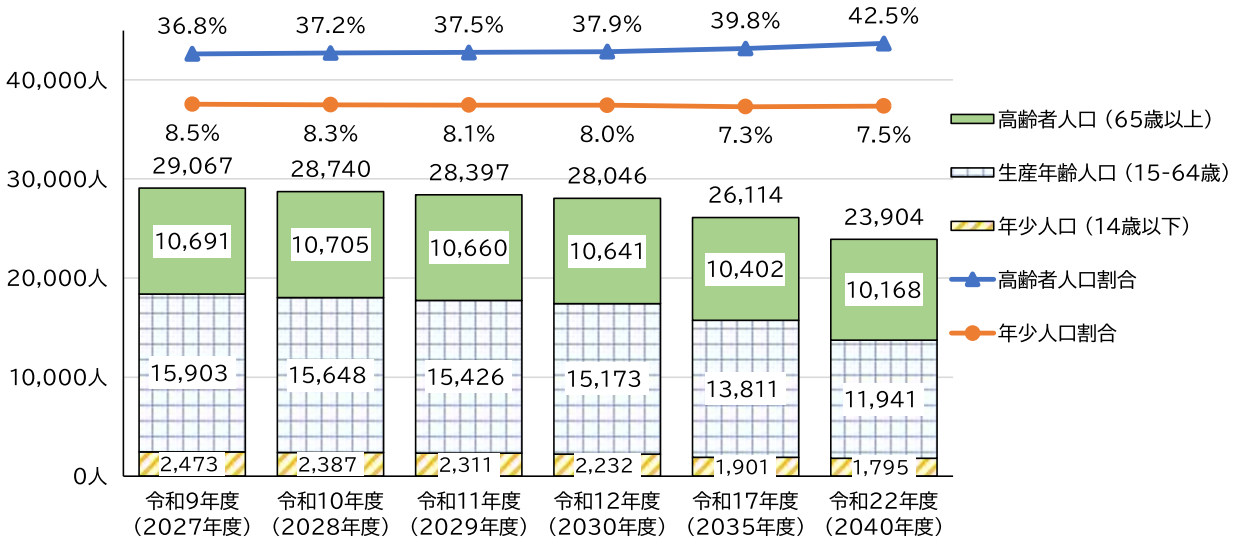

資料：住民基本台帳を基に推計

（2）被保険者数の推計

本市の介護保険被保険者数は、令和9（2027）年度の20,452人から、第10期計画の最終年度となる令和11（2029）年度には20,225人、令和22（2040）年度には17,447人まで減少する見込みです。

被保険者の種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）は緩やかに減少し、令和22（2040）年度には10,168人となる一方、第2号被保険者（40～64歳）は7,279人まで減少し、特に第2号被保険者の減少が大きくなる見込みです。

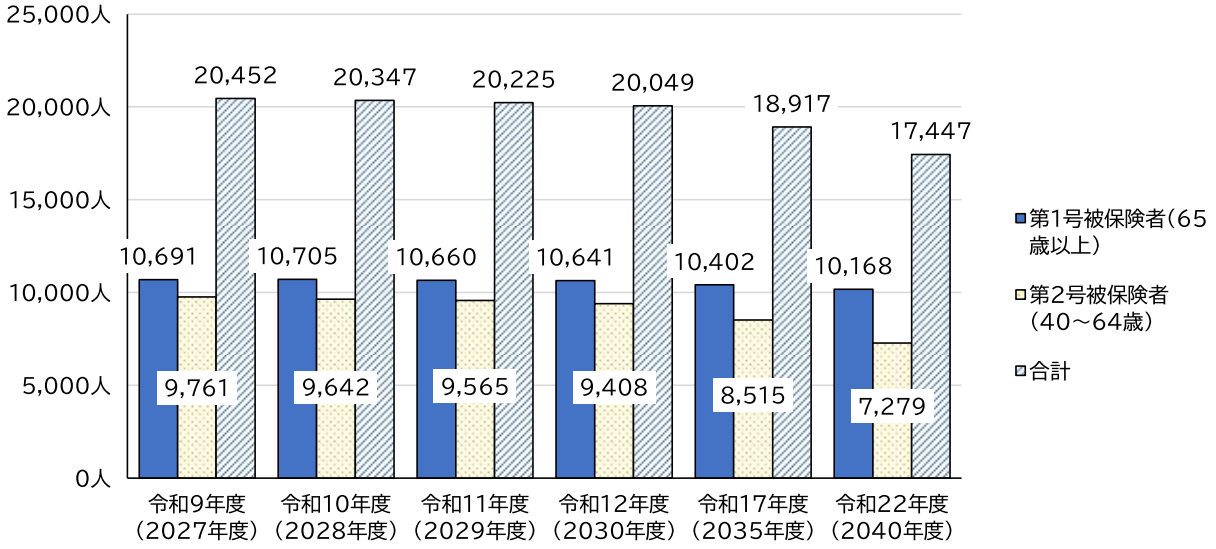

(3)要支援・要介護者数の推計

本市の要支援・要介護認定者数は、令和9(2027)年度の1,647人から、第10期計画の最終年度となる令和11(2029)年度には1,710人、令和22(2040)年度には2,058人まで増加する見込みです。

要介護度別にみると、各区分で認定者数の増加が見込まれ、要介護3以上の認定者が占める割合は、令和9(2027)年度の41.8%から令和22(2040)年度には42.1%となり、4割程度で推移する見込みです。

今後は、認定者数の増加と要介護度別の構成を踏まえ、必要な介護サービスの提供体制を確保していくことが重要となります。

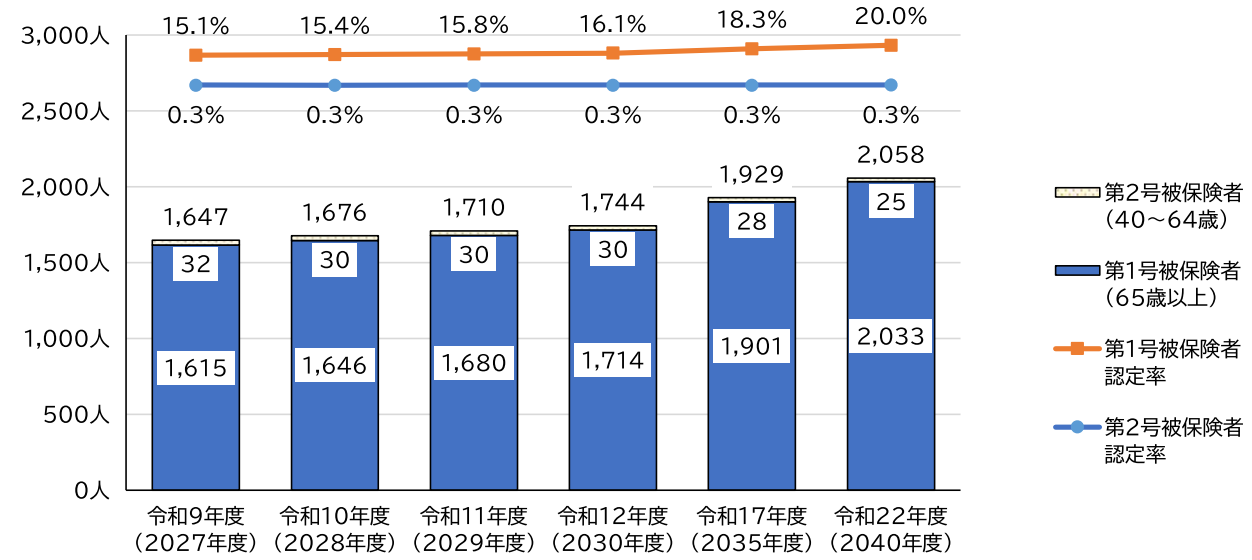

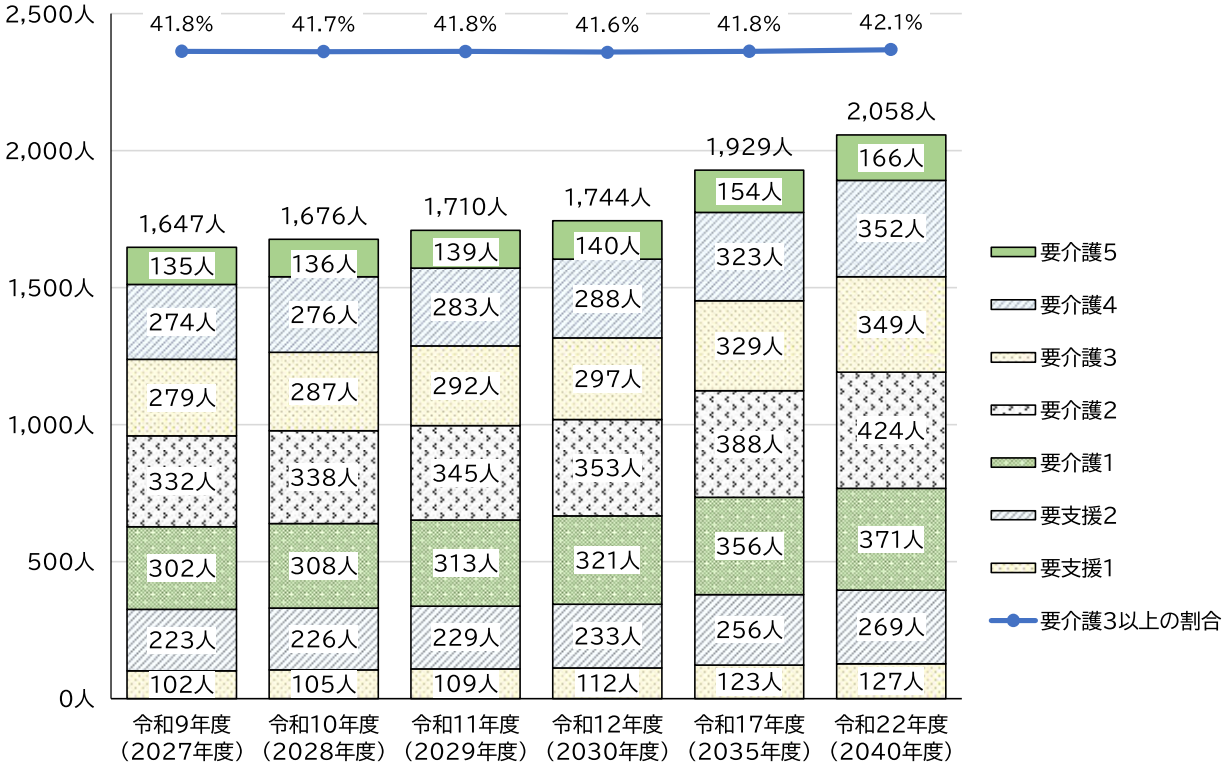

第5節　計画の全体像

本計画の基本理念と基本目標の関係を図に示すと、以下のとおりとなります。

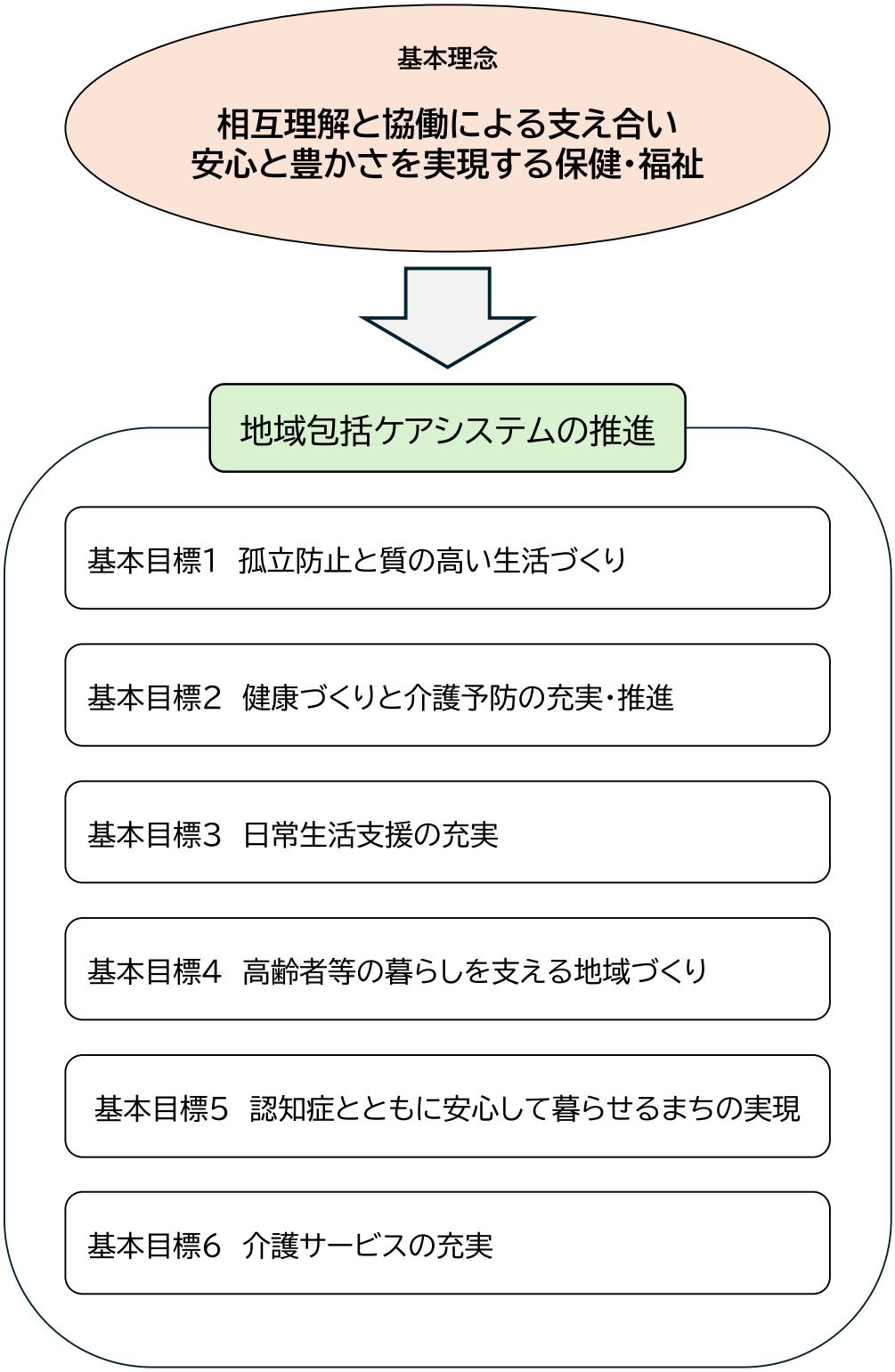

第6節　SDGsの目標の達成に向けた取組

SDGsは、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、我が国では2016年に「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ「SDGs実施指針」を策定しました。本市においてもSDGsの「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。「矢板市　あんしん・ささえあいプラン（第10期計画）」に掲げる取組を推進することは、SDGsの目標の達成にもつながるものです。



【SDGsの目標を達成するための具体的施策】

基本目標	基本施策	主なターゲット
孤立防止と質の高い生活づくり	1　孤立防止事業の充実 2　交流の促進 3　社会活動への参加促進 4　生涯学習・スポーツの推進	3, 4, 8,17
健康づくりと介護予防の充実・推進	1　保健事業の充実 2　介護予防の普及と啓発 3　介護予防サービスの充実	3, 11
日常生活支援の充実	1　日常生活の支援 2　安全確保事業の充実 3　相談事業と権利擁護の推進	3, 10, 11, 13, 16
高齢者等の暮らしを支える地域づくり	1　地域包括ケアシステムの基盤強化 2　在宅における医療と介護の支援 3　高齢者が暮らしやすい環境づくり	3, 11
認知症とともに安心して暮らせるまちの実現（矢板市認知症施策推進計画）	1　認知症への正しい知識の普及と理解を深めるための取組 2　認知症の人と家族を支える取組の推進 3　認知症の人の社会参加及び本人参画の推進 4　認知症予防の推進と早期発見・対応に向けた取組	3, 11,17
介護サービスの充実	1　介護サービス基盤の整備 2　介護サービスの量の見込み	1, 3, 11

第2部
地域包括ケアシステムの推進

～地域包括ケアシステムのイメージ～

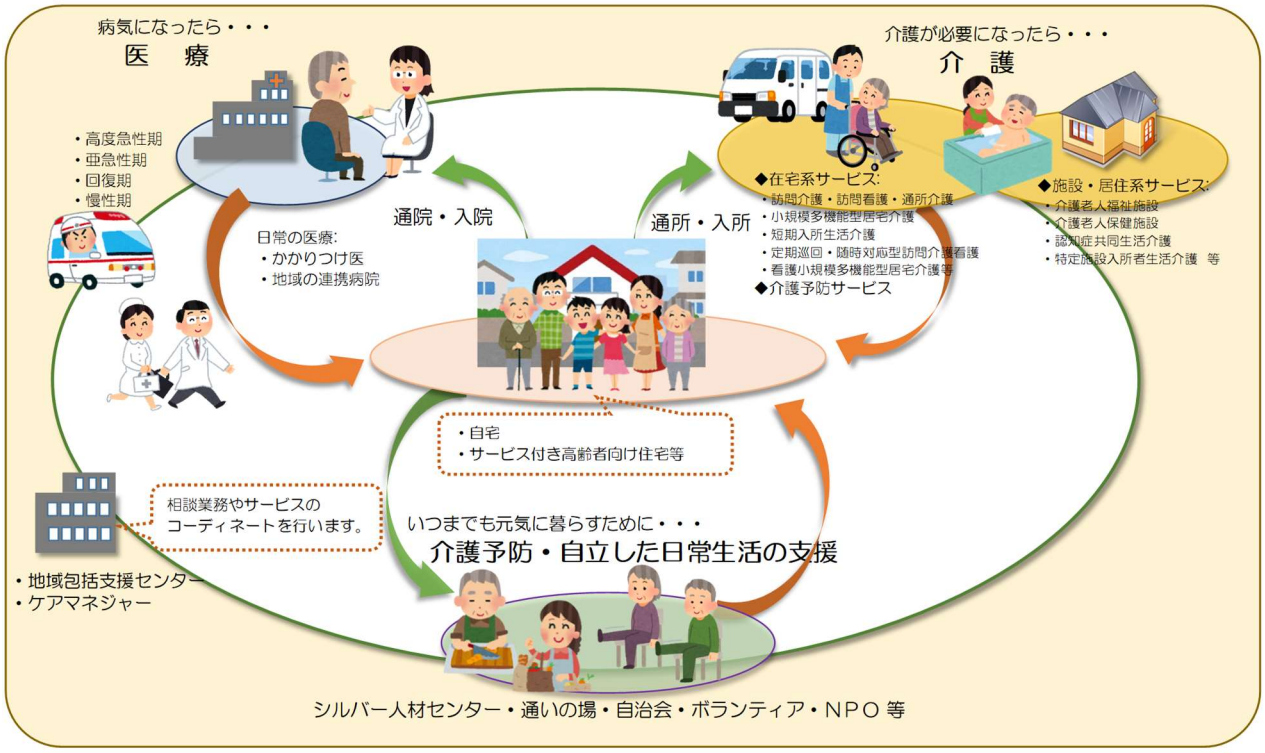

出典:厚生労働省「地域包括ケアシステム」

団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22(2040)年へと向かう過程において、地域においては高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者等の増加が予想されます。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。

第1章　孤立防止と質の高い生活づくり

「孤立防止と質の高い生活づくり」の施策分野においては、基本施策を4つ定め、個別の施策を展開していきます。

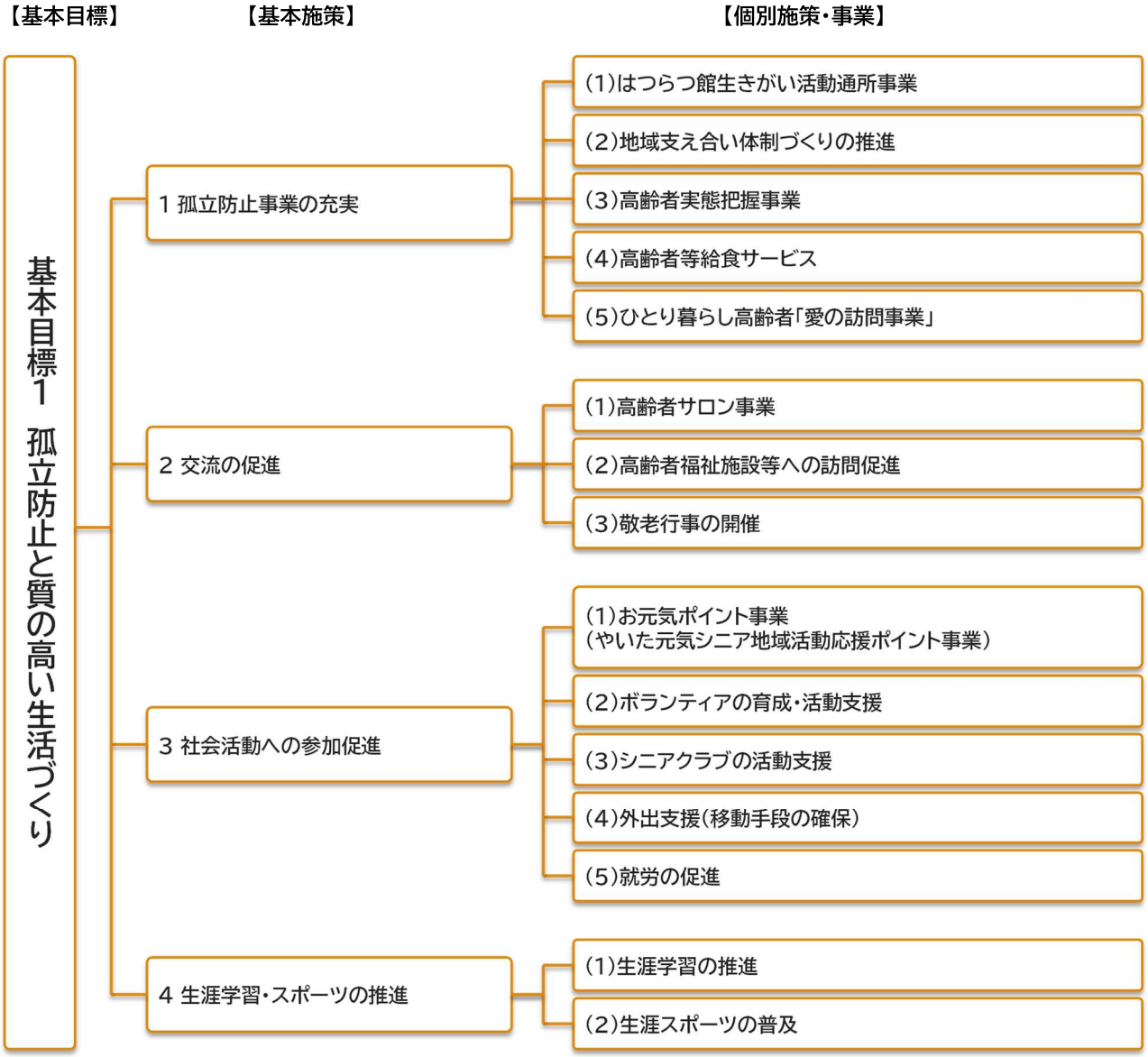

第1節　孤立防止事業の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、地域や社会とのつながりが希薄になり、孤立や閉じこもりにつながることが懸念されます。こうした状態が続くことは、心身の健康や生活に影響を及ぼすとともに、生活上の困りごとや支援の必要性が周囲から把握されにくくなることにもつながります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けられるよう、地域における見守りや訪問活動、交流機会の充実を図るとともに、情報通信機器等も活用しながら、地域や社会とのつながりを保つための取組を推進します。

また、地域住民や関係機関等との連携を図り、孤立するおそれのある高齢者を早期に把握し、必要な相談や支援につなげることで、地域全体で高齢者を見守り、支える体制づくりを進めます。

(1)はつらつ館生きがい活動通所事業

概　要

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、閉じこもり防止及び介護予防の推進等を図るため、はつらつ館において軽い運動やレクリエーション等を行います。

今後の方針

高齢者の社会参加の場、高齢者同士の交流の場として利用しやすい環境整備に努めるとともに、新規利用者の増加を図ります。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
木幡北山はつらつ館利用者数(人)	5,433	6,297	7,000 (5,000)	7,200	7,300	7,400

※令和8年度の実績値は、令和8(2026)年10月1日時点の見込み、(　)内は第9期計画値。以降の表も同じ。

(2)地域支え合い体制づくりの推進

①高齢者等見守りネットワークの構築

概　要

各行政区における地域支え合い体制づくりを支援するとともに、警察署、消防署との連携に加え、郵便局等との高齢者等見守り活動に関する協定に基づき、情報提供と連携の円滑化を図り、見守り活動を実施します。

今後の方針

各行政区における高齢者等見守りネットワークの構築を進めるとともに、協定に基づく事業者等の見守り活動を充実させていきます。

②お元気マップ

概　要

高齢者や障がい者への配慮や協力、サービスを提供している商店等の情報を紹介しています。

今後の方針

地域の高齢者や障がい者の手助けや支援ができる協力店を増やし、商店などが参加しやすい地域活動を推進し、地域全体で高齢者や障がい者を見守り、支え合える体制づくりを行います。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
矢板市お元気マップ協力店数（店）	86	86	86 （122）	87	88	89

（3）高齢者実態把握事業

概　要

地域包括支援センター、民生委員等と連携して、高齢者の実態を把握し、要援護高齢者や虐待等の早期発見を行うほか、ニーズに応じ、適切な保健・医療、福祉サービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

今後の方針

今後も関係機関等との連携体制の強化を図り、高齢者の実態把握を推進し、支援が行きわたるよう努めます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
高齢者実態把握 把握者数（人）	297	630	630 （565）	640	650	660

(4)高齢者等給食サービス

概　要

70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方等に、定期的な訪問による安否と健康状態の確認を行うため、ボランティアの協力により週1回昼食を届けます。

今後の方針

今後も本サービスの周知に努め、給食の提供をきっかけとする定期的な訪問活動を行い、高齢者の安否確認と健康状態の把握に努めていきます。また、今後もニーズに応えていくため、ボランティアの確保などを図り、必要なサービスを提供できる体制づくりの拡充を進めていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
高齢者等給食サービス　利用者数(人)	75	69	70 (80)	80	80	80

(5)ひとり暮らし高齢者「愛の訪問事業」

概　要

80歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、原則週2回、乳酸菌飲料を直接手渡し、安否の確認をします。

今後の方針

今後も必要な方に届けられるよう周知に努め、安否確認を継続します。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
愛の訪問事業 訪問回数(延べ回数)	4,532	4,115	4,300 (5,700)	4,500	4,500	4,500

第2節　交流の促進

高齢者が地域で孤立することなく、生き生きと暮らし続けるためには、身近な人とのつながりを保ち、地域の様々な人と交流することが重要です。人との交流は、孤立や閉じこもりの防止だけではなく、生きがいや社会参加、心身の健康の維持にもつながります。

一方で、家族形態や生活様式の変化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄になることが懸念されています。

高齢者が気軽に参加できる集いの場や交流機会の充実を図るとともに、地域住民や関係団体等による自主的な活動を支援し、高齢者が地域とのつながりを持ちながら、生きがいや役割を持って暮らすことのできる環境づくりを進めます。

(1)高齢者サロン事業

概　要

高齢者同士の交流のほか、地域内における人とのつながりを確保し、高齢者が安心して生き生きと暮らせる環境づくりを行います。このため、きらきらサロンの運営を支援するほか、高齢化率の高い泉地区においては、常設型サロンを設置し、高齢者が自主的に楽しく集う場を提供します。

今後の方針

きらきらサロンにおいては、身近で気軽に集まれる集会場等の活用を推進し、高齢者の集いの場の確保を図るとともに、参加の促進を図ります。また、きらきらサロンの形態にこだわらずに地域で自由に集える場所の情報を収集し、周知していきます。

泉常設型サロンにおいては、無料送迎や給食の提供、レクリエーションの企画を行い、多くの方が通いやすく、楽しみながら介護予防ができる場を提供します。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
きらきらサロン設置数（箇所）	29	29	29 （33）	30	31	32
泉常設型サロン「いこいず」延利用者数（人）	6,119	7,285	8,000 （3,200）	8,400	8,400	8,400

（2）高齢者福祉施設等への訪問促進

概　要

施設で生活している外出が困難な高齢者等の交流機会を確保するため、施設における行事の実施を支援します。

今後の方針

市内の保育園、幼稚園、小中学校において、それぞれの年間予定に沿って、介護老人福祉施設訪問を行うなど幅広い交流の実施に努めます。

また、シニアクラブやボランティア団体による交流活動も進めていきます。

（3）敬老行事の開催

概　要

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の健康と長寿をお祝いするとともに、市民一人一人が、超高齢社会に対して理解と関心を深めるため、行政区等の協力を得ながら敬老会を実施します。

さらに、敬老の日を中心とした老人週間の関連事業として、慶賀事業を実施します。

今後の方針

超高齢社会においても高齢者を敬う「敬老精神」を尊重しつつ、引き続き地域で地域の高齢者の健康と長寿をお祝いするため、敬老行事の開催行政区等に対して支援を行います。

敬老事業の内容については、超高齢社会の時代に即したものとなるよう見直しを検討していきます。

第3節　社会活動への参加促進

高齢者が地域活動やボランティア活動、就労等を通じて社会との関わりを持つことは、生きがいづくりや自己実現につながるとともに、心身の健康の維持や地域の活性化にもつながります。

高齢者一人一人が、これまで培ってきた知識や経験、能力を生かしながら、希望や状況に応じて地域社会で活躍できるよう、地域活動やボランティア活動等への参加を促進します。

また、活動に関する情報提供や参加しやすい環境づくり、就労や就労的活動への支援等を通じて、高齢者が地域の中で役割や生きがいを持ち、自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

(1)お元気ポイント事業(やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業)

概　要

この事業は介護保険事業として開始し、令和8(2026)年度から重層的支援体制整備事業として実施しているもので、事前に登録した方が、市が認める「地域ボランティア活動(きらりんサポーター)」や「生きがいづくり活動(にこにこメイト)」に参加した場合、その実績に応じてポイントが付与されます。

付与されたポイントは市内施設の商品券等への交換や、ボランティア団体等へ寄附することができます。

今後の方針

今後もポイント付与をきっかけとして元気な高齢者が社会参加し、また、生きがいづくり活動に積極的に関わることで健康を維持していけるよう、事業を継続するとともに、ポイント付与の場となる受入拠点の拡充に努めていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
お元気ポイント事業 登録者数(人)	1,455	1,471	1,480 (1,400)	1,490	1,500	1,510

(2)ボランティアの育成・活動支援

概　要

社会福祉協議会内にシニアボランティアセンターを設置し、お元気ポイント事業の運営や介護に関する入門的研修の開催等を通して、生活支援サービス等の担い手となるボランティアの育成・活動支援を行います。

今後の方針

今後も元気な高齢者の地域での活躍の一環としてボランティア活動を推進していきます。ボランティアの養成、活動支援、ボランティア同士の連携を促進するとともに、きらきらサロンなどへの出前講座を実施するなど活躍の場を提供していきます。

お元気ポイント事業におけるきらりんサポーター(ボランティア)の登録者数を増やしていくとともに、栃木県が実施するシニアサポーターへの登録を推奨していきます。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
きらりんサポーター登録者数(人)	244	248	266 (250)	270	275	280

(3)シニアクラブの活動支援

概　要

シニアクラブ活動の目的は、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを通じて高齢者の生活が豊かになることです。また、主な活動として社会奉仕活動が位置づけられており、地域福祉におけるその他のインフォーマルな活動の主体としても期待されています。

また、小中学生との世代間交流を図っているほか、他市町村の地域間交流として、県老人クラブ連合会が主催する発表会等にも参加しています。

今後の方針

高齢者のライフスタイルの多様化により、会員登録を必要とするシニアクラブへの参加者が減少傾向にあります。

また、担い手の高齢化と固定化により活動継続が困難となるシニアクラブも出始めていますが、高齢者の仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりの場として、引き続き単位シニアクラブ、シニアクラブ連合会それぞれの活動を支援していきます。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
シニアクラブ クラブ数(クラブ)	21	20	18 (22)	19	19	19
シニアクラブ 会員数(人)	773	742	689 (800)	700	700	700

（4）外出支援（移動手段の確保）

①矢板市福祉タクシー利用券

概　要

車による移動に不安や支障のある高齢者の移動手段を確保するため、福祉タクシー利用券を交付します。

80 歳以上の方を対象に、1 枚 500 円分のタクシー利用券を年間 24 枚交付します。利用にあたっては、乗車料金に応じて、500 円以上で 1 枚、1,000 円以上で 2 枚、1,500 円以上で 3 枚まで使用することができます。

今後の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自家用車等の利用が困難な方の外出手段を確保するため、タクシーを利用した外出に対する経済的支援を引き続き実施します。また、利用状況等を踏まえながら、移動支援のあり方について継続的に検討を行います。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
対象者数（人）	3,811	3,751	3,683	3,700	3,700	3,700
交付者数（人）	1,156	1,076	1,041	1,000	1,000	1,000

②市営バス、デマンド交通

概　要

自家用車を利用できない高齢者等の移動手段を確保し、生活の利便性の向上を図るため、市営バス及びデマンド交通を運行します。

今後の方針

市営バス及びデマンド交通は、主に高齢者の通院や買い物等の日常生活を支える交通手段として利用されており、利用実績も増加傾向にあることから、地域に必要な移動サービスとして重要な役割を担っています。

今後は、利用状況や地域の移動ニーズを把握するとともに、新たなモビリティサービスの導入可能性を検討し、より利便性が高く持続可能な地域公共交通の構築を図っていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
中央部循環路線 1 日当たりの利用者数（人）	25.3	26.0	26.3（22.2）	26.9	27.5	28.6
デマンド交通 1 日当たりの利用者数（人）	44.6	47.5	48.2（44.2）	48.7	49.5	49.9

③ともなりパス（矢板市市営バス等乗車券）

概　要

高齢者の気軽な外出機会の創出や日常生活圏の維持・拡大を図り、多様な社会参加を促進するためには、身近な移動手段の確保が重要であることから、満65歳以上で運転免許証を自主返納した高齢者及び満75歳以上の高齢者を対象に、ともなりパス（矢板市市営バス等乗車券）を交付します。

今後の方針

ともなりパスは、令和7（2025）年度における中央部循環路線利用者の約7割を超える利用実績があり、高齢者の移動支援や外出促進に一定の効果を上げていることから、引き続き実施し、高齢者の生活の利便性向上及び社会参加機会の確保を図っていきます。

④リフト付きワゴン車貸出し

概　要

自立歩行が困難な障がい者や高齢者等の移動の利便性を高めるため、リフト付きワゴン車を貸し出します。

今後の方針

今後も周知を図り、リフト付きワゴン車の貸出しを継続して実施していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
リフト付きワゴン車貸出件数(件)	85	142	145 (110)	150	150	150

（5）就労の促進

①介護に関する入門的研修

概　要

介護未経験者やこれから介護業界での就労を考えている方を対象に、介護に関する基本的な知識や、業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶための研修を実施します。

今後の方針

今後一層の介護人材不足が見込まれることから、入門的研修を介護分野への参入のきっかけとするとともに、研修修了者には介護施設等のマッチングや情報提供を行い就労につながるよう努めていきます。

また、元気な高齢者が地域で高齢者の介護を支える役割を担えるよう、受講者の拡大を図っていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
介護に関する入門研修受講者数（人）	9	8	10（15）	10	10	10

②就労・就業相談・情報提供

概　要

国・県、関係機関から提供される高齢者就労に関する情報について、リーフレットやポスター掲示等を通じて周知を図ります。また、とちぎ生涯現役シニア応援センター「ぷらっと」を周知し、活用を促します。

今後の方針

今後も県、関係機関から提供される情報提供に努め、就労・就業を希望する高齢者への支援に努めていきます。

また、働き先の選択肢の一つとして、シルバー人材センターの紹介にも努めていきます。

③シルバー人材センターの支援・育成

概　要

高齢者の生きがいづくりと地域社会への参加等を目的とし、高齢者一人一人の能力やニーズに応じて、臨時的・短期的又はその他の軽易な就労の機会を確保するシルバー人材センターの支援を行います。

今後の方針

定年延長や働き方の多様化の影響によりシルバー人材センターに登録する高齢者が減少傾向にあります。

今後も補助金交付による財政支援や業務発注による業務支援のほか、会員数の減少防止に資するような支援を検討していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
シルバー人材センター会員者数（人）	219	216	210 （240）	231	236	241

第4節　生涯学習・スポーツの推進

高齢者が生涯を通じて学びや文化、スポーツに親しむことは、生きがいや仲間づくりにつながるとともに、心身の健康を維持し、豊かな生活を送る上で重要です。

高齢者がそれぞれの興味や関心に応じて学習や文化活動に取り組むことができるよう、本市の施設や人材、自然、伝統文化等の地域資源を活用し、生涯学習活動への参加を支援します。

また、年齢や心身の状態に応じて、身近な地域で気軽に運動やスポーツに親しめる機会の充実を図ります。特に、矢板市文化スポーツ複合施設を文化・スポーツ活動の拠点として活用し、高齢者の健康づくりや交流、生きがいづくり、社会参加につながる取組を推進します。

(1)生涯学習の推進

①高齢者学級

概　要

全ての高齢者が、生きがいを持ちながら豊かで質の高い生活を送れるよう、各地区の公民館における学習機会と学習成果の発表の場を提供しています。生涯学習について啓発するとともに、各自の状態にあった学習方法の紹介・開発・普及に努めます。

今後の方針

各公民館における高齢者学級を継続して開催し、高齢者の学習機会を確保するとともに、各自の状態にあった学習方法の紹介・開発・普及に努めます。

②シルバー大学校への入校促進及び卒業生への支援

概　要

高齢者一人一人の学習及び余暇活動のニーズに応じ、多様な生きがい活動や地域活動を実践できるシルバー大学校への入学と活動を支援します。

今後の方針

今後も情報提供及び広報啓発に協力し高齢者の入校を促していくほか、卒業後の活躍の場としてシニアクラブなどの地域団体やシルバーサポーターなどのボランティア活動につながるよう支援していきます。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
シルバー大学校入学者数(人)	15	13	16 (20)	20	20	20

(2)生涯スポーツの普及

①生涯スポーツ教室

概　要

いつでも・どこでも・だれでも生涯にわたってスポーツができるよう、スポーツ協会の加盟団体やスポーツ推進委員が運営する教室等において、スポーツ教室やイベントを開催します。

今後の方針

スポーツ教室、スポーツ講座等の高齢者も楽しめるスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、健康づくり、体力づくりの支援に努めます。

②健康ウォーキングの普及啓発

概　要

健康づくりのために手軽で安全な運動である健康ウォーキングの普及を図ります。

今後の方針

今後も一人でもできる身近な運動である「歩く」ことの周知、普及を図り、定期的に健康ウォーキングを開催していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
健康ウォーキング参加者数(人)	34	29	30 (50)	30	30	30

③体力測定

概　要

市民が体力・運動能力を定期的に把握する機会を設けるとともに、測定結果を日常の運動管理に適切に役立てられるよう啓発を行います。

今後の方針

体力測定の実施日時、場所について広く周知を図り、高齢者の積極的な参加を促していきます。

④シルバースポーツ大会

概　要

シルバースポーツ大会を実施し、高齢者の生きがいづくりの一環として、スポーツを通じて体力の増進を図る機会を設けるとともに、高齢者福祉の向上に寄与します。

今後の方針

今後も生きがいづくり、健康づくり、体力づくりの場として、また、高齢者同士の交流の機会としてシルバースポーツ大会を開催します。

また、シニアクラブ非会員が加入のきっかけとなるよう、参加案内の広報に取り組んでいきます。

第2章　健康づくりと介護予防の充実・推進

「健康づくりと介護予防の充実・推進」の施策分野においては、基本施策を3つ定め、個別の施策を展開していきます。高齢者の保健事業及び介護予防事業を効率的かつ効果的に実施し、高齢者の疾病予防・重症化予防を一体的に取り組みます。

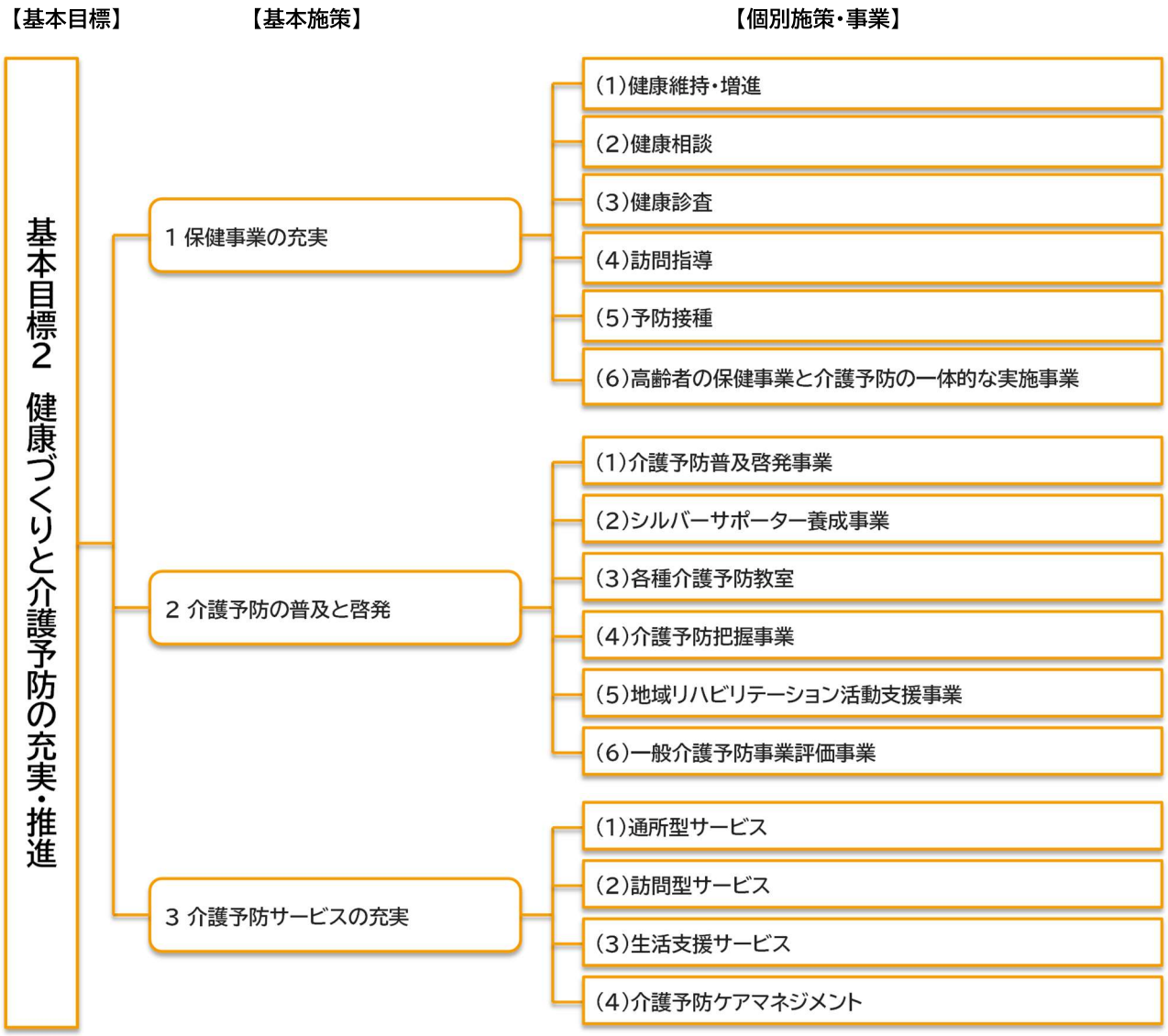

第1節　保健事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと暮らし続けるためには、自らの健康状態に関心を持ち、日頃から健康づくりに取り組むとともに、疾病の予防や早期発見、重症化予防に取り組むことが重要です。

高齢者一人一人の健康状態や生活状況に応じた健康づくりを支援するとともに、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防に取り組みます。また、健診や健康相談、保健指導等を通じて、自らの健康状態を把握し、必要な支援につながる環境づくりを進め、健康寿命の延伸を目指します。

■フレイルのイメージ

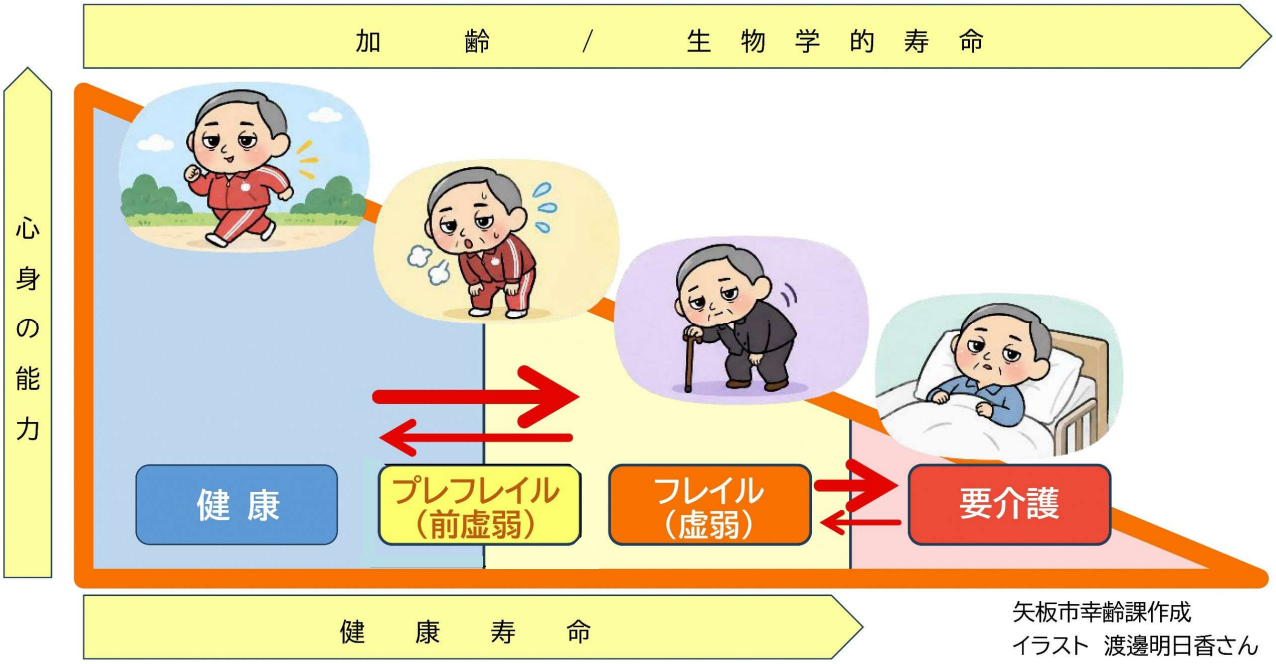

矢板市幸齢課作成
イラスト　渡邊明日香さん

■フレイル予防の3本柱

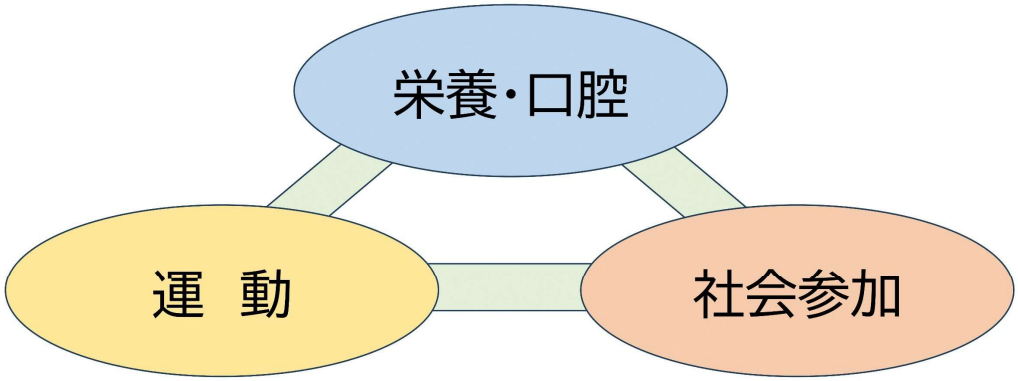

(1)健康維持・増進

①健康教育

概　要

生活習慣病の予防やフレイル予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、高齢者の低栄養や生活習慣病等の重症化を防ぎ、「自らの健康は自らが守る」という認識を高めるため、健康教育を実施します。

今後の方針

健康に対する意識を向上させ、栄養バランスを整えたり、運動の習慣化が図れるように促していくことを目的に、教室を実施します。

生活習慣病発症予防、生活習慣病重症化予防を目的として、市民一人一人が正しい知識を持ち、必要な行動をとることができように教室を開催します。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
集団健康教育実施回数(回)	47	29	30 (130)	30	30	30
集団健康教育参加者数(人)	1,501	388	400 (2,000)	400	400	400

②健康ポイント事業

概　要

健康づくりに関心を持ってもらい、運動習慣の定着を促し、健康寿命を延ばすことを目的に、参加者の健康づくり活動(ウォーキング・健診の受診・健康教室の参加等)に対してポイントを付与し、当該ポイントの累計に応じて褒賞を贈呈します。

今後の方針

健康づくりに関心を持ってもらい、運動習慣の定着を促し、健康寿命を延ばすことを目的に、「やいた健康ナビ」(スマホアプリ)を活用し、参加者の健康づくり活動(ウォーキング・健診の受診・健康教室の参加など)に対してポイントを付与し、抽選で当たったポイントは矢板市統合ポイント事業「やいたまる」にて褒賞を贈呈します。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
やいた健康ナビ参加者数(人)				800	900	1,000

（2）健康相談

①個別健康相談

概　要

家庭での健康管理に役立てることを目的とし、心身の健康について、市民の相談に応じて保健師、管理栄養士等により必要な助言を行います。一般的事項について総合的な指導や助言を行う「総合健康相談」と、特に注意が必要な疾病についての指導や助言を行う「重点健康相談」を行います。

今後の方針

食事をはじめとする生活習慣の改善を目的に、日常生活や食生活のアドバイスを行う健康栄養相談事業を実施します。

また、生活習慣病重症化予防を目的に、糖尿病重症化予防プログラム事業を実施します。

健診結果説明会においては、個別相談を実施します。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
総合健康相談実施回数（回）	63	56	55 （75）	50	50	50
重点健康相談実施回数（回）	301	319	320 （125）	200	200	200

②まちなか保健室

概　要

「手軽に、気楽に、健康相談」をコンセプトに、市民が集う場所で、学校の保健室のように、保健師、歯科衛生士、栄養士等による健康相談や血圧・体組成の測定等を行います。

今後の方針

市民が自らの健康状態を把握し、健康づくりに興味を持ってもらうために、手軽に、気軽に、健康相談が受けられるよう、スーパーマーケット等の市民の身近な場所で開催します。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
まちなか保健室　開催回数(回)	29	21	8 (30)	8	8	8
まちなか保健室　参加者数(人)	5,066	2,038	100 (5,000)	100	100	100

(3)健康診査

①特定健康診査

概　要

脳卒中や糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療のための健康診査として、40歳以上74歳以下の国民健康保険被保険者に対し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査を実施します。令和元年度より矢板市健診予約サイトからのインターネット予約を導入しています。

今後の方針

生活習慣病の発症予防及び重症化予防のため、特定健康診査受診により疾病や健康上の問題を早期に発見し、適切な治療や生活習慣の改善につなげていきます。

また、未受診者に対して、受診勧奨を実施していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
特定健康診査(人間ドック含む)受診率(%)	42.2	42.1	43.0 (47.0)	45.4	47.6	50.0

②後期高齢者健康診査

概　要

後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見、健康の維持・増進及びフレイル予防のため、健康診査及び人間ドック費用助成を実施します。令和元年度より矢板市健診予約サイトからのインターネット予約を導入しています。

今後の方針

集団健診及び個別医療機関における健康診査を実施します。また、フレイル予防のため後期高齢者の質問票を同時に実施するとともに、治療中の方にも健康診査の受診を進めていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
健康診査 受診者数(人)	1,468	1,592	1,600 (1,350)	1,600	1,650	1,700
人間ドック費用助成 助成者数(人)	146	161	161 (115)	160	165	170

③がん検診

概　要

早期にがんを発見し治療に結びつけ、市民の健康を保持することを目的として各種がん検診を実施します。令和元年度より矢板市健診予約サイトからのインターネット予約を導入しています。

今後の方針

早期にがんを発見し治療に結びつけ、市民の健康を保持することを目的として各種がん検診を実施します。

次年度の健康診査・検診の案内送付の際に、前年度に受診した方には、予約日を設定・印字して送付するとともに、インターネット予約を活用して利用しやすい実施体制を整え、受診率向上に努めていきます。

④その他の健康診査

概　要

歯周病検診、骨粗しょう症検診等、必要と思われる健康診査を実施し、疾病の予防及び早期発見を図ります。

今後の方針

歯周病検診、骨粗しょう症検診の対象年齢の方への通知や、医療機関との連携により受診率向上に努めます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
歯周病検診受診者数(人)	39	48	50 (130)	60	65	70
骨粗しょう症検診受診者数(人)	349	417	420 (215)	425	430	440

(4)訪問指導

①健康指導

概　要

健康管理上、家庭における相談が必要である方及びその家族に対して家庭訪問を行います。健康に関する問題を総合的に把握して、必要な支援を行います。

今後の方針

国民健康保険等、壮年期の医療保険から連続した取組として、重複・頻回受診者や至急要精密検査等のハイリスク高齢者に対し、保健師等が自宅を訪問し健康相談を行います。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
訪問指導（健康増進課）実施者数(人)	17	15	25 (30)	30	30	30

②高齢者訪問看護指導

概　要

在宅の65歳以上の健康相談等が必要な高齢者に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を活用して、後期高齢者に対する個別的支援（栄養・口腔・服薬、その他の生活習慣病）及び、健康状態が不明な後期高齢者等に対し、幸齢課の訪問指導看護師等が自宅を訪問し必要な支援を行います。

今後の方針

引き続き、保健事業と介護予防の一体的な実施事業で顕在化した個別的支援を要する高齢者及び健康状態不明な高齢者に対し、相談対応、指導の充実に努めます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
訪問指導（幸齢課）実施者数（延人数）	422	434	450 （450）	450	450	450

（5）予防接種

概　要

リスクの高い高齢者が感染症により重度化することを防ぐため、予防接種を受けやすい体制づくりに努めます。インフルエンザ予防接種、新型コロナワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種、帯状疱疹ワクチン接種については、市が費用の一部を負担し、高齢者の負担軽減を図ります。

今後の方針

予防接種を受けやすい体制づくりを継続し、予防接種者数の向上に努めます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
インフルエンザ予防接種　接種者数（人）	4,992	5,198	5,500 （5,820）	5,500	5,500	5,500
肺炎球菌ワクチン接種　接種者数（人）	125	158	180 （215）	180	180	180

（6）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

概　要

高齢者の心身に関する多様な課題に対応して、きめ細やかな支援を実施するために、関係機関が連携し、地域資源を活用しながら、保健事業と介護予防事業を一体的に実施していきます。

今後の方針

高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）に取り組んでいきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
ハイリスクアプローチ 延人数（人）	68	69	70 (-)	70	70	70
ポピュレーションアプローチ　延人数（人）	727	1061	1,000 (-)	1,000	1,000	1,000

第2節　介護予防の普及と啓発

高齢者が自立した生活を続けるためには、元気なうちから介護予防の必要性を理解し、自ら継続して取り組むことが重要です。

運動、食生活、口腔機能の維持、社会参加など、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、高齢者が自身の状態に応じた取組を始め、継続できるよう支援します。また、地域における介護予防活動への参加を促進し、心身機能の維持・向上やフレイル予防、要介護状態となることの予防に取り組みます。

(1)介護予防普及啓発事業

概　要

介護予防に関する基本的な知識の普及と啓発を図るため、教室や研修会等において栄養バランスや口腔機能に関するパンフレット、リーフレットを配布し、介護予防の普及啓発を実施します。

今後の方針

フレイル予防への市民の理解を深めるため、様々な媒体を活用し普及啓発に努めます。

また、サービス・活動Cや認知症予防教室参加者などのハイリスク高齢者に対してパンフレット等を配付し、継続的な体操や脳トレなどの介護予防の取組を支援するとともに、関係者間での共有ツールとしてパンフレット等を活用し、フレイル予防の取組の強化を図ります。

(2)シルバーサポーター養成事業

概　要

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や地域活動組織の育成・支援を図ります。

今後の方針

介護予防教室等の介護予防事業の担い手として、元気な高齢者のシルバーサポーター登録者数の増加に努めます。

また、登録者に対して研修会を定期的に開催するとともに、シルバーサポーターの能力向上のため研修内容の充実に努めていきます。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
シルバーサポーター登録者数(人)	36	47	55 (55)	60	65	70

(3)各種介護予防教室

概　要

高齢者ができる限り要介護状態にならずに、住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせるよう、介護予防体操やレクリエーション、専門職による個別の相談等の各種介護予防教室を開催します。

今後の方針

引き続き高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、行政区等の身近な地域団体が主体となって介護予防教室等が実施できる体制づくりを支援していきます。

また、地域の元気な高齢者であるシルバーサポーターによる自主的な運営体制づくりを促進するため教室内容等の見直しを行い、開催回数や参加率の向上に努めていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
いきいき体操教室新規開設数（箇所）	1	1	2 （2）	1	1	1
いきいき体操教室開催回数（回）	57	60	66 （70）	240	252	264
いきいき体操教室延べ参加者数（人）	632	680	700 （610）	2,400	2,520	2,640

(4)介護予防把握事業

概　要

要介護認定には至らないが介護予防の観点から支援が必要な高齢者や閉じこもり等の何らかの支援を要する方を、「元気度チェック」及び地域包括支援センター、保健師の訪問活動、かかりつけ医等との連携等を通じて把握し、介護予防活動へつなげます。

今後の方針

高齢者の現状を把握するため毎年「元気度チェック」を実施し、支援が必要な高齢者の発見に努めます。

また、「元気度チェック」の回答がなく現状の把握ができていない高齢者に対しては、地域包括支援センターなどの関係機関の協力を得て高齢者の生活状況や健康状態の把握に努めていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
基本チェックリスト実施者数（人）	3,131	3,854	3,500 （3,500）	3,500	3,500	3,500

（5）地域リハビリテーション活動支援事業

概　要

地域における介護予防の取組機能を強化するため、いきいき体操教室、きらきらサロン等において、栄養士による栄養講話、歯科衛生士による口腔講話、運動指導士による運動指導を実施します。

今後の方針

今後も事業内容や回数の改善を図りつつ、リハビリテーション専門職による個別相談や助言を行い、地域における介護予防の機能強化に努めていきます。

（6）一般介護予防事業評価事業

概　要

一般介護予防事業に関する評価を実施します。

今後の方針

各種介護予防事業において、参加者アンケートや健康度測定を実施し事業効果による改善率を把握するとともに、事業の内容改善につなげていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
サービス・活動C実施前後の改善率（%）				60%	65%	70%

第3節　介護予防サービスの充実

平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しました。総合事業は、認知症や障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としています。

高齢者一人一人の心身の状態や生活状況に応じた介護予防・生活支援を進め、フレイル予防や重度化防止を図るため、要支援者等（要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者）に対し、介護予防ケアマネジメントに基づき、通所型サービス、訪問型サービス、その他生活支援サービスを提供します。

（1）通所型サービス

概　要

介護サービス事業者等の施設において、要支援者等に対し、日常生活支援及び機能訓練を提供します。

サービスの種類	サービスの内容
従前相当サービス	介護サービス事業者による、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を行う通所サービスです。
サービス・活動A （緩和した基準によるサービス）	緩和した基準による、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所サービス（ミニデイサービス等）です。
サービス・活動B （住民主体によるサービス）	ボランティア等により提供される住民主体の自主的な通いの場です。
サービス・活動C （短期集中予防サービス）	保健、医療の専門職により提供される短期集中予防サービスです。

今後の方針

地域で高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実を図り、多様な主体が多様なサービスを提供できる体制構築を進め、高齢者本人のしたいことを自分でできるよう身体機能の維持、回復を支援していきます。

サービス・活動Cについては、実施回数を拡充し高齢者のリエイブルメントを支援するため、必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
サービス・活動 C（個別）利用者数（人）	1	0	1（5）	5	5	5
サービス・活動 C（教室）利用者数（人）	19	5	15（30）	30	30	30

（2）訪問型サービス

概　要

居宅において、要支援者等に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、日常生活支援及び機能訓練を提供します。

サービスの種類	サービスの内容
従前相当サービス	介護サービス事業者の訪問介護員等専門職による、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の支援を行うサービスです。
サービス・活動A（緩和した基準によるサービス）	訪問介護員等により提供される、緩和した基準による生活援助サービスです。
サービス・活動B（住民主体によるサービス）	ボランティア等により提供される住民主体による生活援助等の多様なサービスです。
サービス・活動C（短期集中予防サービス）	保健、医療の専門職により提供される短期集中予防サービスです。
サービス・活動D（移動支援）	介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援です。

今後の方針

高齢者本人のしたいことを自分でできるよう身体機能の維持、回復を支援するため、必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めていきます。

(3)生活支援サービス

概　要

栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守り等を行います。

今後の方針

対象者のニーズを把握し、多様な主体によるサービスを検討し、必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めていきます。

(4)介護予防ケアマネジメント

概　要

本人の主体的な活動と参加意欲を高めるために必要な介護予防・生活支援サービス事業を提供するため、地域包括支援センターが介護予防プランを作成します。

今後の方針

今後も対象者の状況に応じた必要かつ適切な介護予防サービスを提供できるように、プラン作成に努めます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
介護予防ケアマネジメント実施件数(延件数)	822	719	784 (940)	800	800	800

第3章　日常生活支援の充実

「日常生活支援の充実」の施策分野においては、基本施策を3つ定め、個別の施策を展開していきます。



第1節　日常生活の支援

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けるためには、心身の状態や生活状況に応じて、日常生活上の様々な支援を受けられることが重要です。介護保険サービスの対象とならない場合や、介護保険サービスだけでは対応が難しい生活課題を抱える場合もあります。

こうした高齢者が必要な支援を受けながら安心して在宅生活を継続できるよう、多様な生活支援サービスや地域資源を活用し、一人一人の状況に応じた日常生活の支援を進めます。

(1)在宅生活支援サービス

概　要

介護保険の認定では自立判定であっても、今後、要介護状態になる可能性の高い高齢者を支援します。

今後の方針

今後は必要なサービス確保に努めるとともに、利用条件の見直しなど利用者の利便性に配慮した検討を行います。

○主なサービス

サービスの種類	サービスの内容
日常生活自立支援用具給付事業	今後、要介護状態になる可能性の高い高齢者に対し、シルバーカーや手すり、補聴器、火災報知器、自動消火器等各種用具を給付することにより、高齢者の日常生活を支援します。
生活支援ホームヘルプサービス	日常生活を営むのに不安のあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に、自宅で自立した生活を送るためにホームヘルパーを派遣して支援を行います。
生きがい活動支援通所事業	今後、要介護状態になる可能性の高い高齢者に対し、施設を利用した生活指導、日常動作訓練、健康状態の確認、入浴、給食等のサービス提供を行います。
生活管理指導短期宿泊サービス	基本的生活習慣の欠如や対人関係の不成立など社会適応が困難な高齢者を対象として、特別養護老人ホームの空きベッドを利用して一時的な宿泊サービスを提供し、日常生活の指導や支援を行い、要介護状態への進行の抑止に努めます。

（2）寝具洗濯乾燥消毒サービス

概　要

虚弱、心身の障がい等の理由で、寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、寝具の洗濯や乾燥消毒サービスを行い、清潔で快適な生活を支援します。

今後の方針

今後も制度の周知に努め、在宅高齢者の清潔で快適な生活の確保に努めていきます。

（3）ごみ出し支援制度

概　要

家庭から排出されるごみを搬出することが困難な高齢者世帯又は障がい者世帯等のごみの搬出に係る負担を軽減するとともに、安否確認を行うため、ごみ出し支援をしてくれる支援者を調整します。

今後の方針

今後も制度の周知に努め、高齢者の衛生的な在宅生活の支援に努めるとともに、生活支援コーディネーターを中心にごみ出し支援を行うボランティアの確保に努めます。

（4）生活援助員派遣事業

概　要

高齢者用住宅（県営木幡北山住宅）に入居する高齢者が、自立して安全で快適な生活を営むことができるよう、生活相談、安否確認、緊急時の対応、関係機関との連絡、その他日常生活に必要な援助を行う生活援助員を派遣します。

今後の方針

今後も高齢者用住宅において入居者の生活相談、安否確認、緊急時の対応等を行い、高齢者の自立した生活の支援に努めます。

（5）買物支援

概　要

買い物に困難を感じている高齢者に対し買物支援を実施することで、一層の地域活性化及び暮らしの安全・安心に資することを目指します。

今後の方針

移動支援、移動販売、通信販売、宅配、買物ツアー等の買い物支援に係る地域資源の情報を取りまとめ、情報提供を行います。

また、地域住民、社会福祉協議会、民間事業者等の多様な主体と連携した支援体制の整備を進めていきます。

第2節　安全確保事業の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、急病や事故、火災、災害等の緊急時における安全の確保が重要となっています。

緊急通報装置等の活用により、緊急時に速やかに対応できる環境づくりを進めるとともに、行政区や民生委員、関係機関等との連携による日常的な見守りや安否確認を行い、高齢者が地域で安心して暮らすことのできる体制の充実を図ります。

(1)緊急通報装置の貸与

概　要

ひとり暮らし高齢者等に対し、病気やけが等により緊急事態になった場合に速やかな対応を行えるよう、緊急連絡用装置一式(緊急通報端末、ペンダント型送信機、見守りセンサー)を貸与します。

今後の方針

今後も緊急通報装置の貸与を行い、急病や災害時に迅速かつ適切な対応に努め、ひとり暮らし高齢者等の安全・安心の確保に努めます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
緊急通報装置 貸与台数(台)	63	60	65 (80)	70	70	70

(2)救急医療情報キットの給付

概　要

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等に対し、病気やけが等により緊急事態になった場合に速やかな対応を行えるよう、かかりつけ医療機関等の情報を保管する救急医療情報キットを給付します。

今後の方針

今後も救急医療情報キットを給付し、緊急時に治療、服薬等の医療情報を共有し円滑な対応につなげ、ひとり暮らし高齢者等の安全・安心の確保に努めます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
救急医療情報キット 給付件数(件)	610	614	635 (545)	640	645	650
救急医療情報キット 累計件数(件)	835	839	858 (840)	863	868	873

（3）高齢者火災安全システムの設置

概　要

要支援・要介護の認定を受けている高齢者のいる世帯に対し、火災からの安全確保を図るため、日常生活自立支援用具給付事業の一環として火災報知器を設置します。

今後の方針

今後は高齢者世帯のニーズ把握に努め、給付条件の見直しを検討し、高齢者の安全・安心の確保に努めます。

（4）防災・交通安全対策の推進

概　要

高齢者に対して、災害・交通事故等を想定した安全教育を行い、自己防衛策や緊急時の対処方法等について啓発を行います。また、シニアクラブ等を対象として、各自治公民館等に交通教育指導員を派遣し、交通安全教室を行います。

また、高齢者（65歳以上）が運転免許証を自主返納した際の支援策として、矢板市市営バス等乗車券を交付する「ともなりパス65（運転免許自主返納支援事業）」を実施します。

今後の方針

今後も高齢者の防災意識の向上を図り、災害時の自助力を高めていきます。

また、交通安全意識の向上や運転免許の自主返納を促しつつ、高齢者の安全・安心な生活環境の実現を目指します。

（5）避難行動要支援者名簿等による災害時の避難体制の整備

概　要

自力での避難が困難な高齢者等の安全を確保するための基礎資料として、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿に基づき、平常時から本人同意を前提としたうえで、警察署、消防署、消防団、民生委員、自主防災組織などの関係機関・団体へ情報提供・共有を行い、地域における災害時の安全な避難支援体制の整備を図ります。

今後の方針

名簿登録者に対して関係機関への名簿情報提供への同意を促進するとともに、実効性のある避難支援につなげるため、支援関係者と連携しながら「個別避難計画（一人一人の避難手順や支援者を定める計画）」の策定について、周知及び推進を行います。これにより、災害時における円滑な避難支援と地域全体での見守り・支え合いの仕組みづくりを強化します。

（6）防災行政無線戸別受信機の貸与

概　要

市内に設置された防災行政無線のスピーカーから流れる放送を屋内で聴取することが困難な世帯又は施設に対し、同放送を家の中でも聞くことができる戸別受信機を無償で貸与します。

今後の方針

引き続き制度の周知を図り、希望する世帯又は施設に無償で貸与します。

第3節　相談事業と権利擁護の推進

高齢者やその家族が抱える課題が複雑化・多様化する中、身近な地域で気軽に相談でき、必要な支援につながる体制を整えることが重要です。

市及び地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族からの様々な相談に対応するとともに、地域の関係機関等との連携を強化し、支援を必要とする高齢者の早期把握と適切な支援につなげる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、高齢者一人一人の尊厳と意思が尊重され、安心して生活できるよう、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進等を通じて、権利擁護の取組を推進します。

(1)総合相談支援事業

概　要

地域包括支援センターでは、介護保険サービスにとどまらない多様な形態での支援を図るため、以下の支援を行います。

①地域における様々な関係者とのネットワークの構築

②高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握

③情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援

今後の方針

今後も地域包括支援センターを中心に各種相談支援を行うとともに、関係機関が連携して高齢者の支援を行います。

また、高齢者の課題に加え、若年世代も含めて複合的な支援を必要とし、地域包括支援センターだけでは解決困難な課題を抱えるケースに対しては、重層的支援体制整備事業において横断的な支援を行っていきます。

地域の課題を地域で解決するため、生活支援コーディネーターによるネットワーク構築を進めるとともに、相談体制の構築を検討していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
総合相談支援 相談件数(延件数)	7,137	11,343	12,000 (6,100)	12,100	12,200	12,300

(2)高齢者虐待の防止

概　要

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の趣旨を踏まえ、高齢者に対する虐待防止に努めています。

民生委員や行政区等の地域組織の協力、地域住民への普及啓発、保健・医療・福祉関係機関との連携等により、虐待の未然防止に努めるとともに、介護サービス事業所等への早期発見・通報を行うための事例研修を行う等、重篤化を防ぐとともに、市や地域包括支援センター等が相談や通報を受けた場合の速やかな対応を引き続き図っていきます。

今後の方針

今後も民生委員や地域住民の協力を得るとともに、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、警察等の関係機関と連携を密にして情報収集に努め、虐待等の早期発見、未然防止に努めます。

案件発生時は関係機関と連携の上、状況、課題の把握と要因の除去等対応策を検討し、速やかな解決につながるよう努めていきます。

(3)権利擁護の推進

①権利擁護事業

概　要

地域包括支援センターにおいて、権利擁護の観点から、各種高齢者支援サービスの案内や成年後見制度の活用促進、高齢者虐待、困難事例の対応、消費者被害防止等の課題に対し、高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、専門的に支援を行います。

今後の方針

今後も地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者が抱える課題の解決に努めます。

また、地域における権利擁護支援を担う地域権利擁護相談支援センターの設置を検討していきます。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
権利擁護 支援件数(延件数)	263	206	270 (710)	280	290	300

②成年後見制度利用支援事業

概　要

成年後見制度は、認知症等により判断能力が十分でない高齢者等の権利を保護し、生活を支援するために民法(明治29年法律第89号)で定められています。

本人及び親族による申立てが困難な場合等に、市長申立による、低所得の高齢者の成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。

今後の方針

今後も判断能力が十分でない高齢者等に対する支援を行うとともに、後見人等の支援も行います。

令和6年度に市民福祉部内に設置した中核機関が、関係機関をまとめる中心として機能していくよう体制整備に努めるとともに、関係機関との連携強化のための協議会の設置を検討していきます。

成年後見制度改正情報を把握し、周知に努め、円滑かつ適切に新制度に移行できるよう努めていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
成年後見制度 市長申立件数(件)	1	3	2 (2)	2	2	2
成年後見制度 報酬助成件数(件)_	1	3	2 (2)	3	4	5

③頼れる身寄りのいない高齢者への支援

概　要

関係機関と連携し、頼れる身寄りのいない高齢者の日常生活支援、入院・入所手続き、死亡後の手続について地域で支えていく体制を整備していきます。

今後の方針

頼れる身寄りのいない高齢者に対する支援について、社会福祉協議会と連携し、体制整備を検討していきます。

④日常生活自立支援事業の推進（あすてらす）

概　要

社会福祉協議会が、高齢者や障がい者等を対象として、日常的な金銭管理、書類等の預かり、様々なサービスの情報提供を行い、地域で安心して自立した生活が送れるように支援を行います。

今後の方針

今後も事業の周知に努め、判断能力が不十分な高齢者等の支援を図ります。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
日常生活自立支援事業（あすてらす）利用者数（人）	26	26	35 （55）	35	40	45

第4章　高齢者等の暮らしを支える地域づくり

「高齢者等の暮らしを支える地域づくり」の施策分野においては、基本施策を４つ定め、個別の施策を展開していきます。

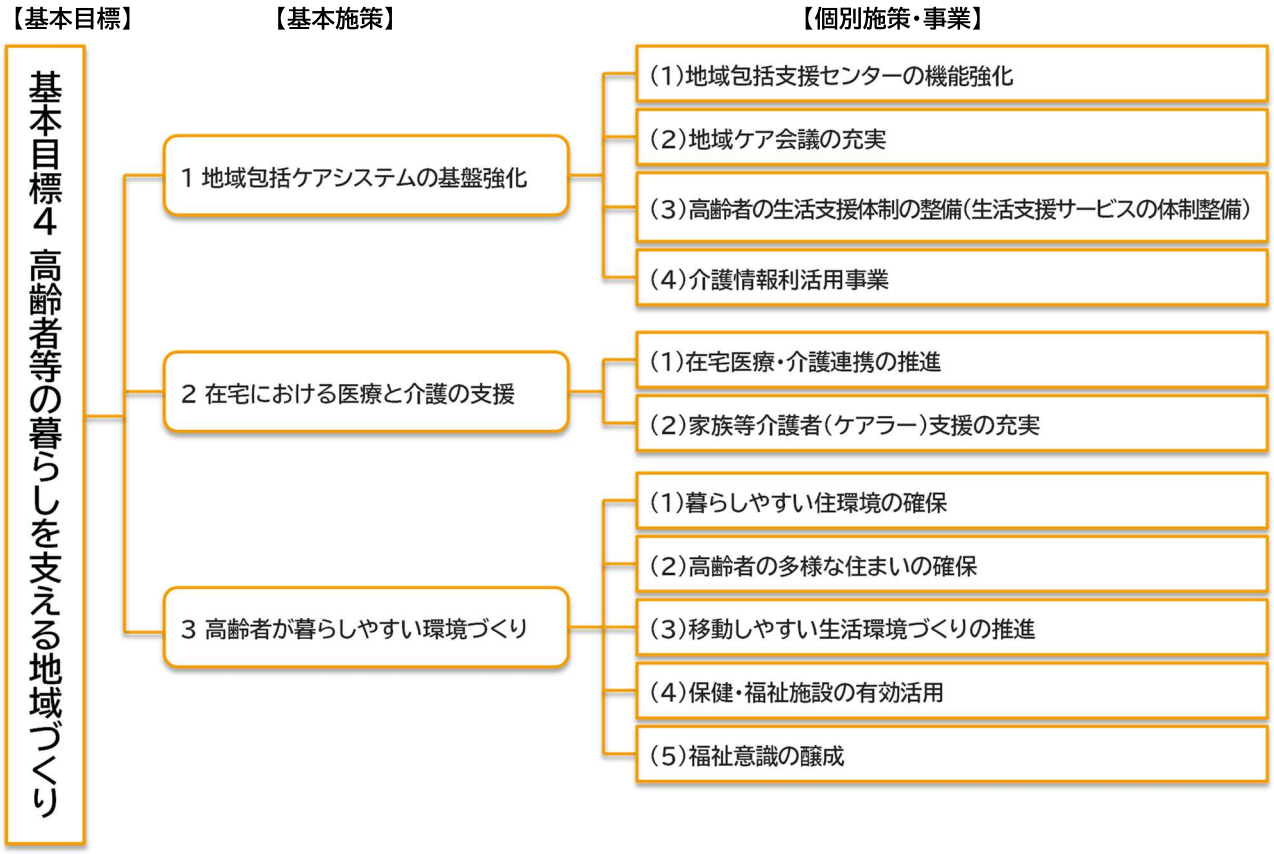

第1節　地域包括ケアシステムの基盤強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくことが重要です。

地域包括支援センターを地域包括ケアの中核として、その機能の充実を図るとともに、医療・介護・福祉等の関係機関や地域住民、関係団体等との連携を強化します。また、地域の課題やニーズを把握し、多様な主体が連携・協働して高齢者とその家族を支える体制づくりを進めます。

(1)地域包括支援センターの機能強化

概　要

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人一人に対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる、地域に密着したワンストップの総合相談拠点を目指します。

今後の方針

地域包括支援センター運営方針に基づき、各事業の運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方向性を明確にし、円滑で効率的かつ効果的な運営を行います。

○地域包括支援センターの体制

引き続き、市内を2圏域に分けて、それぞれの圏域を担当するセンターを設置します。

圏域	担当地区	高齢者人口 (R8.10.1現在)
第1圏域	矢板地区のうち矢板一区、矢板二区、矢板三区、矢板四区、富田、木幡東、木幡西、川崎反町、境林、館ノ川、高塩、倉掛、合会、片俣、塩田、幸岡、下太田、荒井及び土屋行政区並びに泉地区	5,122人
第2圏域	矢板地区のうち矢板五区、矢板六区、末広町、針生、中、ロビンシティ矢板、東町、早川町、沢、豊田、成田及びハッピーハイランド矢板行政区並びに片岡地区	5,521人

○地域包括支援センターの主な業務

①総合相談支援業務

②権利擁護支援業務

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主治医、ケアマネジャー等との協働や、ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。

・ケアマネジャーの資質向上と個別相談

・ケアプラン作成の技術指導

・支援困難事例への指導助言等

④介護予防ケアマネジメント、介護予防支援（ケアプラン作成）業務

⑤認知症初期集中支援業務

○地域包括支援センター連絡会の開催

市と地域包括支援センターの連携及び地域包括支援センター間の連携を図るため、月1回連絡会を開催します。

連絡会においては、センターの活動状況の報告、地域ケア会議の打合せ、介護保険制度改正などの情報提供を行い、センターの適正な運営に努めます。

○地域包括支援センターの評価

市と地域包括支援センターにおいて、事業の自己評価を行い、質の向上を図ります。

また、評価結果を地域包括支援センター運営協議会に報告し、評価結果に基づく事業内容の検討を行い、必要に応じて地域包括支援センター運営方針の見直しを行います。

(2)地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であり、地域住民の安全・安心とQOL向上を目指します。

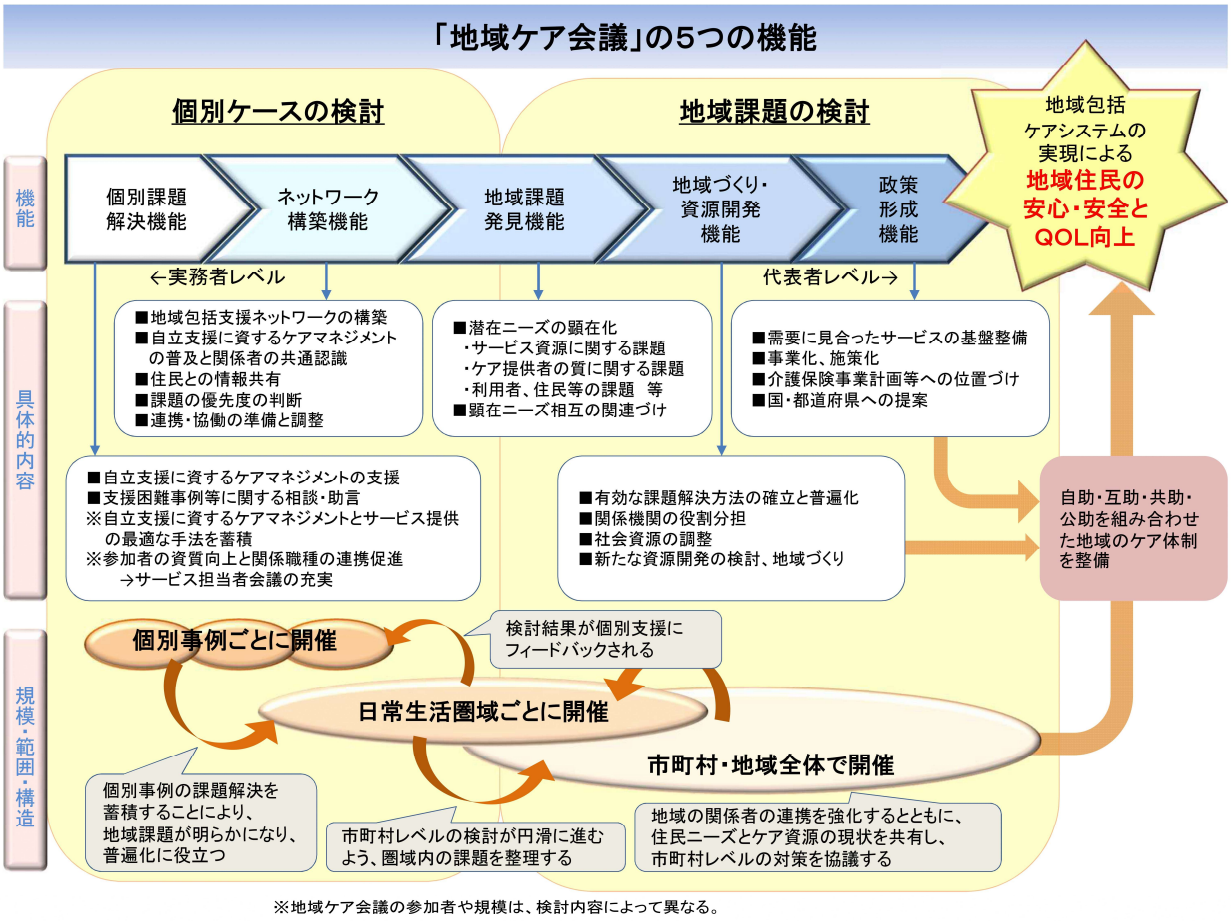

※出典:厚生労働省「地域ケア会議について」

①地域ケア個別会議

概　要

多様な関係者が協働し、高齢者等の個別課題の解決に対する支援を目的として個別事例の支援内容、方針等を検討するとともに、地域全体の高齢者支援に係る課題を把握します。また、ケアマネジャーの資質向上やネットワーク構築を目的として、地域包括支援センター主催の地域ケア会議を開催します。

虐待や支援困難な個別の事例については、多職種によるケース会議を随時開催し、協働による問題解決やケアマネジメントを行います。

今後の方針

地域ケア個別会議において、個別のケースから個別課題解決、ネットワーク構築を行うとともに、地域課題の発見、さらには地域づくり・資源開発につなげていきます。

②自立支援型地域ケア会議

概　要

個別の事例を通して自立支援・介護予防に資するケアマネジメントを検討し、高齢者一人一人の支援方法の検討やケアマネジャーのケアマネジメント実践力の向上、更に事例を積み重ねることで地域課題等を発見し、必要な社会資源の開発や政策の立案・提言を目指します。

今後の方針

自立支援型地域ケア会議において、高齢者本人のしたいことの実現に向けて事例検討を行い、多職種からのアドバイスを通して自立支援・介護予防に資するケアマネジメントの実践力向上を図ることによって、多職種間のネットワーク構築のほか地域課題の発見、地域づくり・資源開発につなげていきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
自立支援型地域ケア会議　開催回数（回）	6	6	6 （7）	7	7	7
自立支援型地域ケア会議検討案件数（件）	12	12	12 （13）	13	13	13

③地域包括ケア会議

概　要

医療機関、介護サービス事業所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、消防署、民生委員等の関係者が一堂に会して、個別ケースの検討により共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を進めます。地域包括ケア会議は、全体会議と医療・介護連携部会、生活支援サービス・見守り部会の2つの部会で構成されます。

今後の方針

地域包括ケア会議の各部会において所管分野の施策の検討、検証を行い、全体会において地域包括ケアシステムの仕組みづくり、推進について協議、決定します。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
地域包括ケア会議（全体会議）開催回数（回）	1	1	2 （2）	1	1	2
地域包括ケア会議（専門部会）開催回数（回）	2	2	4 （2）	2	2	4

（3）高齢者の生活支援体制の整備（生活支援サービスの体制整備）

①生活支援コーディネーターの配置

概　要

社会福祉協議会に、第1層及び第2層の生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の抽出や地域資源の開発、関係者のネットワーク構築、生活支援サービスの担い手の養成、ニーズと高齢者個人の特性や希望にあった活動のマッチング等を行います。

また、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進します。

今後の方針

生活支援コーディネーターを適正人数配置し、関係機関・関係団体・地域資源が連携して地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めます。

また、生活支援コーディネーターが地域包括支援センターと連携しながら、地域住民の個別訪問や相談対応等を通じ、地域課題に対応するための地域づくりに取り組む地域課題相談支援連携体制の構築について検討していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
生活支援コーディネーターの配置　配置者数（人）	4	4	4 （4）	4	4	4

②協議体の活動推進・連携強化

概　要

生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化等を行う協議体を設置しています。矢板地区・泉地区・片岡地区に設置された第2層協議体である「矢板　助け合いの会『やさしい手』」、「泉　ぼっちの会」、「片岡　ささえあいの会」により地域資源や地域課題を把握します。

また、第2層協議体で把握した情報を基に、第1層協議体で、全市的なレベルでの介護予防や生活支援のための新たなサービス開発に向けた協議を行います。

今後の方針

今後も地域住民や多様な主体が参画し、定期的な情報共有、連携強化を図ります。

(4)介護情報利活用事業

概　要

医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が共同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体、利用者、介護事業所、医療機関等が介護情報を電子的に閲覧できる情報基盤を整備し、運用していきます。

今後の方針

介護情報基盤やその関連システムを有効に活用し、関係機関が保有する情報を共有して活用できる環境を確保するため、介護事業所や医療機関等に介護情報基盤への接続を促していきます。

第2節　在宅における医療と介護の支援

医療と介護の双方を必要とする高齢者が増加する中、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制づくりが重要です。

医療・介護関係者の連携を強化し、入退院時から在宅生活、看取りまで、本人の状態や希望に応じた支援が継続して提供される体制の充実を図ります。また、本人や家族が在宅医療や介護について理解し、自らの希望に沿った療養生活を選択できるよう、情報提供や相談支援の充実を図ります。

地域における在宅医療の提供状況や医療・介護連携の実態、医療と介護の双方を必要とする高齢者のニーズを把握し、今後の介護サービス提供体制の検討に活用します。

(1)在宅医療・介護連携の推進

在宅療養者の生活場面のうち、医療と介護が共通する4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)を意識して取り組みます。

①医療・介護関係機関のネットワーク構築の推進

概　要

地域において在宅医療と在宅介護サービスが切れ目なく提供される体制を構築していくため、地域の医療機関や介護事業所等の情報収集に努めるとともに、医療・介護関係者等が参画する会議等を通じて、在宅医療・介護連携の情報共有と課題の抽出、解決策の協議等を行います。

今後の方針

今後も地域の医療、介護の地域資源の把握と両者間の連携を図っていきます。連携に際して、ICT技術の活用によるデータ連携など、時代に即した方法を検討していきます。

また、医療・介護関係者との情報共有や意見交換を通じて、入退院支援や在宅療養支援等における連携状況と課題を把握し、関係機関との協議を通じて連携体制の充実を図ります。

②医療・介護関係者研修会の実施

概　要

医療・介護関係者間の連携・協力の円滑化を図るため、互いの分野の幅広い知識を身につけられるよう、地域の医療・介護関係者を対象に医療や介護の内容に関する研修会を開催するとともに、医療・介護関係の各種研修会に参加します。

今後の方針

今後も定期的に医療、介護関係者両者に共通する課題解決に資する内容に関する研修会の開催や事例検討を行います。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	令和10年度(2028年度)	令和11年度(2029年度)
医療・介護関係者研修会　開催回数(回)	1	1	1 (2)	1	1	1

③地域住民への普及啓発と相談対応

概　要

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解の促進を図ります。

今後の方針

今後も在宅医療・介護に関する情報提供、周知に努めるとともに、市に医療・介護連携コーディネーターを配置し、相談者の対応や関係機関との調整を図ります。

④ACP（人生会議）の普及啓発

概　要

地域住民に対して、自分の人生をどのように生きたいか、過ごしたいかを共有するためのACP（アドバンス・ケア・プランニング、人生会議）の普及啓発に努めていきます。

今後の方針

市民のほか介護従事者、医療関係者を対象にしたACPに関する研修会を開催し、普及啓発に努めるとともに、実際にACPを行って自分らしい生き方を周りの方と共有できるよう支援していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
ACP 研修会開催回数（回）				1	1	1

⑤エンディングサポート（終活支援）事業の推進

概　要

ひとり暮らし世帯や高齢者世帯が増加している現状において、元気なうちに今後の人生について考え準備することで、住み慣れた地域で安心した生活ができる体制づくりの一つとして、エンディングサポート（終活支援）事業を推進します。

今後の方針

引き続き、主に高齢者を対象として終活支援冊子を配布したり、終活セミナーを開催することによって、終活に対する支援を行います。

⑥広域連携の推進

概　要

在宅医療・介護サービスについては、市内だけでなく広域的な視点で提供体制を整備していくことも重要であるため、同一の二次保健医療圏内にある市町や隣接する市町等と連携し、情報共有や協力体制の構築を図ります。

今後の方針

県の支援の下、塩谷地区2市2町、あるいは県北地域との間で情報共有・連携を図り、広域連携が必要な事項について協議を行います。

（2）家族等介護者（ケアラー）支援の充実

介護の長期化等に伴い、家族等介護者（ケアラー）の心身の疲労が蓄積し、精神的・経済的な負担が大きくなることに加え、家族等介護者（ケアラー）自身も高齢者である老老介護問題や、介護離職等の問題が生じている中、家族等介護者（ケアラー）への支援は重要な課題となっています。家族等介護者（ケアラー）の負担を軽減するため、リフレッシュや健康の保持、介護能力向上を図るための支援に努めます。

①家族等介護者（ケアラー）健康相談

概　要

市と地域包括支援センターに相談窓口を設置し、家族等介護者（ケアラー）の不安や悩みの解消を図るとともに、必要に応じ相談や保健師等による訪問を実施する等、フォローを行います。

今後の方針

介護手当申請時に家族等介護者（ケアラー）にアンケート調査を実施し、必要に応じて保健師等の訪問や家族介護者のつどいへの案内を実施します。

引き続き、相談窓口の周知に努めるとともに、市と地域包括支援センターとの連携強化を図ります。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
家族等介護者（ケアラー）からの相談対応件数（件）	251	274	270 （270）	280	290	300

②家族介護者会

概　要

家族等介護者（ケアラー）同士の情報交換や交流の場として、家族介護者のつどい「りんごの会」を組織し、定期的に開催することにより、家族等介護者（ケアラー）の情報共有、不安の解消や負担軽減等を図ります。

今後の方針

今後も家族等介護者（ケアラー）の情報共有、不安解消、負担軽減が図られるよう、家族介護者のつどい「りんごの会」を開催していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
りんごの会 実施回数（回）	9	8	8 （8）	4	4	4
りんごの会 参加者数（延人数）	55	76	80 （50）	40	40	40
リフレッシュ講座 実施回数（回）	1	1	1 （1）	1	1	1

③家族等介護者（ケアラー）研修会の開催

概　要

家族等介護者（ケアラー）に対し、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした研修会を開催します。

今後の方針

家族等介護者（ケアラー）が介護に関する知識を習得し、介護時における不安解消、負担軽減が図られるよう、研修会を開催します。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
家族等介護者（ケアラー）研修会 実施回数（回）				4	4	4

④介護手当の支給

概　要

介護保険の認定において要介護4又は要介護5と認定された方を、在宅で常時介護している方に対し、介護手当を支給します。

今後の方針

今後も事業を継続し、家族等介護者（ケアラー）の負担軽減と生活の質の向上を図ります。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
介護手当の支給受給者数（人）	174	183	190（170）	200	200	200

⑤家族介護慰労金の支給

概　要

介護保険の認定において、要介護4又は要介護5の認定を受けている住民税非課税世帯の高齢者等で、過去1年間介護保険サービスの利用又は入院が無かった場合、同居で常時介護している方に対し、家族介護慰労金を支給します。

今後の方針

今後も事業を継続し、該当する家族等介護者（ケアラー）に手当を支給します。

⑥紙おむつ等の支給

概　要

加齢に伴う心身の機能の低下により、自らの排せつ動作等に支障を来す高齢者に対し、紙おむつ、尿取りパット等を支給することにより、高齢者の在宅生活の支援と家族等介護者（ケアラー）の負担の軽減を図ります。

今後の方針

今後も事業を継続していきます。利用者や家族等介護者（ケアラー）の意見を踏まえつつ、対象者の拡充や支給内容の見直しを検討していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
紙おむつ券の支給支給枚数（枚）	1,153	1,114	1,120（800）	1,400	1,400	1,400

⑦介護費用の貸付

概　要

栃木県社会福祉協議会が実施している介護費用の生活福祉資金貸付制度を、本市の社会福祉協議会を窓口として実施します。

今後の方針

引き続き本市の社会福祉協議会を窓口として実施します。制度の普及のため広報周知を図ります。

第3節　高齢者が暮らしやすい環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、心身の状態や生活状況に応じた住まいを確保するとともに、安全で暮らしやすい生活環境を整えることが重要です。

高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保や住環境の改善を促進するとともに、移動や外出など日常生活を支える環境づくりを進めます。

また、地域住民や関係団体等と連携し、高齢者への理解や福祉意識の醸成を図りながら、地域全体で高齢者の暮らしを支える環境づくりを推進します。

高齢者の住まいに対するニーズが多様化する中、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、地域における高齢者の生活を支える重要な住まいとなっています。これらの施設の整備状況や入居定員、入居者の状況等を把握し、高齢者の住まいの確保と介護サービス提供体制の充実に向けた取組を推進します。

(1)暮らしやすい住環境の確保

①介護保険制度による住宅改修

概　要

住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるために、介護保険制度における住宅改修サービスの利用を促進します。

今後の方針

高齢者の状況に応じて必要な住宅改修サービスの利用につながるよう、制度利用を促進していきます。

②住宅改修支援事業

概　要

住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

今後の方針

制度を周知し、ケアプラン未作成で住宅改修を要する高齢者への支援を行います。

（2）高齢者の多様な住まいの確保

①養護老人ホーム

概　要

環境上、経済上の理由等で、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、介助や家事等の身の回りの介助を行い、養護する施設です。入所判定委員会を開催し、環境上の理由及び経済的理由により家庭での生活が困難なため入所が妥当であると認められた高齢者に対し、措置入所を適切に行っています。

今後の方針

必要とする高齢者を適切に支援するため、関係機関や受け入れ先施設と連携していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
養護老人ホーム 措置入所者数（人）	2	2	2 （3）	2	2	2

②軽費老人ホーム・ケアハウス

概　要

軽費老人ホームは、身の回りのことを自分でできる高齢者で、身寄りのない方、家庭環境や住宅事情等の理由で家族との同居が困難な方が比較的少ない費用負担で入所できる施設です。

ケアハウスは、独立して生活することに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設です。

今後の方針

近隣自治体や地域包括支援センターと連携を図りながら、利用者や利用希望者への情報提供に努めます。

③サービス付き高齢者向け住宅

概　要

制度化された高齢者のための住まいで、住居の権利が保障された上で、介護・医療・住宅の連携の下、自由にサービスを選択することができる賃貸住宅です。

今後の方針

高齢者の多様な住まいを確保する観点から、地域包括支援センターや関係機関と連携し、入居希望者への情報提供に努めます。

また、関係機関や事業所と連携し、入居者と地域のつながりへの支援を行います。

さらに、県や関係機関と連携し、市内のサービス付き高齢者向け住宅の整備状況や入居定員、要介護者等の入居状況を把握するとともに、介護サービスの利用状況や地域の介護ニーズを踏まえ、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

④有料老人ホーム

概　要

有料老人ホームは、高齢者が入居し食事、入浴及び排せつ等の日常生活の支援等が提供される施設です。市内には介護保険サービスの特定入居施設として指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」、特定入居施設の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」が整備されています。

今後の方針

有料老人ホームの登録制導入にあわせて、多様なニーズの受け皿となるよう入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域のつながりへの支援を行います。

また、県や関係機関と連携し、市内の有料老人ホームの整備状況や入居定員、要介護者等の入居状況を把握するとともに、特定施設入居者生活介護の指定状況や介護サービスの利用実態を踏まえ、地域の介護ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（3）移動しやすい生活環境づくりの推進

①交通網の環境整備

概　要

移動しやすい交通手段を確保するため、公共交通機関として市営バス及びデマンド交通を運行するほか、民間事業者による福祉有償運送等を活用する等、高齢者が安全に移動しやすい交通網の環境整備を推進します。

今後の方針

市営バス及びデマンド交通の運行に加え、民間事業者による福祉有償運送等の活用を通じて、高齢者が安全かつ移動しやすい交通環境の整備を推進します。

②公共施設のバリアフリー化

概　要

公共施設についてはスロープ、手すり、見やすい案内板、車いす用のトイレ等の設置、 障がい者用車両駐車場の確保により、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

今後の方針

バリアフリー化未対応の既存施設の改修の際に、高齢者にも優しいバリアフリー対応を進めていきます。

（4）保健・福祉施設の有効活用

①保健福祉センター

概　要

多様化する市民の健康・福祉ニーズに対応するための、総合的な保健・福祉の拠点です。各種健診や健康教室の場として活用しています。

今後の方針

引き続き総合的な保健・福祉の拠点として、各種健診や教室に活用していきます。

②泉きずな館

概　要

市民の幅広い交流、社会参加、自主的な市民活動等、市民がともに支え合う地域活動の場です。

今後の方針

泉公民館、泉保育所、社会福祉協議会、シルバー人材センター等が入居し、常設型サロン「いこいず」を設置するなど高齢者だけではなく全世代の総合的な交流拠点となっています。

引き続き、地域活動の場、地域住民の交流の場として活用していきます。

（5）福祉意識の醸成

①地域と連携した福祉教育

概　要

民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉会等福祉関係団体を通じた研修会や出前講座の実施等、地域で高齢者と特に深い関わりのある方への説明会等を実施し、地域における福祉教育の推進に努めます。

今後の方針

高齢者等と深い関わりのある民生委員に対し、福祉関係団体の事業等の説明会や心配な方の情報を関係機関に早期につなぐ等、地域連携の大切さを伝え、引き続き福祉教育の推進に努めていきます。

②市民・ボランティア団体の活動支援

概　要

生涯学習情報誌「まなび」等で出前講座やボランティア連絡会登録団体の情報を提供する等、市民・ボランティア団体等の活動が活性化していくよう、支援に努めます。

今後の方針

今後も地域活動を担う市民・ボランティア団体の活動を支援していきます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
出前講座　開催回数（回）	88	86	85（70）	85	85	85

③学校と連携した福祉教育

概　要

総合的な学習の時間で、施設見学や介護体験学習等を含めた高齢者との交流及び小学校運動会への高齢者の招待等、福祉教育の推進に努めます。

また、認知症サポーター養成講座の対象者の拡充に努めます。

今後の方針

総合的な学習の時間で、施設見学や介護体験学習等を含めた高齢者との交流及び小学校運動会への高齢者の招待など、福祉教育の推進に努めます。

④行政職員の教育研修

概　要

福祉行政に携わる職員に対し福祉教育研修を計画的に実施し、福祉に対する職員の資質の向上を図ります。

今後の方針

福祉行政に携わる職員に対して、専門研修受講の機会を確保し、職員の資質向上に努めていきます。

第5章　認知症とともに安心して暮らせるまちの実現（矢板市認知症施策推進計画）

はじめに　計画の策定にあたって

(1)計画の背景と位置づけ

高齢化の進行に伴い、認知症の人の増加が見込まれる中、認知症は誰もがなり得る身近なものであるという認識のもと、認知症になっても本人の意思や希望が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることのできる地域づくりが求められています。

こうした中、本市では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく市町村認知症施策推進計画として、「矢板市認知症施策推進計画」を第 10 期矢板市高齢者プランと一体的に策定し、高齢者福祉施策との整合を図りながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

本計画では、認知症の人を単に支援される側として捉えるのではなく、一人一人が地域社会を構成する一員として、希望を持って自分らしく暮らし、社会参加できる環境づくりを進めます。また、本人の声を聴き、その意思や意向を施策や地域づくりに生かすとともに、認知症の人とその家族が必要な支援を受けながら、地域で安心して生活できる体制の充実を図ります。

さらに、認知症に関する正しい知識と理解の普及を図り、地域住民や関係機関等が認知症を自分事として捉え、認知症の人とその家族を地域全体で支える取組を推進します。

こうした考え方のもと、「認知症への正しい知識の普及と理解を深めるための取組」、「認知症の人と家族を支える取組の推進」、「認知症の人の社会参加及び本人参画の推進」、「認知症予防の推進と早期発見・対応に向けた取組」の4つを柱として、認知症の人を含めた全ての市民が、相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、認知症とともに安心して暮らせるまちの実現を目指します。

(2)現状と課題

アンケート調査では、「物忘れが多いと感じる」と回答した人が 38.7%となっており、認知機能の低下リスクは年齢が上がるにつれて高くなる傾向がみられます。特に 85 歳以上では、男性 65.4%、女性 54.7%が認知機能低下リスクに該当しており、高齢化の進行に伴って認知症への対応の重要性はさらに高まることが見込まれます。

一方、認知症に関する相談窓口を「知っている」と回答した人は 28.7%にとどまり、「知らない」と回答した人は 64.5%となっています。認知症が疑われる段階から本人や家族が早期に相談し、必要な医療・介護等の支援につながることができるよう、相談窓口の周知と相談支援体制の充実が課題となっています。

また、認知症の人の介護を続けるために必要な支援として、「認知症の人が安心して入所できる施設や住まい」が 60.0%、「介護に疲れた時に、介護を代わってくれる人や施設」が 57.0%、「認知症の人やその家族が喜んで通うことができる居場所」が 49.2%となっており、住まいやレスパイト、本人・家族の居場所に対するニーズが高くなっています。

在宅介護実態調査においても、主な介護者が不安に感じる介護として「認知症状への対応」が 29.9%となっています。本人への支援だけでなく、家族等介護者（ケアラー）の身体的・精神的負担を軽減するための相談支援や介護サービス、休息の機会等を充実していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、認知症への正しい知識と理解の普及を図るとともに、早期から相談・支援につながる体制を充実し、認知症の人本人の意思や希望を尊重した支援、家族等介護者（ケアラー）への支援、地域における居場所や社会参加の機会の確保を進めることが重要です。また、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支える環境づくりを推進していくことが求められます。

（3）認知症の人とその家族の想い

共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、「認知症施策推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない」とされています。

本市では、これまでも認知症の人やその家族の視点を大切にしながら施策を推進してきましたが、本計画の策定にあたっても、認知症地域支援推進員（保健師）が認知症の人やその家族の意見を伺う機会を得て、様々な声を寄せていただきました。

①認知症の人　本人の声

認知症とわかったとき

・自分では気づかなかった。友達だって驚いてた。まわりの家族から「認知症なんじゃないか」と言われて病院に行った。認知症と言われて、「もう車は運転できません」と医者に言われたことが一番ショックだったなぁ。だってここじゃ病院に行くにも買い物に行くにも車が必要だし、もう終わったなと思った。

・もともと私はボケてるから～。認知症って言われてもねぇ。何もショックとか、びっくりするとかなかったよ。今も私って認知症なんだっけ？ボケ防止の薬飲んでるんだっけ？って思ってるよ。私じゃなくてこれ（夫を指さす）の方がよっぽど困ってんじゃない？私は好きに暮らさせてもらってるから。

・認知症って言われたときは、「どうしてこうなっちゃったかなぁ～」って思った。やっぱり娘にはなるだけ迷惑かけたくないしね。自分でなるだけできるようにメモだけはしっかりするようにしたよ。

認知症になった今の暮らしで感じること

・私は嫁さんによくしてもらってるから。何でもよくやってくれて…。嫁さんが大変じゃないかなって思う。デイサービスもショートもお友達と会えるから楽しく行けてうれしいよ。こうやって私の話を聞いてくれるのもうれしい。

・孫が毎日寄ってくれるのがうれしい。一緒におやつ食べたり、ジュース飲んだりね。友達も来てくれておしゃべりするのも楽しい。べつに認知症になったからって、近所の人が変わったりはしないから、感謝だよね。

・やっぱり友達は大事だな。車に乗れないから、どこにも行けないけど、友達が出かけようって誘ってくれる。認知症って言われた時にショックだったけど、友達がいてくれたからおかしくならずに済んだ。認知症って言われても変わらずに付き合ってくれるのはうれしいこと。今は一人で暮らしてるから、息子も心配してちょくちょく来てくれるんだ。

楽しい時間や安心できる場所

・やっぱり家が一番落ち着く。

・デイサービスとかショートに行くのも友達に会えて楽しんでいる。友達もみんな認知症だから、神経衰弱なんかやったら、おもしろくておかしい。

・家で飼ってる犬と散歩したり、抱っこしたりしてると気持ちが安らぐね。

・野菜つくったり、庭をきれいにする時間が楽しい。

・自分で自転車に乗って買い物に行くのが楽しい。買うもの忘れることはあっても、いつも忘れっぽいから「まぁいっか」って思っちゃうから。

緊張すること、嫌なこと

・困ったことがあって、窓口の人に聞いてたんだけれど、若い人は特に嫌な顔する人いるのよね。何度も同じこと聞くから嫌になっちゃうのかな。相手にされなかった感じがして、とても悲しい。

・大きな声とか急がされるのは嫌ね。急がされるともっとパニックになる。

・最近のレジはよく分からない。お金をちゃんと払ったか、ちゃんとレジを通せたのか分からなくなっちゃうから、絶対行きたくない。

・病院もなんとなく緊張するよね。家族が一緒に行ってくれるから話が良く分からなくても大丈夫だけど、一人じゃ先生が言ったことが分からなかったり、覚えてられないからね。

地域とのつながり

・認知症になる前からだけど、あんまり人と話したり出かけたりするのは好きじゃないんだよなぁ。妻の生徒さんとか友人と関わるくらいかな。

・近所の人にも自分が認知症だって知られてるけど、べつに態度が変わったりしなかったよ。前は痴呆だとか言われたかもしれないけど、今はそういうんじゃなくて、誰でも認知症になるって感じに思われてるのかもね。

・自治会の会計やってたんだ。ちゃんと忘れないようにメモは整理してあるよ。自分が認知症になってもそういうことができるって思うと頑張ってると思う。でも今は足も悪いから交代してもらったんだ。そしたら肩の荷が下りたよ。近所の人が助けてくれるし気にかけてくれるから、うれしいね。

②認知症の人の家族の声

・まだ誰かに迷惑をかけたりしていないからいいけれど、毎日物を失くすし、忘れるし、怒っても仕方ないと分かっていても怒ってしまう。

・近所の方のおかげで、病院の受診につながって、今の支援を受けられている。今も近所の方も一緒に見守ってくれているのでとても感謝している。

・夫が認知症になって車の運転ができなくなった。元々あまり外に出ない人だから、私の負担が増えたとは感じていないのだけれど、先々の生活には不安はある。自分が元気でいないとと思っている。

・認知症の家族がいる人の気持ちは、同じ立場の者でないと分からないと思う。そういう同じ状況の人はどうやって生活しているのか話してみたい。

・自分の価値観で話してしまうので、お義母さんを苦しめてしまってないか、言いすぎてしまってないかと思うことがある。

・認知症ってよく知らないので知る機会がほしい。

（できる限りそのまま掲載していますが、一部文体統一のため趣旨を損なわない範囲で文言の修正をおこなっています。）

(4)認知症高齢者の推計

本市の認知症高齢者数(認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者)は、令和4(2022)年以降増加し、令和6(2024)年には1,396人となっています。要支援・要介護認定者に占める割合は65.6%、高齢者人口に占める割合は13.1%となっています。

今後も増加が見込まれ、第10期計画の初年度となる令和9(2027)年には1,745人、最終年度の令和11(2029)年には1,968人、令和22(2040)年には2,200人になると推計されており、認知症施策の一層の充実が重要となります。

なお、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態です。

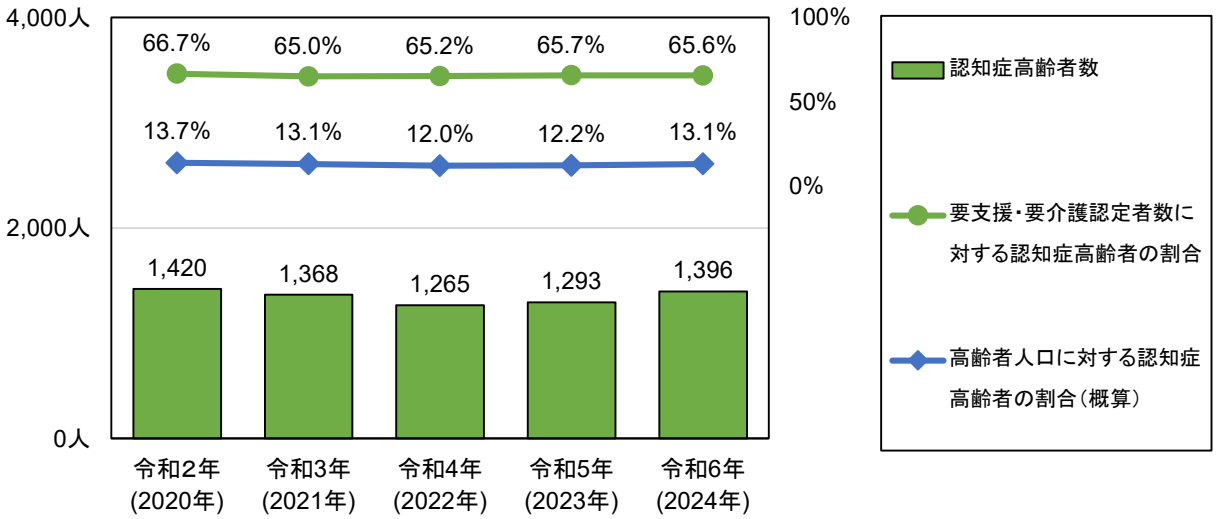

資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年10月末)

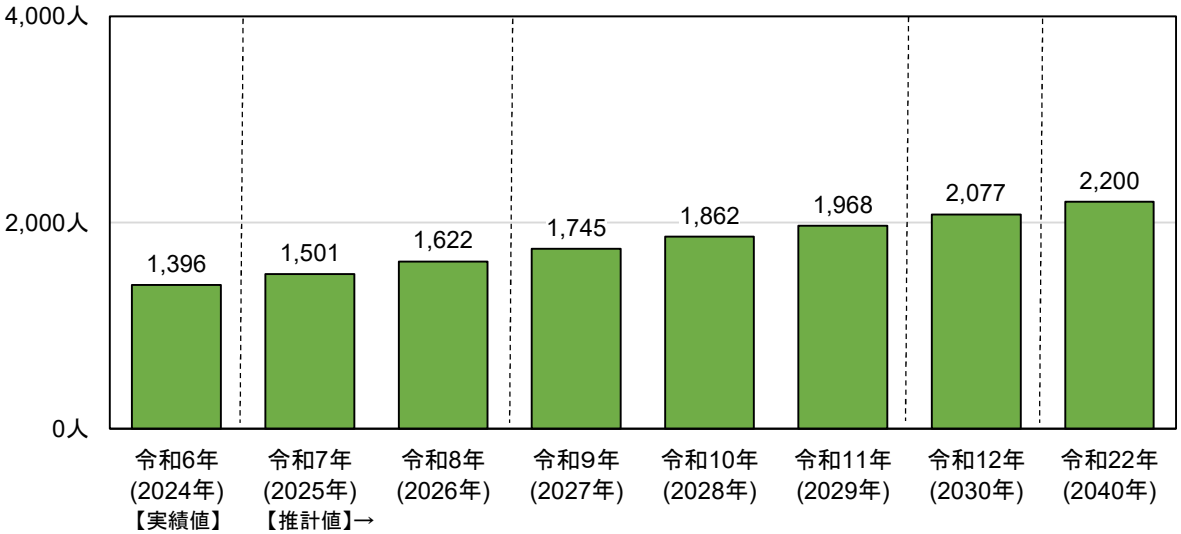

資料:地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計(各年10月末)

「認知症とともに安心して暮らせるまちの実現」の施策分野においては、基本施策を４つ定め、個別の施策を展開していきます。矢板市認知症施策推進計画として、他の高齢者福祉施策との整合を図りながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

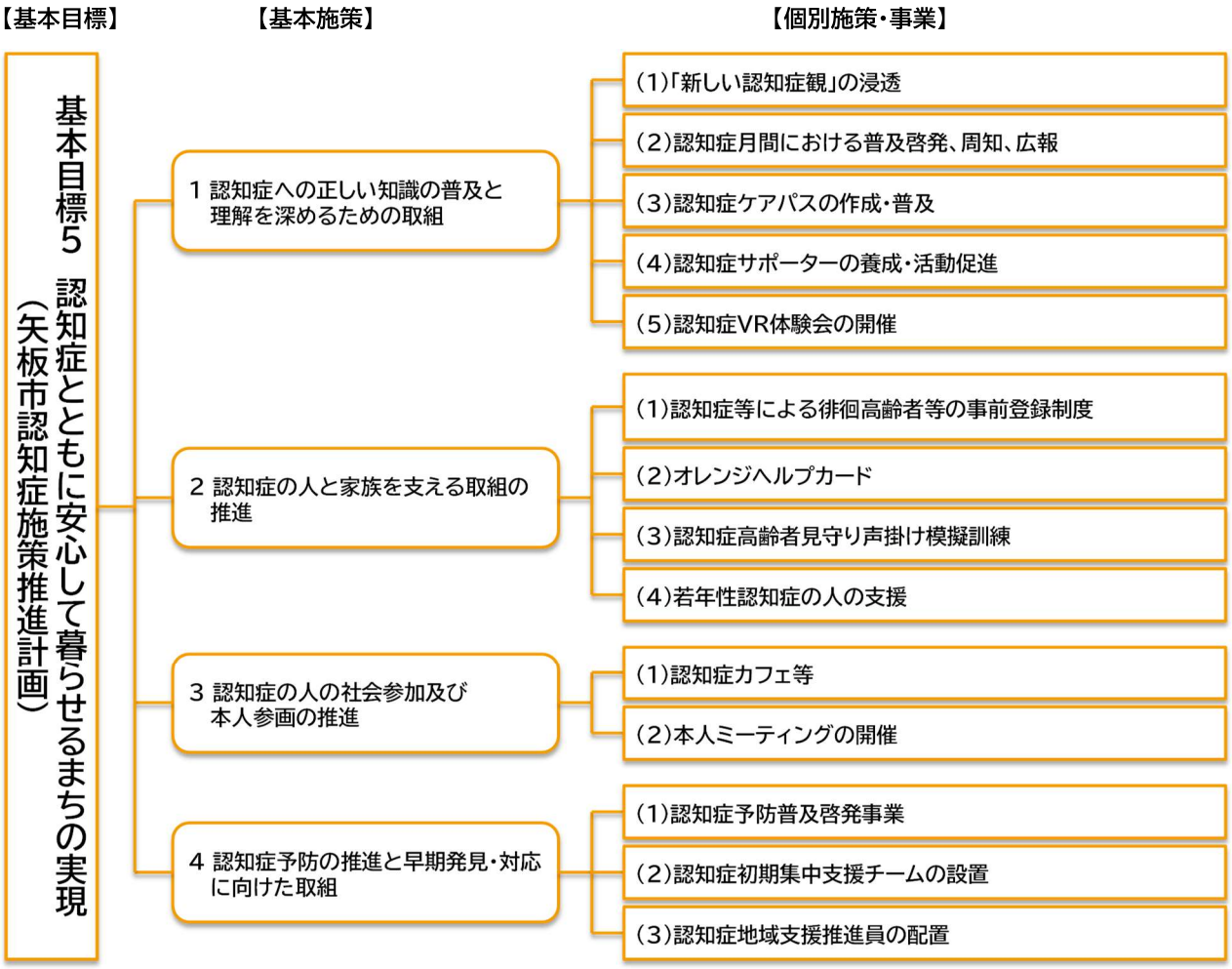

第1節　認知症への正しい知識の普及と理解を深めるための取組

認知症は誰もがなり得る身近なものであり、認知症になっても、本人の意思や希望が尊重され、地域の中で自分らしく暮らし続けられる環境づくりが重要です。

認知症に関する正しい知識と理解を広げ、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える地域づくりを進めます。また、地域住民をはじめ、様々な世代や関係機関等に対する普及・啓発を進め、認知症になっても安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

(1)「新しい認知症観」の浸透

概　要

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること、やりたいことを住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし通続けることができるという、新しい認知症観を広く周知し、市民への浸透を図ります。

今後の方針

認知症の人を含めた全員が個性を発揮し支え合う「共生社会」の実現のため、認知症についての正しい知識と理解を深めるよう努めていきます。

(2)認知症月間における普及啓発、周知、広報

概　要

認知症月間である毎年9月、特に「認知症の日」である9月21日を中心に、認知症への理解を深めるための普及啓発、周知、広報活動を行います。

今後の方針

認知症月間に公共施設を認知症支援の普及啓発のシンボルカラーであるオレンジ色でライトアップし、認知症への理解を深めていくとともに、パンフレット、リーフレット、ノベルティグッズを活用した広報活動にも努めていきます。

(3)認知症ケアパスの作成・普及

概　要

認知症の状態に応じた適切なサービスの提供・連携の仕組み(認知症ケアパス)を、本市の実態に合わせて整理・作成し、広く市民への周知を図ります。

今後の方針

認知症ケアパスを幸齢課窓口、地域包括支援センター等関係機関で配布し、広く市民への周知を図ります。また、掲載内容を適宜見直し、改訂します。

（4）認知症サポーターの養成・活動促進

①認知症サポーターの養成

概　要

認知症を理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援するための「認知症サポーター」を養成します。

今後の方針

幅広い世代を対象に認知症サポーター養成講座を開催します。また、若年世代に対して認知症への理解を深めるため、教育現場においても認知症サポーター養成講座を開催します。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
認知症サポーター養成者数（人）	189	181	180（275）	180	180	180
認知症サポーターのうち小中高生の受講者　受講者数（人）	153	110	80（140）	150	140	130

②認知症サポーターの活動促進

概　要

認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを構築します。

今後の方針

認知症サポーター養成講座受講後に地域で活動できる人材を増やすため、ステップアップ講座を開催し、チームオレンジを設置します。

（5）認知症 VR 体験会の開催

概　要

認知症VR（バーチャルリアリティー）体験会を開催し、認知症の人の視点や世界観を一人称で体験し、具体的な対応方法、関わり方を学びます。

今後の方針

幅広い世代を対象に認知症VR体験会を開催し、認知症の人の行動や気持ちを体感し、認知症に対する考え方、認知症の人への接し方を学ぶきっかけを提供します。

第2節　認知症の人と家族を支える取組の推進

認知症の人とその家族が地域で安心して生活を続けるためには、本人や家族の状況に応じて、早い段階から必要な相談や支援につながることが重要です。

身近な相談窓口の周知と相談支援体制の充実を図るとともに、医療・介護・福祉等の関係機関が連携し、認知症の人とその家族を切れ目なく支援する体制づくりを進めます。また、家族の身体的・精神的負担の軽減や交流の機会の確保など、家族等介護者（ケアラー）への支援を推進します。

（1）認知症等による徘徊高齢者等の事前登録制度

概　要

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、早期に発見及び保護するため、認知症等による徘徊高齢者等の情報を申請に基づいて登録し、警察署、地域包括支援センターと情報を共有します。

今後の方針

登録制度の周知と利用の促進に努め、関係機関との情報共有や連携を図るとともに、オレンジヘルプカードを周知・配布し、認知症高齢者見守りネットワークの構築に取り組みます。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
徘徊高齢者等事前登録制度新規申請者数（人）	8	10	10 （10）	10	10	10
徘徊高齢者等事前登録制度登録者数（人）	25	28	32 （60）	36	40	44

（2）オレンジヘルプカード

概　要

認知症の症状の1つである見当識障がいにより状況把握が困難な状況の方が、ヘルプマークとともに携帯していただくことで、徘徊等の際の早期発見や保護及び地域の方の認知症への理解と支援が浸透することにより地域共生社会の実現を図ります。

今後の方針

徘徊高齢者等事前登録、介護手当申請時等、希望により配布します。制度については、市ホームページや市広報紙等に掲載するほか、地域包括支援センター、警察署、消防署、民生委員への情報提供に努めます。

（3）認知症高齢者見守り声掛け模擬訓練

概　要

徘徊高齢者等の発見及び声掛けの訓練を通して、認知症高齢者等の理解や接し方を学ぶとともに、事件や事故を未然に防ぐことを目的として、地域包括支援センターや地域の住民、関係団体等と連携し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。

今後の方針

平成31年3月に作成した「矢板市認知症高齢者見守り声掛け模擬訓練の手引き」を活用し、地域での訓練を実施します。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
認知症高齢者見守り声掛け模擬訓練実施回数（回）	0	2	4 （3）	3	3	3

（4）若年性認知症の人の支援

概　要

県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の早期発見・早期支援につなげるための体制整備を図るとともに、就労継続ができる限り可能となるよう、企業向けの周知啓発や、働き方の調整などを実施します。

また、若年性認知症の特性に応じた対応力の向上を図るため、若年性認知症の人の支援に携わる支援者向け研修を実施するとともに、若年性認知症の理解を深める周知啓発を行います。

今後の方針

若年性認知症の人の雇用継続、就労支援のための事業主への周知、啓発や、本人の社会参加、生きがいづくりを支える地域づくりを検討していきます。

第3節　認知症の人の社会参加及び本人参画の推進

認知症になっても、本人が希望を持ち、地域の一員として自分らしく暮らし続けられるよう、本人の意思や希望を尊重することが重要です。

認知症の人の声を施策や地域づくりに生かす本人参画を進めるとともに、本人の希望や能力に応じて、地域活動や交流活動などに参加できる機会の充実を図ります。また、認知症であることによって社会参加が妨げられることのないよう、地域における理解を促進し、認知症の人が安心して活動できる環境づくりを進めます。

(1)認知症カフェ等

概　要

認知症の人やその家族が、地域の方や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症カフェ等を設置します。

今後の方針

シルバーサポーターがオレンジメイトとして地域における認知症カフェの運営を担うとともに、きらきらサロン等を認知症カフェ併設として、地域で気軽に情報共有できる場を拡充していきます。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
認知症カフェ等設置数（箇所）	3	3	3 (3)	17	20	23

(2)本人ミーティングの開催

概　要

認知症に対する思いの共有、地域における仲間づくり、認知症の人の視点を反映した地域づくりを進めるために、本人ミーティングを開催します。

今後の方針

認知症の人が主役となり、自らの体験や思い、これからの希望を自由に語り合う本人ミーティングを開催します。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
本人ミーティング開催回数（回）				1	1	1

第4節　認知症予防の推進と早期発見・対応に向けた取組

認知症について正しく理解し、日頃から健康づくりや介護予防に取り組むとともに、認知症が疑われる場合には、早期に相談し、必要な医療や介護等の支援につながることが重要です。

認知症になることを遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにするという考え方のもと、運動や生活習慣病の予防、社会参加など、認知症予防につながる取組を推進します。

また、本人や家族が認知症の兆候に気づいた段階から相談できる環境を整えるとともに、医療・介護等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応と、その後の継続的な支援につなげます。

(1)認知症予防普及啓発事業

①認知機能簡易検査

概　要

認知症及びその予防について周知を図るとともに、認知症やMCI（軽度認知障がい）の疑いのある方を早期に発見し、適切な治療等につなげることを目的として、認知機能簡易検査を実施しています。検査は、おおむね60歳以上の市民を対象とし、タッチパネルの検査端末を用いて、認知症やMCIの疑いを判定します。

検査を通して、日常生活における認知症予防を周知するとともに、検査結果に応じて医療機関への受診や認知症予防教室へつなげます。

今後の方針

かかりつけ医からの案内や個別通知等、今後も検査の実施方法や周知方法等を工夫しながら新規受検者数の増加を図り、認知症やMCIの早期発見・早期対応につなげていきます。

	第9期実績			第10期計画値		
	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
認知機能簡易検査受検者総数（人）	379	398	380 (-)	380	380	380
認知症簡易検査新規受検者数（人）	66	100	114 (-)	114	114	114
認知機能簡易検査新規受検者率（%）	17	25	30 (30)	30	30	30

②認知症予防教室

概　要

認知症の知識の普及と予防への取組の啓発を図るため、認知症予防教室を開催します。

今後の方針

元気度チェックのセルフチェックや認知機能簡易検査におけるハイリスク高齢者を対象に、脳の活性化トレーニング、軽い運動や体操、レクリエーション、栄養講座などの総合的なプログラムの充実を図り、認知症予防の取組を推進します。

	第9期実績			第 10 期計画値		
	令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
認知症予防教室開催回数（回）	32	30	30 （32）	20	20	20
認知症予防教室参加者数（延人数）	426	325	400 （500）	400	400	400
認知症予防教室効果改善率（%）	61	78	80 （80）	70	70	70

（2）認知症初期集中支援チームの設置

概　要

複数の専門職により、認知症の人本人や家族等の初期の支援を包括的・集中的に行う支援チームを設置しています。

認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、専門医の鑑別診断等を踏まえて観察・評価を行い、初期の包括的・集中的な支援から自立生活のサポートまで支援します。

今後の方針

地域包括支援センター内に設置した認知症初期集中支援チームの周知を図るとともに、認知症が疑われる人の把握と早期対応に努めます。

（3）認知症地域支援推進員の配置

概　要

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

今後の方針

市幸齢課に配置している認知症地域支援推進員による相談業務の周知を図るとともに、支援体制の充実を図るため関係機関との連携強化に努めます。

また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置することを検討していきます。

第6章　介護サービスの充実

「介護サービスの充実」の施策分野においては、基本施策を2つ定め、個別の施策を展開していきます。

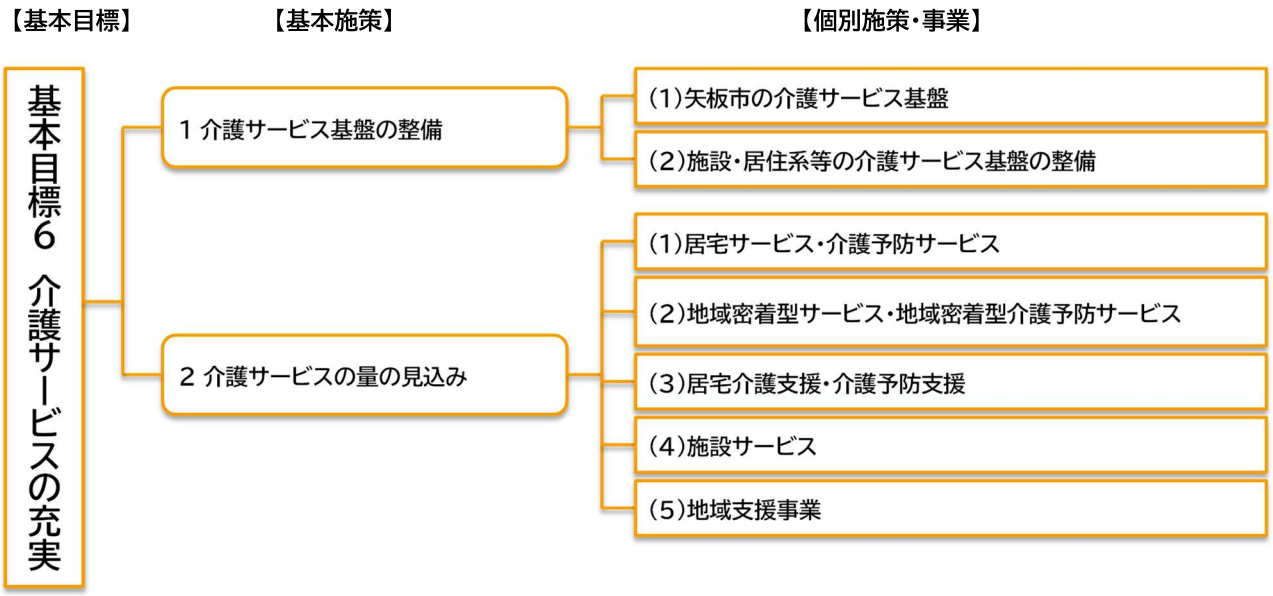

第1節　介護サービス基盤の整備

高齢化の進行に伴い、今後も介護を必要とする高齢者の増加や介護ニーズの多様化が見込まれることから、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、必要な介護サービスを安定的に提供できる体制を確保することが重要です。

介護を必要とする高齢者一人一人の心身の状態や生活状況、本人や家族の希望に応じて、必要なサービスを適切に選択し、利用できるよう、介護サービスの提供体制の確保・充実を図ります。

また、今後の介護需要や地域の実情を踏まえながら、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の適切な提供体制の確保に努めるとともに、必要に応じて近隣市町や関係機関等との連携を図り、地域全体で必要な介護サービスを安定的に提供できる基盤づくりを進めます。

さらには、地域における在宅医療の提供状況や医療・介護連携の状況等を勘案し、必要なサービス量の確保を図ります。

■介護サービスの全体像

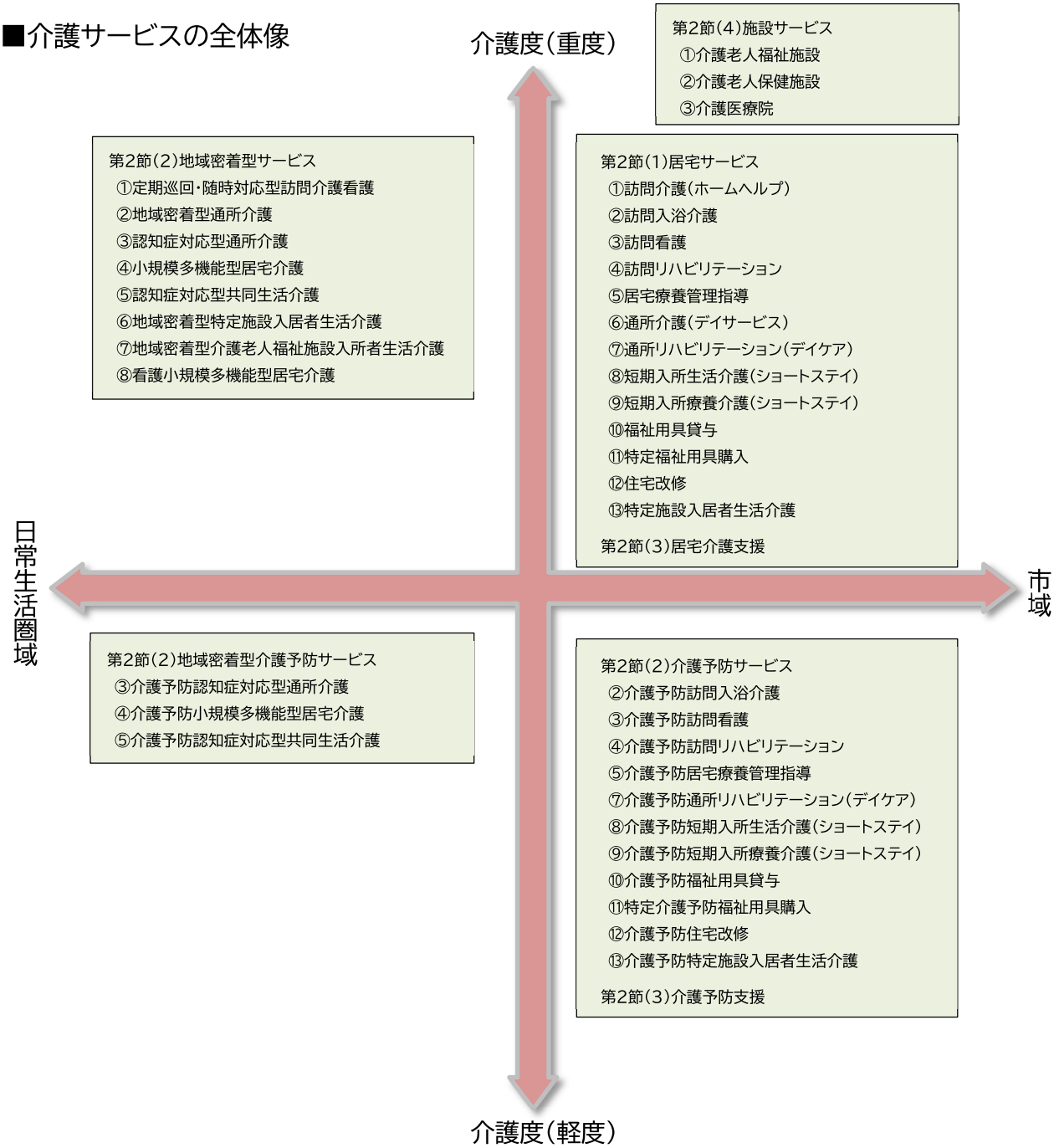

(1)矢板市の介護サービス基盤

市内における居宅介護サービス及び施設・居住系サービスの整備状況は、日常生活圏域ごとに下表のとおりとなっています。

■矢板市内の圏域別介護サービス事業所数

サービス種類	日常生活圏域			市全体
	矢板	泉	片岡	
居宅介護サービス	62	8	14	84
居宅介護支援	6	1	1	8
訪問介護	7	1	0	8
訪問看護	13	1	4	18
訪問リハビリテーション	11	1	4	16
通所介護	5	1	1	7
通所リハビリテーション	7	0	0	7
地域密着型通所介護	2	1	1	4
短期入所生活介護	3	1	1	5
短期入所療養介護	2	0	1	3
特定施設入居者生活介護	1	0	0	1
福祉用具貸与	3	0	0	3
小規模多機能型居宅介護	2	1	1	4
施設・居住系サービス	6	2	3	11
介護老人福祉施設	1	1	0	2
地域密着型介護老人福祉施設	1	0	1	2
認知症対応型共同生活介護	3	1	2	6
介護老人保健施設	1	0	0	1
合計	68	10	17	95

※令和8年9月末日現在。「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」については、医療みなし（市内医療機関等）を含む。「短期入所療養介護」については、施設みなし（市内医療機関等）・医療みなしを含む。

（2）施設・居住系等の介護サービス基盤の整備

住み慣れた地域での在宅生活を支えるための居宅介護サービスに重きを置きますが、一方で、在宅での生活が困難な重度の要介護者の受け皿としての施設・居住系等の介護サービスを確保していくことも必要となります。

本市においては、全ての日常生活圏域に介護老人福祉施設をはじめとした施設・居住系サービス事業所が整備されています。本計画期間においては、これらの既存施設を活用し、施設・居住系の介護サービスを確保してまいります。

（3）高齢者の多様な住まいの確保

高齢者の住まいに対するニーズが多様化する中、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、地域における高齢者の生活を支える重要な住まいとなっています。国や県と連携し、これらの施設の整備状況や入居定員、入居者の状況等を把握し、高齢者の住まいの確保と介護サービス提供体制の充実に向けた取組を推進します。

■市内の高齢者向け住まいの整備状況（令和8年10月1日現在）

区分	施設数（施設）	入居定員総数（人）
サービス付き高齢者向け住宅	2	82
有料老人ホーム（介護付き）	1	30
有料老人ホーム（住宅型）	1	15
合計	4	127

第2節　介護サービスの量の見込み

(1)居宅サービス・介護予防サービス

概　要

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。要介護1から5の認定を受けた方を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

■居宅サービス・介護予防サービスの一覧

①訪問介護(ホームヘルプサービス)
訪問介護員(ホームヘルパー)や介護福祉士が、要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話を行うサービスです。
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
要支援・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。
③訪問看護・介護予防訪問看護
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要支援・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画の下でリハビリテーションを行うサービスです。
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
病院、診療所又は薬局の、医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が、要支援・要介護者の自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行うサービスです。
⑥通所介護(デイサービス)
要介護者が日帰りで介護施設等に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。
⑦通所リハビリテーション(デイケア)・介護予防通所リハビリテーション
要支援・要介護者が日帰りで介護施設等に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護
要支援・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

⑨短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護【老健】【病院等】【介護医療院】
要支援・要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所して、医療管理の下で看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。
⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
要支援・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。
⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費
要支援・要介護者が、貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。
⑫住宅改修・介護予防住宅改修
要支援・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。
⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、療養上の世話等を行うサービスです。

今後の方針

近年、福祉用具購入費や住宅改修費が増加していますが、全体的にサービス量は横ばいか微増で推移しています。今後は従来と同等以上のサービス利用量を見込んでいますが、市内及び近隣の事業所により必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

今後も事業者やケアマネジャー、地域包括支援センター等と情報交換を行い、適切なサービス利用を目指して、各種サービスを必要としている利用者への制度の周知や支援を行います。

■居宅サービスの見込量

（1か月あたり）

			第9期実績値			第10期見込値			中長期見込値
			令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和22年度（2040年度）
居宅サービス									
	訪問介護	回数(回)	4,198	4,759	5,293	4,805	4,864	4,840	5,527
		人数(人)	225	216	229	232	235	237	263
	訪問入浴介護	回数(回)	37	25	34	40	40	40	46
		人数(人)	8	6	7	8	8	8	9
	訪問看護	回数(回)	514	624	680	675	688	695	788
		人数(人)	66	77	92	93	95	96	108
	訪問リハビリテーション	回数(回)	468	427	465	467	467	490	522
		人数(人)	46	40	33	44	44	46	49
	居宅療養管理指導	人数(人)	81	85	97	104	107	108	121
	通所介護	回数(回)	3,344	3,198	3,262	3,393	3,457	3,487	3,856
		人数(人)	332	319	331	339	346	350	386
	通所リハビリテーション	回数(回)	997	1,062	1,198	1,236	1,209	1,208	1,331
		人数(人)	150	161	177	184	185	186	204
	短期入所生活介護	日数(日)	1,632	1,592	1,874	1,846	1,862	1,861	2,115
		人数(人)	122	115	117	125	126	127	142
	短期入所療養介護（老健）	日数(日)	21	14	0	22	22	22	36
		人数(人)	2	1	0	2	2	2	3
	短期入所療養介護（病院等）	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	人数(人)	502	512	534	548	557	567	631
	特定福祉用具購入費	人数(人)	7	10	10	10	10	10	12
	住宅改修費	人数(人)	5	5	6	6	6	6	6
	特定施設入居者生活介護	人数(人)	26	22	21	22	23	25	26

■介護予防サービスの見込量

（1か月あたり）

			第9期実績値			第10期見込値			中長期見込値
			令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和22年度（2040年度）
介護予防サービス									
	介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数(回)	79	136	182	217	215	227	231
		人数(人)	10	19	19	24	23	24	25
	介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	65	58	62	52	52	52	52
		人数(人)	8	7	5	6	6	6	6
	介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	3	4	3	4	4	4	4
	介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	62	62	67	69	70	71	74
	介護予防短期入所生活介護	日数(日)	15	10	4	11	11	11	11
		人数(人)	3	2	2	2	2	2	2
	介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	人数(人)	95	95	95	103	105	106	108
	特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2
	介護予防住宅改修費	人数(人)	2	1	0	1	1	1	1
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	3	3	3	3	3	3	3

（2）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

概　要

地域密着型サービスは、要支援・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。

原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

■地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの一覧

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせて、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
②地域密着型通所介護
小規模な事業所が提供する通所介護サービスであり、要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。
③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
認知症であっても日常生活動作において自立している要支援・要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。
④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
要支援・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。
⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症の要支援・要介護者がグループホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービスです。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員29人以下の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練等を行うサービスです。
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理等のサービスを提供する施設です。
⑧看護小規模多機能型居宅介護
要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。

今後の方針

地域密着型サービスは、原則として事業所所在地の被保険者に限ったサービス利用とされており、現在サービス供給量は確保されています。

今後の整備については、利用者のニーズや利用状況を考慮しながら、供給量を検討していきます。

■地域密着型サービスの見込量

（1か月あたり）

			第9期実績値			第10期見込値			中長期見込値
			令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和22年度（2040年度）
地域密着型サービス									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	2	3	2	4	4	4	4
	地域密着型通所介護	回数(回)	686	634	673	692	716	726	820
		人数(人)	70	62	70	71	73	74	84
	認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	人数(人)	76	78	79	81	83	84	93
	認知症対応型共同生活介護	人数(人)	62	65	71	74	77	78	87
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	53	53	54	54	54	54	66
	看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

■地域密着型介護予防サービスの見込量

（1か月あたり）

			第9期実績値			第10期見込値			中長期見込値
			令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和22年度（2040年度）
地域密着型介護予防サービス									
	介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	4	4	9	10	10	9	10
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

（3）居宅介護支援・介護予防支援

概　要

在宅で自立した生活を送るため、サービスを適切に利用できるよう計画の立案・調整を行うのが居宅介護支援・介護予防支援です。

要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅介護支援、要支援1・2の方を対象とした介護予防支援に区分されます。

■サービス内容

居宅介護支援・介護予防支援
要支援・要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるよう、ケアマネジャーが介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

今後の方針

市内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

住み慣れた在宅での自立した生活を送るため、利用者の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランの作成ができるよう、ケアマネジャーへの支援にも努めていきます。

■居宅介護支援サービスの見込量　（1か月あたり）

		第9期実績値			第10期見込値			中長期見込値
		令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和22年度（2040年度）
居宅介護支援	人数（人）	719	714	740	750	758	768	846

■介護予防支援サービスの見込量　（1か月あたり）

		第9期実績値			第10期見込値			中長期見込値
		令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和22年度（2040年度）
介護予防支援	人数（人）	137	147	158	163	163	163	169

(4)施設サービス

概　要

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

■介護保険施設サービスの一覧

①介護老人福祉施設
介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。
②介護老人保健施設
在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象としています。
③介護医療院
今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

今後の方針

今後は、従来と同等か若干の増加を見込んでいますが、第6期においてサービス基盤整備(介護老人福祉施設の増床)を図ったことから、本市における既存施設及び近隣施設等により必要なサービス量は確保できる見込みです。

今後の整備については、利用者のニーズや他のサービスとのバランスを考慮しながら検討していきます。

■施設サービスの見込量　　(1か月あたり)

			第9期実績値			第10期見込値			中長期見込値
			令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	令和10年度(2028年度)	令和11年度(2029年度)	令和22年度(2040年度)
施設サービス									
	介護老人福祉施設	人数(人)	141	148	145	149	154	160	166
	介護老人保健施設	人数(人)	79	80	80	83	86	89	93
	介護医療院	人数(人)	9	7	6	9	9	9	8

（5）地域支援事業

概　要

地域支援事業は、被保険者が要介護や要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、各種施策を展開しています。

■地域支援事業の構成一覧

類型	矢板市実施事業	第2部掲載章・節	掲載ページ
介護予防・日常生活支援総合事業			
介護予防・生活支援サービス事業			
訪問型サービス	訪問型サービス	2-3(2)	80
通所型サービス	通所型サービス	2-3(1)	79
その他生活支援サービス	生活支援サービス	2-3(3)	81
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	2-3(4)	81
一般介護予防事業			
介護予防把握事業	介護予防把握事業	2-2(4)	77
介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業	2-2(1)	76
	各種介護予防教室	2-2(3)	77
	認知症予防普及啓発事業（認知機能簡易検査）	5-4(1)①	121
	認知症予防普及啓発事業（認知症予防教室）	5-4(1)②	122
地域介護予防活動支援事業（重層的支援体制整備事業）	高齢者サロン事業	1-2(1)	54
	お元気ポイント事業	1-3(1)	56
	シルバーサポーター養成事業	2-2(2)	76
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業評価事業	2-2(6)	78
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	2-2(5)	78
包括的支援事業			
地域包括支援センターの運営（重層的支援体制整備事業）			
総合相談支援業務	総合相談支援事業	3-3(1)	88
権利擁護業務	権利擁護事業	3-3(3)①	89
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域包括支援センターの機能強化	4-1(1)	93
社会保障充実分			
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の推進	4-2(1)	99
生活支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）			
生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターの配置	4-1(3)①	97
協議体の設置	協議体の活動推進・連携強化	4-1(3)②	98
認知症総合支援事業			
認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チームの設置	5-4(2)	122
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員の配置	5-4(3)	123
	認知症ケアパスの作成・普及	5-1(3)	116
	認知症カフェ等	5-3(1)	120
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	認知症サポーターの活動促進	5-1(4)②	117
地域ケア会議推進事業	地域ケア会議の充実	4-1(2)	95
介護情報利活用事業		4-1(4)	98

類型	矢板市実施事業	第2部掲載章・節	掲載ページ
任意事業			
介護給付等費用適正化事業	介護給付の適正化	第3部掲載	147
家族介護支援事業			
家族介護者への個別・集団支援	家族介護者会「りんごの会」	4-2(2)②	102
介護教室の開催	家族等介護者(ケアラー)研修会の開催	4-2(2)③	102
認知症高齢者等見守り事業	認知症等による徘徊高齢者等の事前登録制度	5-2(1)	118
家族介護継続支援事業			
健康相談・疾病予防事業	家族等介護者(ケアラー)健康相談	4-2(2)①	101
介護自立支援事業	家族介護慰労金の支給	4-2(2)⑤	103
その他の事業			
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	3-3(3)②	90
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーターの養成	5-1(4)①	117
地域自立生活支援事業	生活援助員派遣事業	3-1(4)	84

今後の方針

地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進していきます。

■介護予防・日常生活支援総合事業の見込量　（1か月あたり）

		第9期実績値			第10期見込値			中長期見込値
		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	令和10年度(2028年度)	令和11年度(2029年度)	令和22年度(2040年度)
地域支援事業								
訪問型サービス	人数(人)	51	51	52	52	53	54	47
通所型サービス	人数(人)	69	66	68	68	70	71	62